番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
76	日本馬事会登記	昭和16.12.24勅1201号	馬事団体令
77	馬事組合登記	同上	同上
78	敵産管理に関する登記	昭和16.12.22 法 99号	敵産管理法
79	戦時金融金庫登記	昭和17. 2.19 法 32号	戦時金融金庫法
80	南方開発金庫登記	昭和17. 2.19 法 33号	南方開発金庫法
81	戦時海運管理令に基く船舶運営会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
82	商船管理委員会登記	昭和17. 3.25 勅235号	戦時海運管理令
83	金融統制令に基く統制組合登記	昭和17. 4.18 勅440号	金融統制団体令
84	地方金融協議会登記	同上	同上
85	日本銀行登記	昭和17. 2.25 法 67号	日本銀行法
86	日本医療団登記	昭和17. 2.24 法 70号	国民医療法
87	食糧営団登記	昭和17. 2.20 法 40号	食糧管理法
88	金融事業の委託に関する登記	昭和17. 5.16 勅511号	金融事業整備令
89	交易営団登記	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法
90	塩業組合登記	昭和18. 3. 8 法 32号	塩専売法
91	塩業組合連合会登記	同上	同上
92	塩業組合中央会登記	同上	同上
93	日本証券取引所登記	昭和18. 3.11 法 44号	日本証券取引所法
94	市街地信用組合登記	昭和18. 3.11 法 45号	市街地信用組合法
95	酒類業団体登記（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、全国酒販組合）	昭和18. 3.15 法 73号	酒類業団体法
96	商工経済会登記	昭和18. 3.11 法 52号	商工経済会法
97	木船保険組合登記	昭和18. 3. 9 法 37号	木船保険法
98	農業団体登記（地方農業会、全国農業会、中央農業会）	昭和18. 3.10 法 46号	農業団体法
99	農業協同組合登記	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
廃止	昭和20.12.19 法 44号	国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
同上	同上	同上	同上
同上	昭和20.11.25大蔵省令101号	敵産管理法廃止	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関シ外貨処理法等ノ廃止
閉鎖	昭和21. 6.19 勅329号	閉鎖機関指定	同上
同上	同上	同上	同上
改称	昭和25. 3.27 政 38号	国家総動員法及戦時緊急措置法を廃止する法律の一部を改正する等の政令	商船管理委員会と改称
解散	昭和27. 3.31 法 24号	商船管理委員会の解散及び清算に関する法律	
廃止	昭和20.12.19 法 44号	国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関シ外貨処理法等ノ廃止
同上	同上	同上	同上
同上	昭和23. 7.30 法201号	医師法	
解散	昭和22.12.30 法247号	食糧管理法の一部を改正する法律	
廃止	昭和20.12.19 法 44号	国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
解散	昭和21. 6.20 勅330号	交易営団解散令	
廃止	昭和24. 5.28 法122号	㊟ 改正塩専売法	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
解散	昭和22. 3.27 法 21号	日本証券取引所解散に関する件	
廃止	昭和24. 6. 1 法183号	中小企業等協同組合法施行法	
解散	昭和22.12.17 法172号	酒類公団法	
同上	昭和21. 9.14 法 23号	商工経済会法廃止	
同上	昭和23. 7. 6 法106号	木船保険組合の解散に関する法律	
廃止	昭和22.11.19 法133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律	

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
100	農業協同組合連合会登記	昭和22.11.19 法133号	農業共同組合法
101	大日本育英会登記	昭和19. 2.17 法 30号	大日本育英会法
102	外資金庫登記	昭和20. 2. 9 法 2号	外資金庫法
103	重要産業団体令に基く統制会登記	昭和20. 7. 4 勅409号	重要産業団体令中改正
104	労働組合登記	昭和20.12.22 法 51号	労働組合法
105	蚕糸協同組合登記	昭和20.12.22 法 57号	蚕糸業法中改正
106	蚕糸業会登記	同上	同上
107	持株会社整理委員会登記	昭和21. 4.20 勅233号	持株会社整理委員会令
108	生命保険中央会登記	昭和20. 2.14 法 11号	生命保険中央会法
109	損害保険中央会登記	昭和10. 2.14 法 12号	損害保険中央会法
110	重要物資管理営団登記	昭和17. 2.24 法 69号	重要物資管理営団法
111	特定商社財産の管理人の登記	昭和21. 7.30 大蔵省令6号	特定商社財産の管理に関する法律
112	特別経理会社等に関する登記	昭和21. 8.15 法 6号 昭和21. 8.15 法 7号	金融機関経理応急措置法 会社経理応急措置法
113	復興金融金庫登記	昭和21.10. 8 法 34号	復興金融金庫法
114	林業会登記	昭和21.10.12 法 35号	林業会法
115	林産組合登記	昭和21.10.12 法 35号	同上
116	金融機関再建整備法による登記	昭和21.10.19 法 39号	金融機関再建整備法
117	企業再建整備法による登記	昭和21.10.15 法 40号	企業再建整備法
118	産業復興営団登記	昭和21.10.21 法 46号	産業復興営団法
119	証券取引所登記	昭和23. 4.13 法 25号	証券取引所法中改正
120	閉鎖機関に関する登記	昭和22. 3.10 勅 74号	閉鎖機関令
121	閉鎖機関整理委員会登記	昭和22. 3.10 勅 75号	閉鎖機関整理委員会令
122	船舶公団登記	昭和22. 4. 7 法 52号	船舶公団法
123	石油配給公団登記	昭和22. 4.15 法 55号	石油配給公団法
124	配炭公団登記	昭和22. 4.15 法 56号	配炭公団法
125	産業復興公団登記	昭和22. 4.15 法 57号	産業復興団体法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
閉鎖	昭和21. 6.19 勅329号	閉鎖機関指定	
廃止	昭和21. 9.28 勅446号	重要産業団体令及び同施行規則を廃止	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法	
同上	同上	同上	
解散	昭和26. 7.10 政262号	持株会社整理委員会解散令	
廃止	昭和22. 9.20 法109号	生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律	
同上	昭和22. 9.20 法109号	同上	生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継に関する法律
同上	昭和18. 3. 6 法 26号	交易営団法	
同上	昭和25. 8. 4 政252号	ドイツ財産管理令	ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
廃止	昭和26. 3.31 法108号	日本開発銀行法	
同上	昭和24. 6. 1 法182号	中小企業等協同組合法	
同上	同上	同上	
同上	昭和22. 4.15 法 57号	産業復興公団法	
解散	昭和25. 3.31 政 60号	船舶公団解散令	
同上	昭和24. 4. 1 政 63号	石油公団解散令	
同上	昭和24. 9.15 政335号	配炭公団解散令	
同上	昭和26. 3.30 政 61号	産業復興公団解散令	

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
126	貿易公団登記	昭和22. 3.15 法 59号	貿易公団法
127	価格調整公団登記	昭和22. 4.15 法 92号	価格調整公団法
128	肥料配給公団登記	昭和22. 4.30 勅171号	肥料配給公団令
129	飼料配給公団登記	昭和22.12.17 法202号	飼料配給公団法
130	酒類配給公団登記	昭和22.12.17 法172号	酒類配給公団法
131	食料品配給公団登記	昭和22.12.17 法201号	食料品配給公団法
132	油糧配給公団登記	昭和22.12.17 法203号	油糧配給公団法
133	油糧砂糖配給公団登記	昭和25. 3.31 法 59号	油糧砂糖配給公団法
134	食糧配給公団登記	昭和22.12.30 法249号	食糧管理法中改正
135	特別調達庁登記	昭和22. 4.28 法 78号	特別調達庁法
136	農業共済組合登記	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法
137	農業共済保険組合登記	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法
138	農業共済組合連合会登記	昭和24. 6. 8 法201号	農業災害補償法の一部を改正する法律
139	損害保険料率団体登記	昭和23. 7.29 法193号	損害保険料率団体に関する法律
140	消費生活協同組合登記	昭和23. 7.30 法220号	消費生活協同組合法
141	社会保険診療報酬支払基金登記	昭和23. 7.10 法129号	社会保険診療報酬支払基金法
142	日本専売公社登記	昭和23.12.30 法255号	日本専売公社法
143	日本国有鉄道登記	昭和23.12.20 法256号	日本国有鉄道法
144	国家公務員法第98条第7項の法人登記	昭和23.12. 3 法222号	国家公務員法中改正
145	国民金融公庫登記	昭和24. 5. 2 法 49号	国民金融公庫法
146	中小企業等協同組合登記(事業協同組合、信用協同組合、企業組合)	昭和24. 6. 1 法181号	中小企業等協同組合法
147	外国相互会社登記	昭和24. 6. 1 法184号	外国保険事業者に関する法律
148	弁護士会登記	昭和24. 6.10 法205号	弁護士法
149	日本弁護士連合会登記	同上	同上
150	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人登記	昭和24.12.15 法270号	私立学校法
151	連合国軍人等住宅公社登記	昭和24. 4. 1 法 82号	連合国軍人等住宅公社法
152	医療法人登記	昭和25. 5. 1 法122号	医師法の一部を改正する法律

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
解散	昭和25.12.29 政379号	鉱工貿易公団及び繊維貿易公団解散令	食料貿易公団、原材料貿易公団は昭和 24.4.1 解散
同上	昭和26. 4. 1 政 88号	価格調整公団解散令	
同上	昭和25. 7.31 政243号	肥料配給公団解散令	
同上	昭和25. 3.31 政 47号	飼料配給公団解散令	
同上	昭和24. 6.30 政237号	酒類配給公団解散令	
同上	昭和25. 3.31 政 46号	食料品配給公団解散令	
改称	昭和25. 3.31 法 59号	油糧配給公団法の一部を改正する法律	油糧砂糖配給公団法と改称
解散	昭和26. 3.30 政 60号	油糧砂糖配給公団解散令	
同上	昭和26. 3.30 政 59号	食糧配給公団解散令	
廃止	昭和24. 5.31 法129号	特別調達庁設置法	
改称	昭和24. 6. 8 法201号	農業災害補償法の一部を改正する法律	農業共済組合連合会と改称
廃止	昭和27. 3.31 法 42号	連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律	

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
153	日本放送協会登記	昭和25. 5. 2 法132号	放送法
154	住宅金融公庫登記	昭和25. 5. 6 法156号	住宅金融公庫法
155	特別鉱害復旧公社登記	昭和25. 5.11 法176号	特別鉱害復旧臨時措置法
156	船主相互保険組合登記(木船保険組合、船主責任相互保険組合)	昭和25. 5.11 法177号	船主相互保険組合法
157	日本輸出銀行登記	昭和25.12.15 法268号	日本輸出銀行法
158	日本輸出入銀行登記	昭和27. 4. 1 法 66号	日本輸出入銀行法
159	地方公務員法第54条第1項の法人登記	昭和25.12.13 法261号	地方公務員法
160	商品取引所登記	昭和25. 8. 5 法239号	商品取引所法
161	港務局登記	昭和25. 5.31 法218号	港湾法
162	水産加工業協同組合共済会登記	昭和25.12.18 法277号	水産業協同組合法の一部改正
163	社会福祉法人登記	昭和26. 3.29 法 45号	社会福祉事業法
164	日本開発銀行登記	昭和26. 3.31 法109号	日本開発銀行法
165	信用金庫登記	昭和26. 6.15 法238号	信用金庫法
166	信用金庫連合会登記	昭和26. 6.15 法238号	信用金庫法
167	私立学校振興会登記	昭和27. 3.27 法 11号	私立学校振興会法
168	農業共済基金登記	昭和27. 6.20 法202号	農業共済基金法
169	日本電信電話公社登記	昭和27. 7.31 法250号	日本電信電話公社法
170	調整組合登記	昭和27. 8. 1 法249号	特定中小企業の安定に関する臨時措置法
171	調整組合連合会登記	同上	同上
172	鉱害復旧事業団登記	昭和27. 8. 1 法295号	臨時石炭鉱害復旧法
173	日本赤十字社登記	昭和27. 8.14 法305号	日本赤十字社法
174	漁業信用基金協会登記	昭和27.12.27 法346号	中小漁業融資保証法
175	農林漁業金融公庫登記	昭和27.12.29 法355号	農林漁業金融公庫法

備考

1 本調査は現在のものだけでなく廃止又は改称されたものも経過を示すため掲載した。

2 本調査は短期間に為されたため、或は誤謬があるかもしれないが、将来誤謬発見の際は補正することとしたい。

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
解散	昭和25.12.16 政355号	特別鉱害復旧公社解散令	
改称	昭和27. 4. 1 法 66号	日本輸出銀行法の一部を改正する法律	日本輸出入銀行と改称

登記の総数累年比較

年次	種別	甲号					乙号	登録税及び手数料額
		登記総数		農業用動産抵当登記	商業登記	その他の登記	謄本、抄本、閲覧、証明等の請求の数	
		件数	箇数	箇数	件数	件数		円
昭和27年		12,518,602	14,031,535	7,603	8,904	365,326	191,391	7,113,543	8,773,160,48600
昭和26年		10,219,857	14,187,124	5,134	6,172	456,934	142,076	5,170,777	7,071,333,05800
昭和25年		9,344,976	48,026,290	5,943	7,246	276,113	148,435	1,965,431	4,343,690,37500
昭和24年		5,064,029	24,284,203	8,911	10,676	275,236	148,146	1,238,846	2,776,713,07900
昭和23年		4,548,435	10,266,872	2,424	2,819	309,943	399,538	1,013,229	1,913,455,56904
昭和22年		4,603,837	13,266,665	2,374	3,011	274,267	163,318	885,000	628,903,09733
昭和21年		4,547,373	13,771,158	4,170	4,935	207,389	188,723	718,194	190,027,58309
昭和18年		4,908,797	11,141,496	8,193	9,636	192,487	225,833	1,446,128	104,348,39483
昭和17年		5,208,104	11,918,522	10,103	11,973	174,717	296,574	1,557,984	87,596,47752
昭和16年		5,688,707	13,973,208	11,288	13,244	160,587	275,963	1,611,366	81,815,16437

註　本表中甲号とあるのは登記の申請又は官公署の嘱託による登記であり、乙号とあるのは登記簿の謄本、抄本、閲覧、登記事項に変更のないこと又は或る事項の登記のないこと若しくは登記簿の謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明及び印鑑証明の請求数をいう。

箇数とあるのは不動産登記については、土地は筆数、建物は棟数、立木は集団数、船舶は艘数をいう。又農業用動産抵当登記は農業用機械については箇数、牛、馬は頭数、漁船は隻数である。

その他の登記とあるのは商業登記以外の各種組合その他の法人の登記をいう。

第3　矯正統計

1　目的

矯正統計は、拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所の収容状況並びに収容者についての統計調査を行い、施政の企画に供えるとともに刑事政策その他に寄与せんとするものであり、刊行書としては、年間調査のものは、「行刑統計年報」及び「行刑統計要旨」として毎年発行（明治32年以来）し、月間調査のものは、「法務統計月報」に登載し、広く官庁、大学、図書館等に配付している。

2　業務の実施状況

統計表は次の規定にもとずいて調製報告されている。

(イ)　行刑関係

行刑統計月表報告例及び様式……昭和27年8月矯正甲第79号訓令

行刑統計年表報告例及び様式……昭和16年7月調第201号訓令

行刑統計小票取扱規程及び様式……昭和15年11月調第239号訓令

行刑統計報告例及び様式(作業年表・収支表)…大正2年10月訓令第7号

刑執行事件年表報告例及び様式……昭和16年4月調第99号訓令

(ロ)　少年院関係

在院者月表報告例及び様式……昭和24年11月矯正甲第1,064号訓令

少年院年表報告例及び様式……昭和24年12月矯正甲第1,243号訓令

(ハ)　少年鑑別所関係

観護月表報告例及び様式……昭和24年11月矯保甲第972号訓令

a　月表はいずれも月間における施設の入出所の状況、平均収容人員及び月末日に収容中の者について各種の調査を行うことを内容とし、翌月の12日迄に各所分を収集して、全国集計を行い、製表の上月報に登載している。

因に、行刑統計月表で調査する入出監者の種別は、「受刑者（成人・少年)」、「死刑確定者」、「被告人」、「被疑者」、「労役場留置者」、「引致状による留置者」、「監置者」、「観護措置の仮収容者（本来の観護の措置に伴うもの。勾留に代る観護の措置に伴うもの)」及び「乳児」である。

b　行刑統計年表は、刑務所職員、収容者の懲罰事犯、及び累進処遇による階級別等の調査を行い、少年院年表は、年間の新収容者について、行為、

年齢、職業、境遇、教育、処分及び非行原因等の調査を行うことを内容とし、前者は、翌年の1月末日迄に、後者は、2月末日迄に各所分を収集して全国集計を行い、製表の上行刑関係の分は年報に登載している。少年院年表の集計結果は後日数年分を取まとめ少年院年報として刊行の予定である。

c　行刑統計小票は、受刑者入監小票、受刑者出監小票、再入受刑者小票及び病者小票の4種類あつて、それぞれ入監時、出監時、再入時及び病者の転帰時に各人1枚づつ作成し、月毎に一括提出することとしているが、年間総数約20万枚が、当統計室矯正統計係に収集され、35種類の、統計表に分類集計されて、年報の主要な資料となつている。

d　その他刑務作業並びに収支に関する調査は、年間の刑務作業の実施状況を調査し、刑執行事件年表は各検察庁における自由刑、死刑、罰金刑及び科料刑の執行件数並びに金額等について調査するもので、いずれも集計結果を年報に登載している。

第4　そ　の　他

統計報告調整法（昭和27.5.24法律第148号）が同年8月21日から施行され、この法律にもとづいて、当室主幹が報告調整官として本省内の統計報告の調整にあたることとなつている。

◎ 法務大臣官房調査課の行政機構の改革による組織変更の経過

A 総　　説

当課は昭和27年8月1日から行政機構の改革に伴い、旧法制意見第四局から法務大臣官房の1課として、新たに発足したものであるが、旧法務府設置法（昭和22年12月法律第193号）第6条、旧法務府組織規程（昭和24年6月法務府令第1号）第6条中に規定されていた、旧法制意見第四局の所掌事務は、

(イ)　司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究

(ロ)　主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項

(ハ)　法制審議会に関する事項

(ニ)　内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項

(ホ)　法令集等の編さん及び刊行に関する事項

(ヘ)　法制に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項

(ト)　図書に関する事項

(チ)　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

(リ)　法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項

(ヌ)　民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項

(ル)　統計資料の編さん及び刊行に関する事項

等であつたが、行政機構の改革に伴い、法務省設置法、法務省組織令、法務省組織規程、法制局設置法及び法務研修所組織規程等の規定により、前記(イ)のうち民事に関する基本法の作成は民事局参事官室に、刑事に関する基本法の作成は刑事局参事官室に、(ロ)の法務に関する法律案及び政令案の審議に関する事項は法制局に、(イ)のうちの法務研究に関する事項は法務研修所にそれぞれ移管された。また、第四局法規課所掌の(ニ)、(ホ)の事項は新たに設けられた、当課法規室において、第四局統計課所掌の(リ)、(ヌ)、(ル)の事項は当課統計室において取り扱うことになつた。なお、(ヘ)(ト)(チ)の事項は法制意見第四局資料課の所掌に属せしめられていたが、資料課の廃止に伴い、官房調査課の所掌するところとなつたのである。

B 旧法制意見第四局の業務の実施状況（昭和27年1月より同年7月まで）

1　立　　案

(1)　民事、刑事及び司法制度に関する基本法等につき同局が原局として立案し、公布されたものをみると次のとおりである。

国　会　別	法　　律
第　13　回	7

○　第13回国会に提出のもの

(イ) 平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

日本国との平和条約の効力の発生に伴い、同条約第17条(b)項の規定に基く民事判決の再審査等及び議定書C 2項に規定する流通証券の呈示等のための期間について定めたもの。

(ロ) 平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

日本国との平和条約の効力の発生に伴い、同条約第17条(b)項の規定に基く刑事判決の再審査等について定めたもの。

(ハ) 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

下級裁判所の法廷の警備及び家庭裁判所の医務室の整備のため裁判官以外の裁判所の職員の定員を改正したもの。

(ニ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、十簡易裁判所の管轄区域を変更し、簡易裁判所所在地の移転、または所在地名の改称により本法律列表を改正したもの。

(ホ) 最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律施行後の最高裁判所における事件処理の状況等にかんがみ、その施行期を二年間延長しようとするもの。

(ヘ) 会社更生法

経済的に窮境にあるが、なお再建の見込のある株式会社につき、裁判所の監督のもとに更生手続を開始し、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適当に調整しつつ、会社の資本構成を変更する等して会社の債務を整理し、その事業の維持更生を図ることができるようにしようとするもの。(全文295条)

(ト) 破産法及び和議法の一部を改正する法律

善良な破産者の更生を容易にするため免責の制度を採用し、経済事情の変動に応じ小破産の金額等を変更し、なお他の法令の改廃に伴い、法文の整理をしたもの。

以上のほか、最初法制意見第四局が立案し、議員に提案を依頼した法律

案に次の2件がある。

(イ) 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

(ロ) 法廷等の秩序維持に関する法律

(2) 政令及び法務府令は次の2件がある。

(イ) 政令第187号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

(ロ) 法務府令第64号

地方検察庁支部設置規則の一部を改正する府令

(3) 法案審議

法務府内各局課から回付された法律案で法制意見第四局において審議されたものは「国の利害に関係ある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部を改正する法律案」外19件があり、政令案は「行政機関職員定員法の一部を改正する政令案」外18件があつた。

2 資料の収集、整備、編さん及び刊行

昭和27年1月から7月迄の間に資料課において編さん刊行された資料は次の通りである。(なお、この項については「官房調査課」B(ニ)の「資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項」の項の説明をも参照)

(1) 法務資料

号	題名	著訳者	頁数	刊行年月	体裁
319	米国行政手続法解説	西迪雄	175	27.2	A5判仮装
320	南島村内法	奥野彦六郎	407	27.2	〃
321	少年保護事件における調査審判の理論と実際(司法研修所刊司法研究報告書5輯4号の複刻)	森田宗一	174	27.2	〃

(2) 法務研究報告書

法務に関する執務上当面した重要課題について、本府及び管下各庁の職員中から選任された法務研究員が研究した成果である報告書を刊行するものであつて、その前身は大正15年以降の刊歴ある司法研究報告書である

が、昭和23年法務庁設置以降本報告書と最高裁判所の司法研究報告書とに分離したものである。昭和27年中には次のC表の通り5種を刊行した。

C 表

集号	題名	報告者	頁数	刊行年月	体裁
36.6	各国に於ける過剰拘禁の緩和対策	藤平英夫	314	27.7	A5判仮装
40.2	英米における法律扶助制度の研究	西村克彦	195	27.2	〃
40.3	英米における自己負罪拒否の特権	石丸清見	96	27.2	〃
40.4	検察官控訴事件の綜合的研究	片桐孝之助	156	27.7	〃
40.5	英米両国の刑事裁判における挙証責任の具体的運用についての研究	田村弥太郎	210	27.7	〃

なお昭和27年8月本省機構の改革に伴い、法務研究に関する事務は従前の法制意見第四局の所管から、法務研修所の所管に移されたので、この研究報告書の第40集第6号以降の分は同所から刊行されることになつた。

これらの資料の配布については、「官房調査課」のB2(3)(b)に一括説明した。

3 旧法制意見第四局のその他の業務については、下記それぞれの項目毎に括弧内に記載した部局についての本書中の記載事項を参照されたい。

(イ) 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究……（民事局、刑事局、法務研修所）

(ロ) 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案……（旧法制意見長官総務室）

(ハ) 法制審議会に関する事項……（法制審議会）

(ニ) 内外の法令及び判例の収集及び整備……（官房調査課法規室）

(ホ) 法令集の編さん刊行……（同上）

(ヘ) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項……（国立国会図書館支部法務図書館）

(ト) 法務に関する統計の整備、改善及び企画……（官房調査課統計室）

(チ) 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項……（同上）

(リ) 統計資料の編さん刊行……（同上）

法務図書館 国立国会図書館支部法務図書館

一 基本的法規

(一) 国立国会書図館法（抜萃）（昭和23年2月9日法律第5号 改正 昭和24年6月6日法律第194号）

（この内容は昭和27年12月末現在を示す）

第1章 設立及び目的

第1条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第2条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第3条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

（中 略）

第7章 行政及び司法の各部門への奉仕

第17条 館長は、行政及び司法の各部門に図書館奉仕の連繋をしなければならない。この目的のために館長は左の権能を有する。

1 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、国家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。

2 行政及び司法の各部門の図書館で使用に供するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

3 行政及び司法の各部門の図書館長に年報又は特報の提出を要求することができる。

第18条 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に明白に区分して計上する。この費目の経費は、行

政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ他の費目に流用し又は減額することができない。

第19条　行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第20条　館長が最初に任命された後六箇月以内に行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規程による国立国会図書館の支部図書館となる。なお現に図書館を有しない各庁においては一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

(三)　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律

（昭和24年5月24日法律第101号 改正 昭和24年5月24日法律第103号 昭和28年2月13日 同 第5号）（抄）

（この内容は昭和28年3月末現在を示す）

第1条　左の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

（省　略）

国立国会図書館支部　法務図書館	法　務　省

（省　略）

第2条　各支部図書館に支部図書館の長各1人を置く。

2　支部図書館長は、国立国会図書館法に従い、支部図書館の館務を掌理する。

第3条　各支部図書館に、専任の職員を置く。

2　前項の職員は、当該行政機関の職員のうちから、国立国会図書館法第19条の規定により、任免する。

第4条　第1条に規定する行政機関の長は、前条に規定する職員の定数を当該

行政機関の職員の定員の範囲内において、支部図書館の状況に応じて、適当な数に定めなければならない。この場合において、当該行政機関の長は、国立国会図書館の館長に協議しなければならない。

附　則

この法律は、昭和24年6月1日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に関しては、昭和24年5月25日から適用する。

附　則（昭和24年5月24日法律第103号）

この法律は、昭和24年5月25日から施行する。

附則（昭和28年2月13日法律第5号）

この法律は、公布の日から施行する。

(三)　国立国会図書館組織規程（抄）（昭和23年8月26日官報）

（この内容は昭和27年12月末現在を示す。）

第1条　国立国会図書館に左の1局、6部、1分館及び27支部図書館を置く。

（中　略）

21　国立国会図書館支部法務図書館

（下　略）

第20条の3　行政及び司法各部門の支部図書館の運営の方法及び制度については、別にこれを定める。

附　則

第21条　本規程は、公示の日から、これを施行する。

（下　略）

(四)　法務府組織規程（昭和24年6月1日法務府令第1号）（抄）

（この内容は昭和27年7月末日現在を示す）

第6条　法制意見第四局においては左の事務をつかさどる。

（中　略）

6　法制に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項

7　図書に関する事項

8　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

（中　略）

2　前項（中略）第6号から第8号までの事務をつかどらせるために、資料課を、（中略）置く。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

(五)　法務省組織規程（昭和27年8月1日法務省令第1号）（抄）

（昭和27年8月31日法務省令第18号附則2により廃止）

第1条　法務省の内部組織は、この規定の定めるところによる。

第2章　大　臣　官　房

（大臣官房の分課）

第2条　大臣官房に（中略）左の三課を置き、（中略）調査課に、法規室及び統計室を置く。

（中　略）

調　査　課

（下　略）

（調査課の事務）

第6条　調査課においては、左の事務をつかさどる。

（中　略）

2　司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行に関する事項

3　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

（下　略）

附　則

1　この省令は公布の日から施行する。

2　法務府組織規程（昭和24年法務府令第1号）は廃止する。

(六)　法務省組織令（昭和27年8月30日政令第384号）（抄）

（この内容は、昭和27年12月末日現在を示す）

第1章　本　　省

第1節　大　臣　官　房

（大臣官房の分課）

第1条　大臣官房に、（中略）左の三課を置く。

（中　略）

調　査　課

（下　略）

（調査課）

第4条　調査課においては、左の事務をつかさどる。

（中　略）

2　司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行に関する事項

3　国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

（下　略）

附　則

この政令は昭和27年9月1日から施行する。

(七)　法務省組織規程（昭和27年8月30日法務省令第18号 改正　昭和28年3月26日法務省令第19号（抄））

（この内容は昭和28年3月末日現在を示す）

第1条　法務省の内部組織は、法務省組織令（昭和27年政令第384号。以下「令」という。）に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

（中　略）

第6条　調査課に法規室、統計室及び法務図書館を置く。（註　令第四条）

2　（前略）法務図書館においては、同条第2号の事務のうち図書の収集及び整備に関する事務並びに同条第3号の事務をつかさどる。

（昭28法省令19．一部改正）

（下　略）

第8条　（前略）法規室及び統計室に主幹を、法務図書館に館長を置く。

附　則

1　この省令は、昭和27年9同1日から施行する。

2　法務省組織規程（昭和27年法務省令第1号）は廃止する。

附　則　（昭和28年3月26日法務省令第19号）

この省令は、公布の日から施行する。

二　沿　　革

昭和3年、司法省は、司法省職員、裁判官、検察官等司法部職員の調査研究の施設として、本格的図書館施設を備えた現在の建物を建設し、明治4年司法省設置以来収集した図書資料を収蔵し、これを「司法研究室」と称して、同年9月1日に事務を開始した。当時の司法研究室内規第1条によると「司法研究室ハ司法大臣官房調査課ニ属シ司法省所属ノ図書、立法資料、特殊記録及民刑参考品ノ管理ニ関スル事務ヲ司ル」となつている。その内、特殊記録としては徳川幕府の最高裁判所判決原本たる裁許留、刑部省時代の諸記録、明治年間の著名刑事事件の裁判記録の多数があり、立法資料としては、明治初年における我国の法学及び立法事業に非常な貢献をなしたボアソナードの旧民法、旧刑法、治罪法等の法案草稿本、意見書を始め明治初年以来の諸立法の法案審議録、理由書等があつて、我国近世法制史上貴重な資料を多数所蔵し、参考品として、明治4年参議広沢真臣殺害事件の証拠品を始め明治年間の刑事事件証拠品があつた。図書は法律関係図書が大部分であつて、慶応3年10月以降の法令全書、明法8年以降の大審院民刑判決録を揃え、洋書としては、ドイツ学位論文コレクションの外に、第1次世界大戦の賠償物資として取得した多数のドイツ法律書があつた。爾来和漢洋に亘り法律関係図書を中心に政治、行政、経済、社会、産業、思想関係の図書資料の収集に努力すると共に、多数の司法部職員に対して図書館奉仕をして来たのである。

昭和23年2月15日法務庁を設置して司法省を廃止したが、司法研究室はそのまま同庁資料統計局資料課の所管に属せしめられ、法務に関する図書資料の収集整備に当つた。

同年8月27日、国立国会図書館法及び国立国会図書館組織規程により、国立国会図書館に支部図書館が置かれるに及んで、司法研究室は、他の17の司法行政各部門の図書館とならんで、国立国会図書館機構の一環としての支部図書館となり、その名を「国立国会図書館支部法務図書館」と改めた。かくして、支部法務図書館は、中央館及び各支部図書館と、相互に密接且つ有機的な連けいを保つて、ひとり部内に対するのみならず、また広く国会等に政府の各部門

その他に対しても、国会図書館法に規定する図書館奉仕を提供することとなつたのである。

昭和24年6月1日法務庁設置法の一部改正により、法務庁は法務府と改められ、府内に法制意見第四局資料課が設置されるに及び、支部法務図書館はその所管に属せしめられたが、昭和27年8月の行政機構改革による法務府の廃止及び法務省の設置に伴い、同省官房に調査課が設置せられるに及んでその所管に属せしめられて今日に至つている。

なお、支部図書館の数は、昭和23年発足当時は18館であつたが、昭和27年末においては総数27館、内行政司法部門のそれは24館となつている。

三　法務図書館の目的及び業務の内容

A　目　　的

法務省（府）内各局課職員に対しその所掌業務に関し十分な図書館奉仕を提供すると共に国立国会図書館支部図書館として、中央館及び各支部図書館との連繋により、国会並びに政府の全部門に対する文献に基づく調査と、リファレンスの奉仕をなす。

B　業務の内容

この目的達成のため、次のような業務を行つている。

1　総　　務

(1) 人事、予算その他庶務一般　(2) 各係において編集する各資料を印刷に付し、省（府）内各局課その他に配布する業務　(3) 図書閲覧票の発行　(4) 業務に関する各種統計の作成　(5) 国立国会図書館中央館及び他の行政司法各支部図書館との間の図書資料相互貸借事務　(6) 官庁出版物の国会図書館中央館への納入義務　(7) 国立国会図書館法第17条第3号の各種報告書を作成して国会図書館中央館へ提出する業務　(8) その他国立国会図書館中央館および他の行政司法各部門支部図書館その他との業務上の連絡。

2　図書資料の収集業務

(1) 購入すべき図書、定期刊行物その他の資料の選定及び図書副原簿登録　(2) 寄贈及び交換にかかる図書、定期刊行物その他の資料の受入及び図書副原簿登録　(3) 図書定期刊行物その他資料の国際交換業務並びに国際交換に

供する図書、定期刊物行、その他資料の受入及び図書副原簿登録。

3　図書資料の整理業務

(1)　受入せられた図書資料を法務図書館分類法に従つて分類し、請求記号を定める。(2) 基本目録カード、閲覧用目録カード（分類目録、著者名目録、書名目録の三種）の作成並びにそのカードの排列による基本目録及び閲覧目録の編成。

4　閲覧保管業務

(1)　図書の出納その他館内閲覧に関する事務　(2)　図書館の館外貸出に関する事務　(3)　整理済図書の書庫への収納　(4)　書庫及び閲覧室の整備　(5) 図書資料の点検消毒　(6)　定期刊行物、破損図書の製本事務。

5　考　査　業　務

(1)　図書資料に関する問合に対する調査回答及び読書相談その他利用者に対する調査援助　(2)　資料の分析、摘録、解説及びその周知に関する事務　(3)　和洋雑誌論文の目録カードの作成、分類及び目録編成　(4)　図書月報及び和漢図書並びに欧文図書の冊子目録その他各種考査資料の編さん。

四　組　　織

職　員　数

	事務官							雇		非常勤	計
	13級	11級	10級	9級	7級	6級	5級	4級	2級		
図書館長	1(1)										1(1)
総務			1			1(1)				1	3(1)
受入係		1						1	1(1)		3(1)
管理係				1			1			2	4
整理係				1(1)	1(1)		1				3(2)
考査係				1(1)	1						2(1)
計	1(1)	1	1	3(2)	2(1)	1(1)	2	1	1(1)	3	16(6)

備考　カッコ内は図書館専任職員の内数、その他の職員は官房調査課職員の兼務

五　設　　備

この図書館の建物は昭和3年の建築であつて、鉄筋コンクリート三階建3[illegible]坪である。

(1)　書庫12室（一階3室、二階2室、三階7室、延146坪）外に、閲覧室5室並に目録室に開架式書架が備付けている。

(2)　閲覧室5室各10坪、各室共書架をとりつけ、次の通り法令集、判例集等を置き、自由に閲覧せしめている。

第一閲覧室　日本法令室。第二閲覧室　日本判例集室。第三閲覧室　英米法令集室。第四閲覧室　英米判例集室。第五閲覧室　独・仏法令、判例集室。

(3)　図書出納室

二階約10坪の広間を使用している。ここには新受図書を一時陳列して閲覧者の便を図つている。

(4)　目録室　二階1室10坪　ここには、次の目録並に辞書類を備えてある。

A　カード目録

1　和漢書　(1)　分類目録　(2)　著者名綜合目録　(3)　書名綜合目録

2　欧文図書　(1)　著者名分類目録　(2)　書名分類目録　(3)　著者名綜合目録　(4)　新着洋書目録

3　和欧雑誌記事索引分類目録

B　冊子目録

1　和漢図書　(1)　和漢図書目録（昭11年刊）　(2)　和漢図書目録追録1（昭24年刊）　(3)　司法資料内容別国別既刊目録　(4)　司法研究内容別国別追号順既刊目録　(5)　飜訳原稿目録　(6)　図書月報第1巻（昭25）第2巻（昭26）第3巻（昭27）（欧文を含む）

2　欧文図書　(1)　欧文図書目録（昭11年刊）

(2)　欧文図書目録追録1（昭3年刊）

同　2（昭16年刊）

同　3（昭26年刊）

3　その他国会図書館、各大学図書館等刊行の冊子目録

C　和欧百科辞典、法律辞書その他辞典類

(5) 館長室　三階１室10坪

(6) 事務室　一階１室25坪

(7) 消毒室　二階１室（S・K式図書消毒機１台）

(8) 宿直室　一階１室

六　予　　算

昭和27年度において認められた支部図書館庁費は総額728,000円（内図書購入費640,000円、文具費44,000円、通信運搬費44,000円）であり、前年の総額752,300円に比し約5％減となつている。今これを過去３ケ年間にわたり累年別に示せば次の通りである。

	庁費予算総額	内訳		
		図書費	消耗品費	役務費
昭和25年度	558,900	411,600	74,200	52,360
昭和26年度	752,300	660,000	46,000	45,700
昭和27年度	728,000	640,000	44,000	44,000

しかしながら、当館の規模に徴しこの程度の予算では到底満足な図書館活動はなしえないので、その大幅の増額が切にのぞまれている次第である。

七　図書資料数　昭和27年12月末現在（雑誌を含む）

和漢文図書			欧文図書		
分類別		冊数	分類別		冊数
0	総記	8,673	0	General Works	1,138
1	哲学	3,065	1	Philosophy	1,391
2	歴史	3,943	2	Religion	80
3	社会科学	123,880	3	Social Sciences	68,716
4	自然科学	972	4	Philology	269
5	工業	1,147	5	Pure Science	105
6	産業	2,316	6	Useful Arts	190
7	美術	236	7	Fine Arts	12
8	語学	717	8	Literature	143
9	文学	2,008	9	History	289
	計	146,957		計	72,333

合計　219,290冊　　他に飜訳資料　1,360種

八　業務実施の概況

1　総　　務

A　支部図書館の運営は、各支部図書館並に中央館の有機的な連繋によつて全うし得るものであつて、この目的を達成するため、さきに、昭和24年月「支部図書館連絡協議会」の誕生を見たのであるが（本会規約については後出関係法規等の項参照）本年４月に入つては、更に一歩を進めて、官庁の図書館（支部図書館）地方議会の図書館、及び全国の民間諸団体の調査研究機関図書館等を打つて一丸とした専門図書館協議会（後出規約参照）が生まれ、当館もまたこの機構の一環として、これに対し積極的な連繋と協力を要請されるに至つた。このように図書館相互の横の連絡機構の充実発展に伴い、これに関連して処理しなければならない業務は漸次多角的に累増して来た。即ちこの関係において処理した業務のうちその主なものを列挙すれば次の通りである。

(イ) 原則として月一回本館において開催される支部図書館連絡協議会に出席して、業務運営に関する施策の策定、協議に参画した。

(ロ) 資料に関する各種の解説等をこれら団体の機関紙へ寄稿して、資料に関する情報を提供して啓発につとめた。

(ハ) 毎月業務統計を作成して本館、提出、報告した。

(ニ) 国立国会図書館法第17条第２号により、中央館又は他の支部図書館等に貸出し、又は当館がこれから借り受けた資料は、別表の通りで前年に比し総計において164件の増加となつている。

(ホ) 国立国会図書館法第４条により当館を経て中央館へ納入された資料は25種1,228冊であつた。

(ヘ) 国立国会図書館中央館において主宰する中央、地方の著名図書館視察又は国会図書館その他において施行された実務研修、並に全国図書館協会主催の全国図書館大会等に交互に職員を派遣し、その研修と新知識の獲得につとめた。

B　累増する整理、閲覧業務の円滑な処理を期するため、アルバイト延831人を使用して、これらの業務を補助せしめた。

相互貸借　昭和27年１月より同年12年月末迄１箇年間

相互貸借　昭和27年1月から同年12月末まで1箇年間

法務図書館から他の支部図書館又は国会図書館に貸出をなした数				法務図書館が他の支部図書館又は国会図書館から借受をなした数			
図書館名	和書	洋書	計	図書館名	和書	洋書	計
宮内庁図書館	2	—	2	文部省図書館	1	—	1
外務省図書館	14	1	15	最高裁判所図書館	28	7	35
文部省図書館	55	—	55	国立国会図書館	172	33	205
厚生省図書館	15	—	15	同　三宅坂分室	3	61	64
農林省図書館	2	2	4	同　上野分館	5	—	5
運輸省図書館	3	—	3				
労働省図書館	4	4	8				
建設省図書館	5	—	5				
電気通信省図書館	2	—	2				
最高裁判所図書館	101	10	111				
国立国会図書館	4	3	7				
同　三宅坂分室	70	28	98				
計	277	48	325	計	209	101	310
（前年計	240	45	285		63	108	186

2　図書資料収集業務

年中における収集資料の数は、和漢図書資料4,929冊（雑誌を含む、以下じ同。）欧文図書資料1,001冊、計5,930冊であつて、前年に較べて、受入冊数の減少を示しているが、これは、一般に購入単価の比較的かさんだものが多かつたためと、又特に欧文図書資料において、前年度におけるようなヘーグ会議からうけた研究費等による比較的大量な購入等のことがなかつたのによる。

図書資料受入数　（昭和27年1月から同年12月末迄の一箇年分と昭和26年、昭和25年各1箇年分との比較）

資料別＼受入年別＼和洋別		和漢文図書資料			欧文図書資料				合計
		購入	受贈	計	購入	受贈	国際交換	計	
図書	27年	2,075	1,392	3,467冊	432	345	71	848部	4,312
	26年	2,925	1,712	4,637	1,038	177	348	1,623	6,260
	25年	4,564	2,129	6,693	449	137	285	869	7,562
雑誌（定期刊行物）	27年	676	786	1,462	52	14	108	174	1,636
	26年	708	959	1,667	79	9	85	173	1,840
	25年	1,794	1,617	3,411	205	164	274	643	4,054
合計	27年	2,751	2,178	4,929	484	359	179	1,022	5,951
	26年	3,633	2,671	6,304	1,177	186	433	1,796	8,100
	25年	6,358	3,796	10,104	652	301	559	1,512	11,616

これらの図書資料の収集にあたつては、法律専門図書館としての要請にもとづき社会科学部門のうち特に法律を中心として政治、行政、経済、社会、労働等に関する内外の重要文献を収集するよう努めた。ことに洋書については、戦時中の空白を取りもどし、且つ欧米最近の刊行物を入手するために、先年来格段の努力をつゞけて来たところであるが、幸にして近来内外各方面の理解と同情により且つは又海外貿易事情の比較的正常化等に伴い、その受入の状態も、ようやく戦前の面目をとりもどし、ことに米英の新刊参考書等にいたつてはこの傾向の一層顕著なものがあつた。

以下に27年中に購入によつて受入れられた外国法律図書のうち、法令集、判例集等の基本的なものをあげれば、次の通りである。

米 Annotated Laws of Massachusetts. 1933-. (Lawyers' Co operative publishing Co.) 10 vols.

Page's Ohio General Code Annotated. 1951. 12 vols.

U. S. Code of Federal Regulations (C. F. R.) 1948. (G. P. O.) 50 vols..

U. S. Code: Congressional and Administrative Service. 1951 (West) 12 vols.

U. S. Statutes at large. Vol. 59 (1945)-Vol. 62 (1948) (G. P. O.)

英 Law Reports Statutes. The Public General Acts and the Church Assembly Measures. (London) 1941–1951. 14 vols.
Halsbury's Statutory Instruments. 1951 10 vols.
Appeal Cases (House of Lords) 1950, 1951. 2 vols.
Cases determined in the Chancery Division. 1950–1951. 2 vols.
Cases determined in the King's Bench Division. 1950–1951. 4 vols

独 Schönfelder, Heinrich: Deutche Gesetze. 1951
Schmidt, Otto Verlag: Schnellkartei des Deutchen Rechts. 1951.

仏 Dalloz. Code Administratif. 1951
Code de Commerce suivi des Lois Commerciales et Industrielles. 1951.
Code Pénal. 1951.
Code de Travail et de la Prévoyance Sociale. 1951.
Nouveau Manuel du Droit Swisse. 2 vols. 1946. (Chancellerie Fedérale).

伊 Pallieri, G. B.: Diritto Constituzionale, 1950
Zanobini, G.: Codice delle Laggi Admnistrative. 1958
Franchi, L. & Feoci, V. Quattro Codici. Per le Udienze Civile e Penali. Codice Civile, Codice di Procedura Civile, Codice Penale, Cidice di Procedura Penale. 1951.

また、雑誌としては、次の仏独英雑誌の近刊分（米国雑誌については後出参照）が入つている。

Revue de droit International Privé.
Revue de Science Criminelle et de Droit Pénal Comparé.
Revue Histrique de Droit Francais et Étranger
Revue Internationale de Droit Pénal.
Revue Trimestrielle de Droit Civil
Revue Trimestrielle de Droit Commercial.
Archiv des öffentlichen Rechts.
Archiv des Völkerrechts.
Archiv f. die zivilistische Praxis.
Neue Juristische Wochenschrift.
Recht der Arbeit.
Zeitschrift f. ausländisches u. internationales Privatrecht.
Zeitschrift f. das gesammte Handelsrecht u. Konkursrecht

Zeitschrift f. die gesammte Strafrechtswissenschaft
Law Quarterly Review
Law Journal.
Law Times Weekly.

また、前年に引続き、米国各図書館と法律関係文献（定期刊物を含む）及び資料に関する情報の交換を行い、この関係において、本年中において米国側から受入れた資料は次頁の表が示す516箇所から定期刊行物108冊、図書71冊、総計179冊であつた。これらの内主要なのは、図書としては、

Code of Iowa, 1950. with annotations. 3 vols. (State of Iowa)
Minnessota Statutes. 1949, 2 vols. (State of Minn.)
Collier, On Bankruptcy, 10 vols

等、定期刊行物としては、次の表に掲げた内訳による種の各種雑誌の新刊分であつた。この交換分として当館からは、米国側に対し、図書90冊、定期刊行物718冊を送付した。内訳は日本法規、現行法令輯覧及びその各追録、一部の法令全書、英訳法令集、判例体系、法律学体系、新刊法律書、法律雑誌バックナムバー、法務府刊行の各種資料等雑多である。

交換関係を有する図書館	送付を受けている資料
1. Harvard Law School Library	Harvard Law Review. 外に図書
2. Elbert H. Gary Library, The School of Law, Northwestern University	A. Northwestern University Law Review. B. Journal of Air Law and Commerce. C. Journal of Criminal Law and Criminology.
3. Los Angeles County Law Library.	American Bar Association Journal. 外に図書
4. Library of Congress.	American Journal of International Law. 外に図書
5. University of Washington Law Library.	A. Washington Law Review and State Bar Journal. B. Current Index to Legal Index. C. Index to Legal Periodicals. D. Law Library Journal. 外に図書
6. Yale Law School Library.	Yale Law Journal.

交換関係を有する図書館	送付を受けている資料
7 Law Library of University of Michigan.	Michigan Law Review. 外に図書
8 Law Library of Ohio State University	Ohio State Law Review 外に図書
9 New York Public Library	Bulletin of the New York Public Library. 外に図書
10 Law Library of Duke University	Law and Contemporary Problems.
11 Minnesota State Library	Minnesota Statutes, Reports, Opinions, etc.
12 Iowa State Law Library	Iowa Codes, Reports, etc.
13 Law Library of Columbia University.	Columbia Law Review.
14 School of Law Library, University of California.	U. C. L. A. Law Review.
15 School of Law Library, Stanford University.	Stanford Law Review.
16 Law Library of University of Miami.	Miami Law Quarterly.

また当館は、以上の交換業務の外、これに付帯して、前記1から8までの米国図書館に対し、国内九法律図書館（最高裁判所図書館、国会図書館国際業務部、東京、京都、九州、東北、北海道、中央、法政各大学附属図書館）から、それぞれ発送を依託された交換用定期刊行物（法学協会雑誌その他各機関雑誌）のとりまとめ発送、及びこれら国内大学に向けて交換として、前記米国側大学等（但し1から8まで）から当館宛一括送付される雑誌（但し、2のBC、及び5のB—Dを除く）の配布等の業務、即ち Collecting and Distributing Agency の業務を行つていて、この関係において、本年中にこれら国内団体の依嘱により米国側へ発送した資料数は総計617冊、米国側から受入れて配布した資料数は総計506冊であつた。これらの交換は、1949年1月 Illinois 大学図書館長 Robert B. Downs 氏及び当時連合軍最高司令部法務局に勤務せられた弁護士 Thomas L. Blakemore 氏の勧告とあつせ

んに基き開始せられたもので、関係団体の緊密な協力により、米国側団体からも常に非常な関心と感謝を寄せられ、今や恒常的で堅固な友誼関係にまで発展するに至つた。将来は英、仏、独等にもこの交換業務を及ぼしたい。

なお、これら交換業務に関し往復した書信は受信121通、発信86通に上つた。

また以上の外国との交換業務の外、国内の大学その他の学術団体60ケ所との間に、本省主要刊行物と、これら団体のそれぞれの刊行物との交換業務を行い、この関係において発送した資料数は13種660冊、受入れた図書数は定期刊行物48種、単行本1種1冊となつている。

3 図書資料整理業務

図書資料整理冊数 昭和27年1月～12月 1箇年分

和漢文図書資料				欧文図書資料			
分類別	図書	定期刊行物	計	分類別	図書	定期刊行物	計
0 総記	57	663	720	0 General Works	16	193	209
1 哲学	141	23	164	1 Philosophy	1	—	1
2 歴史	120	8	128	2 Religion	1	—	1
3 社会科学	3,043	2,452	5,495	8 Social Sciences	1,411	202	1,613
4 自然科学	59	6	65	4 Philology	8	—	8
5 工業	17	28	45	5 Pure Science	1	—	1
6 産業	129	156	285	6 Useful Arts	15	—	15
7 美術	40	—	40	7 Fine Arts	—	—	—
8 語学	34	—	34	8 Literature	—	—	—
9 文学	519	45	564	9 History	9	—	9
計	4,159	3,381	7,540	計	1,462	395	1,857

合計 9,397冊

各種カードの作成数は11,600枚に達した。

なお、戦時中から今日迄未整理のままであつた洋雑誌の閲覧カードを整理して配列した外、元刑事局思想部で所有していた思想問題に関する洋書の閲

覧カードを全部補充した。これらの整理事務に併せて、年間アルバイト通計831人を使用し図書の点検、未返還図書の請求並に代本板の一斉整理等の業務を補助せしめた。

4 考 査 業 務

A 図書資料に関する問合せ及び調査回答した回数。

文書による問合せ	7	同 回答数	7
電話その他口答による問合せ	1,513	同 回答数	1,513

文書による問合せ7件の内訳は下記の通りである。

昭和27年	考 査 件 名
4. 4	「倉庫」に関する文献について
4. 8	大きい活字の読み易い法令集は何か。民事調停法に関する解説書について
5. 22	衆議院の解散に関する資料
5. 26	生活保護法に関する文献。養老院の施設及び運営に関する文献について
7. 9	行政訴訟に関する専書
7. 17	刑法第230条の2の解説及判例について
9. 8	米国 Tucker Act の下における請求裁判所の管轄権に関する資料 他

B 資料に関する分析、摘録、解説、及びその周知等の業務に関しては次の通りの結果を得た。

(イ) 新収図書資料その他の通報

書名	大さ	頁数	刊行年月	備考
法務図書館図書月報第2巻第4号(昭和26年7—8月受入分)	B 5	112	27. 2	活版
〃 第2巻第5 6号(昭和26年9—12月受入分)	〃	152	27. 3	〃
法律関係雑誌記事索引第一号 自昭和20年 至昭和26年 レファレンスシリーズ第3号)	〃	254	27. 4	〃
法務図書館図書月報 第3巻第1.2合併号(昭和27年1—4月受入分)	〃	186	27. 7	〃
〃 第3巻第3号(昭和27年5—6月受入分)	〃	118	27. 8	〃
〃 第3巻第4号(昭和27年7—8月受入分)	〃	116	27. 9	〃
〃 第3巻第5号(昭和27年9—10月受入分)	〃	116	27.11	〃
法務図書館(昭和26年度)	B 6	22	27.11	〃

(ロ) 雑誌論文カード目録の作成は、7,260枚に達した。

5 図書資料の閲覧及び館外貸出業務

閲覧券の発行は白券947枚、赤券656枚に達した。

図書資料の閲覧及び館外貸出数(昭和27年1月から同年12月末迄の1箇年間)

			1箇年総数	1箇月平均数	1日平均数
和漢文図書資料	館内閲覧	人員	17,793人	1,483人	59人
		図書数	28,771冊	2,398冊	96冊
	館外貸出	人員	10,751人	896人	36人
		図書数	15,959冊	1,330冊	53冊
欧文図書資料	館内閲覧	人員	1,663人	139人	6人
		図書数	3,620冊	302冊	12冊
	館外貸出	人員	1,072人	89人	4人
		図書数	2,246冊	187冊	7冊

九 法務図書館の業務に関係ある法規指示等の主なるもの

(一) 国立国会図書館支部法務図書館利用規程(昭和25年4月1日施行)

第1条 この規程は、法務図書館(以下本館という)の収蔵する図書その他の資料(以下図書という)の利用を能率的にし、利用者に対する十分な奉仕を確保することを目的とする。

第2条 本館の図書の利用は、閲覧票によらなければならない。

2 国立国会図書館法第17条の規定に基く国立国会図書館及び他の支部図書館と本館との図書相互貸借については、国立国会図書館長の定めるところによる。

第3条 閲覧票は、白券(図書閲覧票)、赤券(特別図書閲覧票)、及び臨時図書閲覧票の3種とする。

2 白券は、検察官、検察事務官、法務〔府〕事務官その他〔法務総裁〕所部の職員、裁判官その他の裁判所職員(いずれも〔2級官〕—10級職—以上に限る)及び館長において特に必要があると認めた者に対して発行する。

3 赤券は、司法修習生及び館長において特に必要があると認めた者に対して

発行する。

4　白券及び赤券の有効期間は、発行の日から1ケ年以内とする。

5　臨時図書閲覧票は、発行当日限りの利用に充てるため、館長において特に必要があると認めた者に対して、発行する。

6　閲覧票は、交付を受けようとする者の所属長の申出により、館長が発行する。但し、館長において特に必要があると認めた者に対して発行する場合は、本人の申出による。

7　閲覧票の交付を受けた者は、その資格を失つたとき、本館利用の禁止若しくは停止を受けたとき又は閲覧票の有効期間が満了したときは、すみやかに閲覧票を本館に返還しなければならない。

第4条　開館の日及び時間は、別に定め、本館内に掲示する。

第5条　本館の図書を閲覧しようとする者は、閲覧票と引換に閲覧請求書を受け取り、退館するときに、閲覧請求書と引換に、閲覧票の返還を受けるものとする。

第6条　閲覧請求書の所持者は、閲覧請求書に所定の事項を記入の上、閲覧室に備付けの法令集、判例集、辞書類、新聞雑誌その他の図書を、閲覧室内において、自由に閲覧することができる。

第7条　前条に規定する場合を除き、図書を閲覧しようとする者は、閲覧請求書に所定の事項を記入の上、図書を借り出すことができる。借り出した図書は、閲覧室で、閲覧しなければならない。

第8条　白券所持者は、特に館長の許可を得たときは、書庫に入つて図書を検索することができる。

第9条　白券所持者は、本館外に図書を帯出借覧することができる。但し貴重図書、辞書類その他特に館長の指定した図書は、この限りでない。

2　帯出借覧しようとするときは、図書借用証に所定の事項を記入し、署名又は記名押印しなければならない。

3　帯出借覧の期間は、2週間以内とする。但し、館長の許可を得て、延長することができる。

4　帯出借覧の図書は、1人につき5冊以内とする。但し、館長の許可を得て冊数を増すことができる。

5　借覧中の図書は、転貸してはならない。

第10条　借覧中の図書を亡失又は毀損したときは、すみやかにその旨及び事由を館長に届け出なければならない。

2　前項の場合には、図書の現品又は相当の代価をもつて賠償させることができる。

第11条　館長は、この規程若しくは係員の指示に従わず、又は不都合の行為をした者に対し、戒告をなし、本館の利用を停止し、又は禁止することができる。

（ニ）国の出版物納入に関する法規

1）**国立国会図書館法**（昭 23.2.9. 法第5号　改正昭 24.6.6 法194号）（抄）

第24条　国の諸機関により又は国の諸機関のため、左の各号に該当する出版物（機密扱のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ）が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外国政府出版物との国際的交換の用又はその他の国際的交換の用に供するために、その発行部数が500部以上のときはその30部、その発行部数が500部未満のときは館長の定めるところにより30部未満の部数を、直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が500部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、30部を超え50部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは30部未満の部数を納入させることもできる。

1　図書　2　小冊子　3　逐次刊行物　4　楽譜　5　地図　6　映画技術によつて製作した著作物　7　録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機械に写調した著作物　8　前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物。

2　前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

附　則（昭 24. 6. 6 法律 194 号）

1　この法律は、昭和24年7月1日から施行する。

2　改正後の第24条第1項第6号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条並びに改正後の第24条ノ2及び第25条の規定にかかわらずその納入を免ずることができる。

3　この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

2）国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程

（昭和24年7月5日　国立国会図書館規程第3号）

第1条　国立国会図書館法（以下「法」という）第24条第1項又は第24条の2第1項の規定により、出版物の発行部数が500部未満のとき納入すべき部数は、特別の事由のない限り、その1割とする。但し、30部をこえることはない。

第2条　省　略

第3条　省　略

第4条　法第24条第1項第6号に該当する出版物については、当分の間、その納入を免ずる。但し、特別の事由あるときはこの限りでない。

附　則

この規程は、昭和24年7月1日から施行する。

3）国の出版物の納入に関する件（昭23.9.9. 国図9第11号の2 館長発、各省庁長官宛）

国立国会図書館法第24条の規程により、国会図書館に納入する国の出版物は、総て貴省庁支部図書館を経由して納入するよう依頼する。

（参照1）国立国会図書館法第24条（省略）

（参照2）国立国会図書館法の運用に関する覚書

（昭和23年5月27日次官会議了解事項）

4）国の出版物納入に関する件（昭23.12.3 国図支第38号 館長発 各部図書館長宛）

標記の件に関しては先に昭和23年9月9日付、国図9第11号の2を以て別紙の通り依頼済であるが、なお、周知徹底を欠く状況であるから、左記により処理するよう重ねて依頼する。

記

1　国立国会図書館法第24条により、貴省庁より本館に納入せらるる国の出版物は、今後及ぶ限り貴館に於て取りまとめの上、貴館より本館に納入せられ度い。

2　前項による納入に際しては、その宛先は、本館支部図書館部宛とせられ度い。

3　事情により、今後も貴省庁内発行部局より貴館を経由せず本館宛直送せらるるものと雖もその宛先は、本館支部図書館部宛とせらるる様取計られ度い。

（三）図書及び図書館資料の相互貸借に関する規定

1）本館並に支部図書館相互間に於ける図書貸出暫定方法

（昭和23年12月24日施行）

1　法第17条による図書及び図書館資料（以下図書と称する）の本館並に支部図書館間（以下各図書館と称する）の相互貸借は差当り次の方法による。

2　各図書館の図書の相互貸借は次の場合に限る。

(1)　マイクロフィルムによる撮影その他各図書館自体で必要とする場合。

(2)　国会議員の利用に供する場合。

(3)　国会の職員若くは支部図書館を有する行政及び司法の各部門官庁の職員の利用に供する場合。

3　各図書館の図書の相互貸借の期間は原則として1ケ月以内とし1回に10冊を超えないものとする。

貸出図書館に於て必要ある場合は貸出期間中と雖も返却を求めることが出来る。

貸出図書館はその定める帯出禁止図書についてその貸出をしないことが出来る、又同時に貸出し得る図書の冊数を制限することが出来る。

4　第2項の者から図書の閲覧の要求があつた場合には、当該図書館は所要図書館に対して「支部図書館図書貸出票」（以下貸出票と称する）により図書の貸出を請求をする。

5　「貸出票」の様式は別紙の通りとする。

6　「貸出票」は2部作成し1部は貸出図書館が保管し、他の1部は借受図書館が保管する。返却の際は双方返却欄に検印を受けるものとする。

7　図書の貸出を受けた図書館はその借受図書を責任をもつて保管し、閲覧希望者に対しては借受図書館の定める閲覧室にて閲覧させ、帯出させるこ

とは出来ない。

借受図書館は借受図書の紛失破損等の場合はその責に任ずる。

8　第2項の者に非ざる閲覧希望者に対して、図書館が他の図書館に紹介する者に対しては能う限り閲覧の便宜を許与するものとする。

9　本方法の本館に関する適用は支部図書館部が中継する。

（別　紙　略）

2）専門図書館協議会に対する図書貸出要綱

（昭和27.3.26 制定、改正昭和27.8.18 日）

（この内容は昭和27 年12 月末現在）

（専門図書館協議会に対する図書の貸出）

第1　専門図書館協議会参加の諸機関（以下機関と云う。）に対する図書及びその他の図書資料（以下図書と云う。）の貸出は、この要綱の定めるところによる。但し、行政司法各部門支部図書館に対する貸出は、従来通りとする。

（貸出図書の範囲）

第2　機関に対し、貸出す図書は、国立国会図書館中央館、支部上野図書館及び行政司法各部門支部図書館が所管する図書館資料とする。

（図書館閲覧図書貸出規則との関係）

第3　国立国会図書館中央館の所管する図書については、「国立国会図書館図書館間図書貸出規則」により貸出すものとする。

（業務の担当）

第4　前項以外の貸出図書については、すべて第5項以下に決める方法により、国立国会図書館支部図書館が中継あつ旋する。

（図書の貸出を行う場合）

第5　図書の貸出を行う場合は次の通りである。

1　機関（所属機関を含む。次号同じ。）の業務上の必要ある場合。

2　機関の業務上必要ある図書をマイクロフィルムにより撮影を行う場合。

2　前項第2号の場合において当該図書の著作権者との連絡は、撮影を行うものが行うものとする。

（貸出を行わない図書）

第6　次の図書は、貸出図書の範囲から除外される。

1　館長が国立国会図書館の他の図書館奉仕のため貸出すことを不適当と認める図書。

2　図書の体裁により特に輸送に困難がある図書、又は亡失き損の虞ある図書。

（貸出図書の冊数と期間）

第7　図書の貸出は1回10冊以内とする。但し、未返納の図書を含めて10冊を越えることはできない。

2　図書の貸出し期間は30日以内とする。但し、必要ある場合は貸出し期間を短縮することができる。

第8　図書の貸出期間の更新は、原則として認めない。

（以下略）

（貸出業務の実施期日）

第14　この要綱は昭和27 年4月1日から実施する。

（貸出手続の細部規定）

第15　この要綱の貸出し手続の細部については別に決める。

（四）資料の蒐集に関する指示依頼（昭23.9.16. 国図9 第15 号　館長発　各支部図書館長宛）

各支部図書館に於て図書及びその他の図書館資料を蒐集するについては左記により処理されたい。

記

1　各支部図書館に於て新たに図書及びその他の図書館資料を購入、その他受入れる場合には、各所属部門の属する特殊専門の分野に関する図書及びその他の図書館資料の蒐集に重点を置くものとする。

2　各支部図書館に於ては、特に左の官庁資料の蒐集に尽力するものとする。但し秘扱のものを除く。

(1)　所属部門（出先機関を含む）より又は国の諸機関の為、発行、編さん収受する図書、小冊子、定期刊行物、地図その他一切の資料、統計、報告、調査資料等（印刷、謄写を問わず）

(2)　立法資料（法令文英訳を含む）

(3)　管理法令及び広くこれに準ずるもの。（指令、覚書、勧告、その他署

名の有無に拘らず、又は各部課が直接収受した文書をも含む）

⑷　地方自治体の条例中関係あるもの。

3　前2項を実施するについては、所属部門内の立法調査資料を所管する各部局と周到なる連けいを保つよう工夫するものとする。

（五）行政、司法各部門支部図書館連絡協議会規約（昭和24年12月1日施行）

第1条　この協議会は、国立国会図書館（以下中央館という）及び行政、司法の各部門における支部図書館（以下支部という）の相互の間に図書館奉仕の提供について連けいを保ち、その改善を計ることを目的とする。

第2条　この協議会は、中央館支部図書館部および支部をもつて組織する。

第3条　この協議会は、毎月定時に開き、第1条に関する諸問題を協議する。緊急な問題のあるときは、臨時に開く。

第4条　この協議会の運営の方針を定めるため、幹事会をおく。幹事は中央館職員から選ばれたものおよび支部の互選により選ばれたもの若干名をもつてこれに当てる。

第5条　支部互選により幹事の任期は1ケ年とし、6ケ月毎に半数づつ交代する。第1期の幹事の半数の任期は6ケ月とする。

第6条　幹事会は、随時開催し、その取決め事項は、協議会の承認を得なければならない。

（六）専門図書館協議会規約（抄）（昭27.4.1実施）

第1条　（名称）本会は、専門図書館協議会と称する。

第2条　（目的）本会は、官庁の図書館、地方議会の図書室及び民間各種団体調査研究機関その他の図書館相互間の連絡と、図書館活動の有機的連繋を図り、その向上発展に資するをもつて目的とする。

第3条　（会員）本会は、官庁の図書館、地方議会の図書室及び民間諸団体調査研究機関その他の図書館で組織する。

第4条　（事業）本会は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。

機関誌の発行

資料センターの設置

研究会の開催

資料目録、特殊資料の発行

会員相互の資料の貸借及び情報の交換

資料の取次及びあつ旋

外国関係諸団体と資料情報の交換及び連絡その他前条の目的を達成するに必要な事業

第5条　（役員の種類）本会に左の役員を置く。

会　長　　1人

副会長　　2人

理事長　　1人

理　事　　若干人

監　事

第11条　（機関）本会の機関は、総会及び理事会とする。

総会は、全会員をもつて構成し、出席会員で成立する。議決を要する場合は、出席会員の過半数で決定する。出席できない会員は、出席する他の会員に議決権を委任することができる。

総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

総会の議長は、その都度選挙でこれを定める。

理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。案件の処理が緊急を要し、理事会を招集するいとまのないときは、常任理事会においてこれを代決議し、又は書面若しくは口頭で各理事の意見を求め、理事会に代えることができる。

第12条　（事務局及び職員）本会に、事務局を置く。

事務局に事務局長を置き、常任理事の中よりこれを互選する。

事務局は事務局長の所属する機関のなかに置く。

事務局には、所要の職員を置くことができる。

第13条　（地区協議会）本会は、全国を数地区に分ち地区協議会を置く。

地区の分割及び地区協議会に関する規定は別にこれを定める。

附　則

この規約は、昭和27年4月1日から実施する。

ニ　経　理　部

A　業　務　内　容

経理部の所掌事務は、昭和27年7月31日までは、次のとおりであつて、総務課、主計課、営繕課及び用度課の四課を置き、それぞれ法務府組織規程に定める事務を分担処理していた。

1　法務府並びに所管各庁の経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

2　法務府及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項

3　職員共済組合、その他職員の厚生に関する事項

4　営繕に関する事項

昭和27年8月1日の機構改革により、その所掌事務については、特に変更はなかつたが、従来の四課を改めて、管理課、主計課及び営繕課の三課を置くことになり、それぞれ法務省組織令に定める事務を分担処理することになつた。

B　業務の実施状況

昭和27年度における実施業務の中主なるものは次のとおりである。

1　会計職員の講習会

本年度は財政法、会計法等の一部が改正せられ、これと関連して計算証明規則も全面的に改正せられた。また当省の工事取扱規程も新たに定められた等会計事務の内容に相当の変革が行われたから、これが趣旨を徹底させ、執行において遺憾のないようにするため全部局の講習を、次のように行つた。

6月2日より6月7日までの5日間検察庁及び法務局の職員を、翌7月28日には破壊活動防止法の施行に伴い、新たに発足した公安調査庁の職員をそれぞれ、本省に招集して講習した。

刑務所等矯正、保護関係の職員は本省には招集しなかつたが、その代り7月20日から7月29日までの間において2日間づつ各管区において、ブロック講習を行つた。講師は本省職員を主とし、大蔵省及び会計検査院の職員等にも依嘱した。

講習に参加した者は各庁会計事務職員中、次席又は、三席等の中堅者で会計事務の推進力としての意慾に燃えて講習を受けたから、その効果は今後に

期待するところ甚だ大である。

2　昭和28年度予算の編成

7月上旬より編成準備に着手し、28年1月中旬にはその事務的折衝を完了昭和28年度予算案として第15回国会（特別国会）に提出されたが、衆議院の解散（28年3月14日）に伴い予算案は審議未了のため不成立となつた。従つて衆議院議員の総選挙後の次期国会は当然4月の年度開始後となるため、この解散と同時に暫定予算の編成に着手、4月及び5月の2ヶ月分暫定予算として参議院緊急集会に提出、（昭和28年3月）可決された。

衆議院議員総選挙は4月19日、参議院議員通常選挙は、4月24日にそれぞれ行われたが内閣首班の指名が難航を極め5月20日に至つてようやく新内閣の成立を見るに至つた。このため本予算の編成、国会における審議等に時日を要し、5月中に本予算を国会に提出する事は不可能となつたので、4月及び5月の2ヶ月分暫定予算に引続き、6月分も暫定予算補正として、1ヶ月分を編成、更に暫定予算補正第2号（7月分）を編成し、第16回国会（特別国会）に提出した。

この間、政府原案による本予算の再編成も上記暫定予算の編成と並行して同時に行われた。即ち旅費及び庁費関係の予算については当初不成立予算額のそれぞれ15％の削減を受け、数次に亘る交渉を経て第16回国会（特別国会、昭和28年6月）に政府案として提出されたのである。

然し、この政府予算案も文教改革費、貿易振興費及び二重米価の問題等の政策面から三党（自由、改進、鳩自）の修正により更に三転、一般行政費の大幅な節約を強制されたのである。かくて難行を続けた昭和28年度本予算も漸く7月31日に至り成立したのである。以上昭和27年7月上旬その編成に着手して以来、殆んど毎月、予算の編成事務に苦心したのである。

3　補　正　予　算

昭和27年11月より給与改訂が行われ、いわゆる10,062円ベースから12,820円ベースに改訂されたので27年11月以降翌年3月までの5ヶ月分所要経費と「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（昭和27年12月）により新たに勤勉手当の制度が創設されたので、これに伴う所要経費を計上すると共に他方機構改革に伴う、行政整理並びに旅費、物件費

の節約に伴う修正減少が行われた。更に近時瀕発する集団的騒擾事件等に対処し検察活動の円滑を図るとともに、検察庁及び刑務所の自衛態勢を整備、大村入国者収容所収容者の増加に伴う第二収容所の新設、立太子礼に際し、特赦、特別減刑等の恩赦がおこなわれるので、その事務を処理するため総額1,058,935,000円の増加経費につき補正予算の手続をとり、第15回国会（特別国会）に提出した。

4　予備費使用

平和条約の発効に伴い恩赦に関する政令が公布施行されたが、この事務を処理するため必要な経費として、昭和26年度予備費に関連し、昭和27年度も引続き、15,684,000円を巣鴨刑務所在所者仮出所に必要な経費として、2,509,000円、公安調査庁並びに公安審査委員会の設置等に必要な経費として、124,438,000円、大村入国者収容所施設補修等に必要な経費として、4,359,000円、土地改良法に基く登記事務及び台帳事務処理に必要な経費として1,930,000円、保護観察に付された者の補導援護等に必要な経費として6,468,000円を、更に震災及び火災等災害復旧の経費として、刑務所施設その他十勝沖震災復旧経費16,851,000円、鳥取地方検察庁庁舎その他火災復旧経費46,123,000円、盛岡地方検察庁水沢支部火災復旧経費3,970,000円、福岡地方検察庁門司区検庁舎火災復旧経費3,774,000円、行刑施設その他震災等復旧経費10,842,000円千葉地方法務局国吉出張所外2庁舎その他復旧経費2,750,000円以上合計額239,698,000円を予備費から使用することになりそれぞれ所要の手続をとつた。

5　予算の移替

行政機構の改正（昭和27年8月1日）に伴い、当省所管であつた（内部部局）法制意見長官の予算額17,881,000円を定員61名とともに内閣所管に移し替え減し、又従来外務省所管であつた入国管理庁の予算額461,992,000円を定員865名とともに当省所管に移し替え増の手続を、予算総則第9条により行つた。

国際会議等のため斉藤保護局長外4名に対する外国出張者の旅費として予算総則第12条により大蔵省所管から3,960,000円を移し替え支出した。

〔参考　昭和27年度1般会計予算総則〕

第9条　国家行政組織法の改正等に伴い、職務権限の変更によつて、別冊各号に定める所管及び組織区分により、予算を執行することができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において移し替えることが出来る。

第12条　大蔵省所管（組織）大蔵本省に計上した、国際会議諸費を使用する場合においては、これを必要とする各省各庁所管の当該組織に移し替えすることができる。国際会議諸費の目の区分は、その使用に当つて大蔵大臣が定める。

7　昭和27年度官庁営繕工事実施大綱

①　法　務　本　省

昭和25年度より継続して、本省合同庁舎2,052坪（地下共7階建）の新営を実施中であるが、本年度は予算の都合でコンクリート打工事のみを実施した。なほ法務省研修所及び検察研究所合宿所は26年度の残73坪増築を実施した。

②　検　察　庁

高検、地検は裁判所よりの分離のための新営及び継続工事が主たるもので福岡外2高検（内名古屋は完成、福岡、仙台は28年度も継続）、京都外6地検（内京都、熊本、盛岡、松山は継続、松江は新設、奈良は増築、佐賀は改修、27年度で全部完成）である。支部、区検としては八日市場外14支部、小笠原外13区検の新営を実施した。

③　法　務　局

主として裁判所より分離に伴う新営であつて、大阪及び高松法務局（内大阪は完成、高松は28年度へ継続）横浜外9地方法務局（内横浜、甲府、長野、奈良、熊本、福島は継続、岐阜、秋田、旭川は増築であつて27年度で全部完成）、姫路外21支局、杉並外9出張所（内杉並は継続）である。

④　矯　正　管　区

名古屋、札幌、両管区の研修所の整備を実施した。

⑤　拘置所、刑務所、少年刑務所

終戦後収容者が急激に増加した結果、従来舎房の増築に重点が置かれたため、27年度は、これら施設の跛行状態の是正と老朽施設の増改築並びに

整備を実施した。なほ移転新設は大分外5刑務所（内八戸、上諏訪、大牟田は新設、大分、須坂、福島は継続）である。

⑥ 少　年　院

特別少年院の新設と従来施設増強のための増改築整備等を実施した。特別少年院の新設は奈良外4少年院（内大阪は従来施設の転用に伴う増改築、奈良、大分、盛岡、千歳は新設）であり、本院に昇格したため施設を拡充したもの、水府外5少年院、施設の跛行状態を整備増強したもの多摩外30少年院である。

⑦ 少年鑑別所

大阪外2鑑別所の整備を実施した。

⑧ 保護観察所

秋田外2観察所の整備を実施した。

⑨ 入国管理局

出入国管理令（昭和26年政令第319号）第24条に基く現大村収容所は収容力の阪界に達したため、これに隣接して第2収容所の新設を実施した。

二　民　事　局

A 業 務 内 容

民事局には、第一課から第六課までの課を置いていたが（法務府設置法第5条、第8条第3項、法務府組織規程第15条）、機構改革により昭和27年8月1日から、第一課から第五課までの課並びに参事官室が置かれることとなつた（法務省設置法第3条、法務省組織令第9条）。

民事局の所掌する事項及びその概要を説明すれば下表のとおりであるが、詳細は各課の項に譲る。

昭和27年中における民事局の所掌事項であらたに加えられたもの及び改められたものを列記すれば次のとおりである。

1　住民登録法（昭和26年法律第218号）の施行に伴い「**住民登録に関する事項**」が、昭和27年7月1日からあらたに当局の所掌するところとなつた。

2　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）（以下法という。）の施行により団体等規正令（昭和24年政令第64号）、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和23年政令第285号）は廃止されたのであるが、右各政令の規定に基き国庫に帰属した財産の管理及び処分等に関する事務は、法附則第4項の規定により法務大臣が行うものとなり、法務省組織令（昭和27年政令第384号）第14条により民事局（第五課）においてこれを所掌することとなつたので、従来民事局（第五課）及び解散団体財産売却理事会において掌つていた業務全部を民事局（第五課）において行うこととなつた。

3　法務府設置法の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）の施行に伴い「**民事に関する法令案の作成に関する事項**」が、昭和27年8月1日から加えられた。

民事局所掌事項

（太字は年間における追加及び変更を示す）

所掌事項	所管課	所掌事項の概要
国籍に関する事項	第六課 **第五課**	外国人の帰化、日本国籍の離脱等国籍の得喪に関するものが主なもので、その他国籍に関する証明及び国籍に関する法令の調査立案の事務並びに国籍事務を分掌している法務局及び地方法務局に対する指導監督。
戸籍に関する事項	第二課	戸籍関係法令の企画立案並びに戸籍に関する建議及び陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局において行つている全国市区町村における戸籍事務の指導、監督事務に対する綜合的監督指導に関する事務。
住民登録に関する事項	**第二課**	**住民登録関係法令の企画立案及び住民登録に関する建議及び陳情に対する処理の事務並びに法務局及び地方法務局において行つている全国市区町村における住民登録事務の勧告及び助言に関する事務に対する綜合的監督指導に関する事務。**
登記に関する事項	第三課	不動産登記、財団登記、立木登記、船舶登記等（第四課の所掌に属するものを除く。）に関し関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局におけるこれらの実務に対する指導監督に関する事務。
	第六課 **第四課**	商業登記、法人登記等に関し、関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局におけるこれらの実務に対する指導監督に関する事務。
土地台帳及び家屋台帳に関する事項	第三課	登記所において行う土地台帳並びに家屋台帳の登録の事務の指導監督及び関係法令の企画調査立案に関する事務。
供託に関する事項	第一課 **第四課**	法務局、地方法務局において行う金銭又は有価証券等の供託の事務の指導監督並びに関係法令の企画調査立案に関する事務。

所掌事項	所管課	所掌事項の概要
公証に関する事項	第一課	公証人関係法令の企画調査立案及び法務局、地方法務局において行う公証事務の指導監督に関する綜合的指導、監督の事務。
司法書士、土地家屋調査士に関する事項	第四課 **第三課**	司法書士及び土地家屋調査士の司法書士法、土地家屋調査士法の運用上の訓令、通達、回答に関する事務並びに関係法令の企画調査立案の事務。
民事に関する法令案の作成に関する事項	各課	一般民事に関する諸法令の調査、立案の外、財政、金融、運輸、通信、文教、厚生、通商産業、外事、農林、労働等に関する民事関係法令の立案について各省の協議に応じてこれに協力し、その運営に関する諸問題について、また同様に協議、協力する。
	参事官室	**民事関係重要法令案及び条約案、協定案等の調査及び審議立案並びに重要法令の疑義、解釈の回示等の事務。**

B　業務の実施状況

昭和27年中における民事局の所管業務の実施状況のうち主なるものを掲げれば次のとおりである。

(イ) 各課における所管事項に次のとおり改正があつた。

1) 住民登録法施行法（昭和27年法律第106号）の施行により寄留法（大正3年法律第27号）が廃止され法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部が改正され、これに伴い法務府組織規程（昭和24年法務府令第1号）の一部改正により7月1日から第二課所管の「寄留に関する事項」は「**住民登録に関する事項**」に改められた。

2) 法務府組織規程の一部を改正する府令（昭和27年法務府令第84号）の施行により、7月21日から第五課所管（その後前記組織規程は廃止され法務省組織令〔昭和27年政令第384号〕第14条に規定するところとなる。）の「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項」は、「破壊活動防止法（昭和27年

法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項」に改められた。

3) 法務省組織規程（昭和27年法務省令第1号）の施行により、8月1日から次のとおり、各課所管事項に改正が行われた。　後に法務省組織令（昭和27年8月30日政令第384号）、法務省組織規程（昭和年27 8 月 30日法務省令第18号）が公布され、前記組織規定は、9月1日から廃止された。）

(a) 第一課所管のうち「供託に関する事項」は第四課に、「財政、金融、運輸及び通信に関する民事に関する事項」は第四、五課の所管となつた。

(b) 第二課所管のうち「民事に関する事項」は除かれ、「通商産業に関する民事に関する事項」は第四課の所管となつた。

(c) 第三課所管としてあらたに「司法書士及び土地家屋調査士に関する事項」が第四課から移管された。

(d) 第四課所管としてあらたに「商業登記に関する事項」及び「法人の登記に関する事項」が第六課から、「供託に関する事項」が第一課から、「財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項」が第一課、第二課からそれぞれ移管された。「司法書士及び土地家屋調査士に関する事項」は第三課の所管となり、「経済民主化及び経済再建に関する民事に関する事項」並びに「経済統制に関する民事に関する事項」は除かれた。

(e) 第五課所管としてあらたに「国籍に関する事項」が第六課から、「労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項」が第一課及び第六課から移管された。

(ロ) 日本国との平和条約の締結に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係の諸命令について改廃等の措置を講ずる必要上、4月23日法律第95号をもつて制定公布された**「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律」**の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ハ) 住民登録法（昭和26年法律第218号）の実施に伴い公布施行された下記

法令の企画立案をなし、また、これが実施について法務局、地方法務局及び市町村の事務指導を行つた。

1) 住民登録法の完全な実施を図るため、同法の施行に当つて、市町村の住民について最初になすべき登録に関し、規定を設ける必要上、4月28日法律第106号をもつて制定公布された**「住民登録法施行法」**。

2) 住民登録法の施行期日を政令で定める必要上、4月28日政令第122号をもつて制定公布された**「住民登録法の施行期日を定める政令」**。

3) 住民登録法及び住民登録法施行法の施行に伴い住民登録事務の処理に関し必要事項を定める必要上、4月28日政令第123号をもつて制定公布された**「住民登録法施行令」**。

(ニ) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生に伴い、同条約に基き日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊の活動に起因する不法行為上の損害について国の賠償責任を定め、且つ、アメリカ合衆国軍隊が使用する施設又は区域内にある動産に対する強制執行について民事訴訟法の特例を定める必要上、4月28日法律第121号をもつて制定公布された**「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う民事特別法」**について企画立案した。

(ホ) 工場財団その他の財団の存続期間を延長し、且つ、その分割合併を認め、その他財団抵当の利用の便宜を図る等のため、工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する必要上、6月14日法律第192号をもつて制定公布された**「工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律」**を企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ヘ) 道路運送事業及び通運事業に関する信用の増進により、これらの事業の健全な発達を図るため、道路交通事業財団抵当制度を確立する必要上、6月20日法律第204号をもつて制定公布された**「道路交通事業抵当法」**の民事に関する事項に関して運輸省の合議を受け審議立案に参画した。

(ト) 日本国との平和条約の批准国以外の国と日本国との間の平和の回復に伴い、その批准国以外の国の国民等が本邦内に有していた財産を返還し、又はこれらの財産について戦争の結果生じた損害に対して補償をする場合におけるその返還及び補償に関し必要な事項を定める必要上、7月16日法律

第233号をもつて制定公布された**「連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する政令」**の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ヂ) 口之島外六島に対する行政権の復帰に関する連合国総司令部の覚書に基き、沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する必要上、1月19日政令第5号をもつて制定公布された**「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令」**を企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(リ) 昭和26年12月5日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」の実施に伴い、鹿児島県十島村につき、親族、相続、妻の能力、戸籍及び寄留に関する法令の適用に関して、規定を設ける必要上、2月9日政令第15号をもつて制定公布された**「親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令」**を企画立案し、その実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ヌ) 連合国最高司令官の要求により、連合国財産である株式の回復のため、再評価積立金又は資本準備金の資本組入に際して生ずる端株の処理及び資本組入に因る額面金額の増加の場合について規定を設ける必要上、2月15日政令第24号をもつて制定公布された**「連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令」**の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ル) 連合国最高司令官の要求により、ドイツ財産である株式の回復のため再評価積立金又は資本準備金の資本組入に際して生ずる端株の処理及び資本組入に因る額面金額の増加の場合について規定を設ける必要上、2月15日政令第25号をもつて制定公布された**「ドイツ財産管理令の一部を改正する政令」**の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ヲ) 私立学校振興会法が施行されることに伴い、私立学校振興会に関する登記及び登記手続について規定する必要上、3月27日政令第51号をもつて制

定公布された**「私立学校振興会登記令」**の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ワ) 近時経済事情にかんがみ、鑑定委員の日当、止宿料を増額する必要上、3月29日政令第54号をもつて制定公布された**「罹災都市借地借家臨時處理法に規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令」**を企画立案した。

(カ) 日本輸出銀行法の一部を改正する法律の施行に伴い、日本輸出銀行登記令の一部を改正する必要上、4月1日政令第94号をもつて制定公布された**「日本輸出銀行登記令の一部を改正する政令」**の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ヨ) ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律の施行に伴い、財閥商号の使用の禁止等に関する政令の廃止に関し必要な経過的措置を定める必要上、5月7日政令第137号をもつて制定公布された**「財閥商号の使用の禁止等に関する政令の廃止に伴う経過措置に関する政令」**を企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(タ) 農業共済基金法第6条の規定に基き、農業共済基金の登記について必要な事項を定める必要上、7月12日政令第268号をもつて制定公布された**「農業共済基金登記令」**の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(レ) 日本電信電話公社法の施行に伴い、日本電信電話公社の登記に関する事項を定める必要上、8月31日政令第289号をもつて制定公布された**「日本電信電話公社登記令」**の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ソ) 臨時石炭鉱害復旧法の施行に伴い、鉱害復旧事業団の登記に関する事項を定める必要上、8月1日政令第334号をもつて制定公布された**「鉱害復旧事業団登記令」**の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ツ) **土地家屋調査士試験**

土地家屋調査士法第5条第1項の規定に基き土地家屋調査士の試験が8

月17日に全国の法務局及び地方法務局において行われることとなり、これが実施についての指示並びに試験関係の各種用紙の配付等をなし、指導監督を行つた。

今回の土地家屋調査士試験には、全国3,644名の受験者を数えた。

(ホ) 日本国とインドとの間の平和条約の締結に伴い、連合国財産補償法施行令の適用上インドを同令に規定する連合国とする必要上、8月25日政令第364号をもつて制定公布された「**連合国財産補償法施行令の一部を改正する政令**」の民事に関する事項について大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ヘ) 日本国とインドとの間の平和条約の締結に伴い、連合国財産の返還等に関する政令の適用上インドを同令に規定する連合国とする必要上、8月25日政令第365号をもつて制定公布された「**連合国財産の返還等に関する政令第2条第2項第1号に掲げる政令で定める国を定める政令**」の民事に関する事項について大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ト) 日本赤十字社法の施行に伴い、日本赤十字社の登記について定める必要上、9月16日政令第420号をもつて制定公布された「**日本赤十字社登記令**」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(チ) 農地法の規定により買収する農地、採草放牧地、未墾地等の対価の算定方法その他農地法の施行に関し必要な事項を定める必要上、10月20日政令第445号をもつて制定公布された「**農地法施行令**」の民事に関する事項に関して農林省の合議を受け審議立案に参画し、これが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(リ) 長期信用銀行法の施行に伴い、従来社債等の登録期間を定める場合において行われていた日本興業銀行及び日本興業銀行についての特別な取扱をやめることとする必要上、12月10日政令第483号をもつて制定公布された「**社債等登録法施行令の一部を改正する政令**」の民事に関する事項に関して大蔵省の合議を受け審議立案に参画した。

(ヌ) 地方税法の改正に伴い土地台帳法による第二種地の範囲を改める必要上、12月16日政令第486号をもつて制定公布された「**土地台帳法施行令の一部を改正する政令**」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ル) 長期銀行法の施行及び銀行等の債券発行に関する法律の廃止等に伴い、農林債券発行の手続に関し所要の改正を加える必要上、12月22日政令第493号をもつて制定公布された「**農林債券令の一部を改正する政令**」の民事に関する事項に関して農林省の合議を受け審議立案に参画した。

(ヲ) 近時の物価情勢にかんがみ、公証人の受ける日当及び旅費を増額する等の必要上、12月29日政令第509号をもつて制定公布された「**公証人手数料規則の一部を改正する政令**」の企画立案及びこれが実施についての法務局、地方法務局に対する指導監督を行つた。

(ワ) **第13、15回国会両院提出の請願、陳情について**

第13、15回両国会において衆議院及び参議院における請願並びに陳情のうち民事局関係の処理件数は次表のとおりである。

第13回国会

(衆議院)

	請願	陳情
法務局関係	2件	
戸籍関係		8件
住民登録関係	4件	5件
借地借家関係	3件	
台帳関係	2件	
登記関係		2件
土地家屋調査士関係	1件	1件
供託関係		1件
解散団体関係	1件	
計	13件	17件

（参議院）

	請願	陳情
戸籍関係		3件
住民登録関係	3件	
借地借家関係	1件	
登記関係		2件
土地家屋調査士関係	1件	
計	5件	5件

第15回国会

（衆議院）

	請願	陳情
法務局関係	1件	
住民登録関係		1件
登記関係	1件	
計	2件	1件

以上は当局業務の主なるものの実施状況の概要であるが、その細部については各課の項に譲ることとし、以下昭和27年中に本省において開催した民事局主管の会同、地方における会同及び研修その他の行事について概述する。

1　法務局長会同

2月4日、5日の両日を会期とし開催され、法務局及び地方法務局の運営に関する事項並びに住民登録制度に関する事項を議題として開催され、主として法務局及び地方法務局の行政整理並びにこれに伴う人員整理と住民登録制度の実施及び訟務事務及び人権侵犯事件の処理等についてこれが取扱の円滑適正な運営を図るため指示、協議を行つた。

2　法務局民事行政部長、地方法務局長会同

2月11日、12日の両日を会期とし、地方法務局の事務運営について、特に行政整理、及びこれに伴う人員整理、級別定数、給与等の人事上の諸問題並びに地方法務局関係の全般にわたる予算及び住民登録制度の実施を控えてその処理、訟務及び人権擁護に関する一般事務の取扱いについて円滑な運営を期するための指示並びに協議を行つた。

3　法務局、地方法務局戸籍課長及び都道府県地方課長合同

2月15日、16日の両日を会期として開催され、住民登録法が昭和27年7月1日から施行される予定になつたので、住民登録制度の趣旨とその実施方法等につき、円滑、適確な実施に遺憾なきを期するため主として下記事項について指示をなし協議を行つた。

1　住民登録法制定の理由並びに住民登録制度と各種行政事務との関係について

2　住民登録法施行法案について

3　一斉登録に要する経費について

4　住民登録事務の性質について

5　住民登録制度の運営及び都道府県の協力について

4　戸籍現地指導官講習会

法務省と厚生省の共同主催で両省から係官を派遣し、法務局、地方法務局戸籍課長及び現地指導官（法務局及び地方法務局の支局長のみ）並びに関係保健所、衛生統計事務担任職員が出席の上、下表の通り開催され戸籍及び人口動態統計事務の円滑適正なる運営を期するため指示をなし、協議を行つた。

地区	北海道	東北	信越	関東	東海北陸	近畿	四国	中国	九州
期日	3月19日20日	3月23日24日	3月26日27日	3月18日19日	3月13日14日	3月16日17日	3月19日20日	3月24日25日	3月27日28日
開催地	函館市	秋田市	新潟市	水戸市	岐阜市	大津市	松山市	山口市	佐賀市
出席局名	札幌 旭川 釧路 函館	仙台 福島 山形 盛岡 青森 秋田	浦和 甲府 前橋 長野 新潟	東京 横浜 静岡 千葉 宇都宮 水戸	名古屋 津 福井 金沢 富山 岐阜	大阪 京都 神戸 奈良 和歌山 大津	高松 徳島 高知 松山	広島 岡山 鳥取 松江 山口	福岡 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 佐賀

5　住民登録実施打合せブロツク会同

住民登録法及びその関係法令が7月1日から施行されることとなつたので、その施行に伴う実施細部の指示をなし協議を行うため、当局から係官を派遣し、法務局及び地方法務局戸籍課長がこれに出席し、事務の円滑適正なる運用を期するため指示をなし、協議を行つた。

地区	近畿	中部	四国中国	九州	東北	北海道	関東、信越
期日	4月25日(金)〃26日(土)	4月28日(月)〃29日(火	5月1日(木)〃2日(金)	5月6日(火)〃7日(水)	5月1日(木)〃2日(金)	5月6日(火)〃7日(水)	5月9日(金)〃10日(土)
開催地	大津	名古屋	広島	大分	盛岡	札幌	前橋
参集局名	大阪 京都 神戸 奈良 和歌山 大津	名古屋 岐阜 津 金沢 富山 福井	広島 山口 岡山 鳥取 松江 高松 松山 徳島 高知	福岡 佐賀 長崎 熊本 鹿児島 宮崎 大分	仙台 福島 山形 秋田 青森 盛岡	札幌 函館 旭川 釧路	東京 千葉 浦和 横浜 水戸 前橋 宇都宮 静岡 長野 甲府 新潟

6　市町村の戸籍事務吏員に対する法務大臣の表彰状の授与式

全国市区町村において戸籍事務担当者として、多年に亘つて困難な戸籍事務に従事し、その功績が顕著であり、且つ、本年7月1日住民登録制度の実施に当つて格別真摯且つ熱心にその職責を果し成績が優秀であつた市町村吏員に対し法務大臣の表彰状が授与されることとなり、10月14日全国連合戸籍事務協議会第5回総会に先だち同席上において前記表彰状の授与式が行われ市町村戸籍事務担当の吏員144名に法務大臣からその表彰状及び記念品の授与が行われた。

7　法務局及び地方法務局供託課長会同

7月24日、25日の両日を会期として開催され、主として次の事項について、円滑な取扱を期するため指示並びに協議を行つた。

1　供託法中改正すべき事項について
2　公職選挙法の改正について
3　木船運送法の施行について
4　旅行あつ旋業法の施行について

8　法務局長会同

10月13日、14日の両日を会期とし、当面の法務局の運営に関する事項を議題として開催され、民事行政、訟務、人権擁護の民事法務事務全般に亘り各法務局から協議事項を提出させ、これを骨子として、協議が進められ事務の円滑、適正な運営を図るため指示及び説明を行つた。

9　法務局及び地方法務局職員中央研修

法務局及び地方法務局職員の中央における研修が法務研修所主催の下に、民事局及び関係各局と協力の上、下記のとおり実施された。

第7回中央研修——　10月15日より11月1日までの18日間にわたり、法務局、地方法務局の戸籍課長（49名）を招集し、戸籍事務に関し、監督指導の地位にある幹部職員として必要な実務訓練を行い併せてその人格識見を涵養する目的をもつて、憲法、民法（親族、相続）、戸籍法の問題、住民登録法、国籍法、家事審判法、人事訴訟法、戸籍実務の研究、法例、地方自治法、地方財政、婦人少年問題、家庭と社会との問題、海外情勢、経済状勢、時事問題、人口動態統計、能率その他必要な事項について講義及び指導等を行つた。

10　発受信文書数調

昭和27年中における民事局の文書の受付及び発送数を掲記すると次のとおりである。

課名＼区分	受附 文書	受附 電報	受附 計	発送 甲文書	発送 乙文書	発送 丙文書	発送 電報	発送 計	総計
第一課	5,596	774	6,370	201	190	407	752	1,550	7,920
第二課	2,068	302	2,370	80	113	233	224	650	3,020
第三課	2,607	123	2,730	168	82	182	70	502	3,232
第四課	1,356	124	1,480	75	19	94	77	265	1,745
第五課	1,777	74	1,851	586	123	1,388	68	2,165	4,016
参事官室	572	51	623	31	19	40	34	124	747
計	13,976	1,448	15,424	1,141	546	2,344	1,225	5,256	20,680

備考　表のうち第四、五課欄には機構改組前の第六課の受附及び発送数を含み、参事官室欄は、8月同室設置後の数を示す。

イ 第一課

A 業務内容

第一課においては次の事務を取り扱つている。

(1) 法務局及び地方法務局に関する事項

(2) 公証に関する事項

(3) 供託に関する事項（昭和27年8月1日から第四課で所掌）

(4) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項

(5) 財政、金融、運輸及び通信に関する民事に関する事項（昭和27年8月1日から第四課及び第五課で所掌）

(6) 民事局の所掌にかかる事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

B 業務の実施状況

昭和27年中の所掌業務中主なものは次のとおりである。

1 公証人の員数は昭和27年末全国を通じて187名で、前年に比し12名の増員となつている。

公証人のおかれていない地には、その管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に公証人の事務を行わせることになつており(公証人法第8条)、昭和27年末現在その数は31支局である。

当課においては公証事務の監督に関し、訓令、通達、質疑、回答を立案し、また公証人法その他関係法令の調査、立案の事務を処理している。

2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項としてその企画、運営及び庶務に関する事務を掌理している（業務実施状況についてはそれぞれの項を参照のこと。）

3 法務局、地方法務局の一般的組織運営に関する企画、立案及び監督に関する事務として9,119名に上る職員の適切な人事管理、16億に上る予算経理の能率的実施のため調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。

4 以上の外登記、戸籍、公証の管轄区域の指定変更等の事務を掌理している。

5 (イ) 供託に関する事項

(ロ) 財政、金融、運輸及び通信に関する事項については、昭和27年8月1日から第四課及び第五課に移管された。（業務実施状況についてはそれぞれの項を参照のこと。）

6 以上の外当課においては、他の課に属せざる所管事項として、登記、戸籍及び公証の管轄区域の指定、変更等の事務を処理している。

7 第一課においては、民事局全般の総括的事務及び庶務に関する事務を取り扱つている。即ち民事局各課の連絡、調整、予算要求、職員の進退、身分、給与、局長印、局印の管守等の事務を処理している。

8 民事月報の刊行

戸籍、住民登録、登記、供託その他法務局、地方法務局における民事行政事務に関する関係法令、訓令、通達、質疑回答、解説、論説、教養講座、随筆、参考資料等を掲載して民事月報（A判5番）を毎月刊行して、全国法務局、地方法務局及びその支局、出張所その他関係箇所に配付して事務の円滑な処理に資している。

ロ 第二課

A 業務内容

第二課においては次の事務を取り扱つている。

(1) 民事に関する事項（註＝昭和27年8月1日から削除）

(2) 戸籍に関する事項

(3) 住民登録に関する事項（註＝昭和27年7月1日から所管）

(4) 文教及び厚生に関する民事に関する事項（註＝通商産業の民事関係事項は、昭和27年8月1日から第四課で所管）

B 業務の実施状況

1 民事に関する事項としては、一般民事関係法令の調査立案及び同法令の解釈、運用に関する他官庁各種団体等からの質疑に対する解答等の事務を処理しているが、本年中当課において立案した法令の主なものは、次のとおりである。

(イ) 親族、相続等につき鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置の特例を定める政令（15号）

(ロ) 罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令（54号）

戸籍に関する事項としては、戸籍関係法令の立案及び戸籍に関する建議、陳情に対する処理並びに全国市町村における戸籍事務の監督に関する事務を取り扱つているが、戸籍事務の監督上必要な訓令通達の起案、法務局、地方法務局又は市町村よりの戸籍事務取扱に関する照会に対する回答の事務を処理している外、全国各市町村連合戸籍事務協議会の決議事項を調査し、その認否につき指示をしている。参考として全国市町村における昭和27年度の戸籍事件の取扱数を別表1として末尾に掲げた。

本年度における戸籍に関する立案法令は次のとおりである。

(イ) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（5号）

(ロ) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第1条に規定する地域等を定める府令の一部を改正する府令（24号）

(ハ) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第1条第2項の規定に基き法務局の支局又は出張所を置く府令の一部を改正する府令（25号）

(ニ) 法務局及び地方法務局組織規程の一部を改正する府令（26号）

(ホ) 戸籍法施行規則の一部を改正する府令（5号）

(ヘ) 同 (28号)

(ト) 同 (66号)

(チ) 戸籍法第49条第3項の規定に基き出生証明書の様式を定める省令（法務省厚生省令1号）

以上の外

(1) 人口動態統計事務と戸籍事務との関連を円滑ならしめ事務処理の適正を期するため、昭和22年4月1日から現地指導官制度を実施し、全国の法務局、地方法務局の事務官を現地指導官に充て（288名）、市町村役場を巡回して戸籍及び人口動態統計事務の実施について指導させている。

この制度の運用の円滑を計るため本年度においては厚生省と合同の下に全国を8ブロックに分ち、関東信越は茨城県及び新潟県、東海北陸は岐阜県、近畿は滋賀県、中国は山口県、四国は愛媛県、九州は佐賀県、東北は秋田県、北海道は函館においてそれぞれ各地区別講習会を開催して、現地指導官に対し巡回指導上留意すべき事項につき所要の指示を行つた。

(2) 戸籍事務の改善を図るため、民事行政審議会内に設置されている戸籍部会を開催し、戸籍の実務家を招致してその声を聞き戸籍事務の改善に関する施策の参考としている。なお、同部会は住民登録その他戸籍に関連ある種々の事項につき必要な調査、研究を行つている。

本年度においては、数回にわたつて開催されたが、同部分において審議された主要な事項は、講和条約の発効に伴う戸籍人口動態統計事務の再検討及び住民登録法施行に伴う同事務の運営に関連するものであつた。

(3) 家事審判と戸籍事務との関連を円滑ならしめるには身分法の具体的適用について見解の調整を図る必要がある。そこで毎月1回裁判所側と戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義につき種々打合せを行つている。

3 住民登録に関する事項としては、昭和27年7月1日から住民登録法（昭和26年法律第218号）、及び住民登録法施行法（昭和27年法律第106号）が施行され、同日午前零時を期して全国一斉に本制度の基礎となる最初の登録が実施された。当初、一部の者による登録拒否等の事件が発生したが、結局国民の殆んど全部の登録を了し、結果的には、極めて良好な成績を収めることとなつた。

(イ) 住民登録法の施行に伴い同法施行令（昭和27年政令123号）及び同法の施行期日を定める政令（昭和27年政令122号）が立案され、また、一般通達たる性質の調査員必携及び実施要領が作成された。

(ロ) 最初の一斉登録に要する経費については、昭和27年度の法務省予算に36,000千万円計上され、うち27,348万円が市町村補助金として全国市町村に交付された。また住民票その他関係諸用紙が調整され全国の市町

村に配付された。

(ろ) 同制度の実施に伴う細部の事務打合せのため、全国を7ブロックに分ち、関東信越は前橋、中部は名古屋、近畿は大津、中国四国は広島、九州は大分、東北は盛岡、北海道は札幌において、それぞれ各地区の法務局、地方法務局戸籍課長会議を開催し、本制度の円滑且つ適確なる実施について留意すべき事項につき所要の指示を行つた。

(は) 同制度の趣旨を徹底せしめ届出の励行を図るため、法務省広報連絡室と協議の上、同制度実施の前後を通じ新聞、ラジオ等による広報活動を行い、また各種ポスター、リーフレツトの配布等により、市町村にも活溌に広報宣伝を行わしめた。

(に) 住民登録事務と戸籍事務との関連及び住所の認定等について市町村からの照会に対し回答し、法務局、地方法務局に所要の通達をし、また必要に応じ勧告又は助言を行つた。

(ほ) 住民登録に関する事件統計を毎年3月末日現在をもつて全国集計をすることとした。昭和27年度は一斉登録が行われた関係上 7月1日現在における右の統計調査を行つたが、この統計表（別表2、3、4）は、最も新しいものとして各官公署会社等に相当利用されている。

4 文教及び厚生に関する事項については、文部及び厚生両省における法令の立案又は解釈につきこれらの省の協議をうけ多くの法令の調査、立案及び意見を回示した。

別表 (1)

昭和27年度戸籍事件表

第1表

本籍人口	現住人口
86,881,776	85,303,504

本籍数	本籍人口
19,421,193	86,881,776

第2表

(註) 1 本籍人届出数のうち他市町村で受理し送付された分は内数として括弧内に記入すること。
2 胎児認知の数は認知の内数として備考欄に記入すること。

事項		本届出件数	非本籍人届出数	計	
1	出生	2,131,697 (628,455)	656,332	2,788,029	15
2	認知	29,613 (11,794)	2,784	32,397	16
3	養子縁組	171,826 (73,354)	8,579	180,405	17
4	養子離縁	37,864 (13,492)	1,570	39,434	18
5	婚姻	1,177,307 (543,446)	56,337	1,233,644	19
6	離婚	137,055 (61,390)	6,670	143,725	20
7	親権	6,523 (894)	536	7,059	21
8	後見、後見監督	19,674 (1,188)	627	20,301	22
9	保佐	199 (17)	7	206	23
10	死亡	860,395 (239,914)	238,024	1,098,419	24

事項		本届出件数	非本籍人届出数	計	
11	失踪	1,229 (1,229)	1,229	2,458	25
12	国籍喪失	2,091 (482)	34	2,125	26
13	氏の変更	1,083 (107)	41	1,124	27
14	名の変更	7,985 (542)	394	8,379	28
15	転籍	285,549 (99,278)	2,966	288,515	29
16	就籍	660 (50)	51	711	30
17	帰化	133 (33)	3	136	31
18	分籍	83,505 (26,625)	924	84,429	32
19	追完	10,841 (2,336)	8,001	18,842	33
20	訂正	79,856 (2,798)	648	80,504	34

11	失踪	1,022 (84)	63	1,085	25
12	復氏	17,400 (6,895)	590	17,990	26
13	婚姻関係終了	3,732 (889)	524	4,256	27
14	相続人廃除	96 (9)	5	101	28
備考					

11	失踪	24,312 (143)	3,875	28,187	25
12	復氏	55,302 (440)	173	55,475	26
13	婚姻関係終了	21,497 (893)	753	22,250	27
14	相続人廃除	5,228,343 (1,737,648)	993,147	6,221,490	28
備考					

第3表

事項		戸籍謄本	戸籍抄本	戸籍関係証明書	閲覧	合計	新戸籍編製	戸籍全部消除	戸籍違反通知	25
有料	件数			1,537,628	523,491	2,061,119	946,511件	309,418件	79,338件	
	枚数	6,542,868	5,385,464			11,928,332	届出の催告	戸籍記載の錯誤遺漏通知	監督局に対する許可認可の申請	26
	金額	154,072,289	132,392,996	37,482,637	12,928,025	336,875,947	42,929件	16,159件	74,104件	27
無料	件数			363,042	123,106	486,148	戸籍の再製	戸籍の補完	その他文書の発送	28
	枚数	588,544	294,616			883,160	2,454件	79,672件	2,313,504件	
備考										

別表 (2)

一 齊 登 錄 結 果 表

(住民登録人口・世帯数調査表)

(昭27・7・31現在)

	人口			世帯数
	男	女	計	
北海道	2,111,527	2,100,044	4,211,571	786,598
青森	650,740	667,959	1,318,699	225,891
岩手	682,671	699,461	1,382,132	239,716
宮城	827,702	848,902	1,676,604	282,069
秋田	655,321	671,869	1,327,190	226,918
山形	656,335	695,317	1,351,652	234,444
福島	1,009,253	1,063,302	2,072,555	356,877
茨城	990,858	1,045,823	2,036,681	377,898
栃木	748,906	795,394	1,544,300	277,373
群馬	778,824	825,520	1,604,344	294,990
埼玉	1,067,582	1,113,550	2,181,132	401,544
千葉	1,043,007	1,109,529	2,152,536	412,577
東京	3,499,200	3,409,568	6,908,768	1,567,918
神奈川	1,310,490	1,305,518	2,616,009	562,834
新潟	1,196,108	1,269,403	2,465,511	435,160
富山	491,944	522,172	1,014,116	193,479
石川	458,973	495,299	954,272	193,154
福井	360,537	385,973	746,510	156,461
山梨	390,612	414,142	804,754	151,933
長野	985,088	1,049,123	2,034,211	398,339
岐阜	764,779	795,351	1,560,130	315,560
静岡	1,231,010	1,297,271	2,528,281	458,623
愛知	1,701,462	1,815,316	3,516,778	694,568
三重	702,043	760,918	1,462,961	296,787
滋賀	406,177	443,063	849,240	177,020
京都	882,029	944,144	1,826,173	412,494
大阪	2,004,907	2,066,558	4,071,465	926,295
兵庫	1,664,753	1,732,263	3,397,016	737,843
奈良	366,152	390,319	756,471	157,294
和歌山	477,271	505,973	983,244	215,555
鳥取	287,003	308,845	595,848	117,019

	人口			世帯数
	男	女	計	
島根	444,484	465,909	910,393	182,038
岡山	806,186	861,093	1,667,279	351,336
広島	1,016,203	1,070,782	2,086,985	455,964
山口	761,276	784,791	1,546,067	337,124
徳島	429,416	450,157	879,573	172,811
香川	451,184	481,029	932,213	192,295
愛媛	743,127	778,997	1,522,124	312,249
高知	426,026	448,103	874,129	192,419
福岡	1,798,194	1,855,330	3,653,524	758,680
佐賀	460,794	491,467	952,261	178,816
長崎	829,124	852,739	1,681,863	346,266
熊本	885,527	947,813	1,833,340	354,454
大分	601,625	646,219	1,247,844	246,075
宮崎	539,212	561,746	1,100,958	218,607
鹿児島	865,534	930,504	1,796,038	382,722
計	41,461,176	43,174,569	84,635,745	16,967,087

（法務省民事局第二課）

別表 (3)

六大都市住民登録人口・世帯数

（昭27.7.31現在）

区分 / 市別	人口			世帯数
	男	女	計	
東京	3,036,096	2,945,626	5,981,722	1,373,652
大阪	1,061,309	1,063,038	2,124,347	502,039
京都	537,475	578,099	1,115,574	263,126
名古屋	555,241	562,160	1,117,401	237,826
横浜	511,904	501,207	1,013,111	235,229
神戸	433,984	441,779	875,763	216,476

註 東京は23区分

別表 (4)

住民登録届出違反事件数調査表

（昭27.7.31現在）

区分 / 法務局	施行法8条の未届者		施行法32条違反者		うち告発件数		職権登録件数		その他の事件数	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
東京	3,994	7,661	160	390			577	1,408		
横浜	285	623	92	274			22	67		
千葉	299	404					14	49		
水戸	13	44					6	26		
宇都宮	93	352					6	17		
前橋	34	114	2	6			34	114		
静岡	27	89	8	38			21	81		
甲府	49	297					29	237	1	2
長野	36	65	1	8			13	45		
新潟	43	144	4	5			16	41		
大阪	290	576					39	237	1	9
京都	315	1,182	19	53	2	2	128	572		
神戸	432	830	8	14			20	75		
奈良	267	844	43	154	1	5	16	69		
大津	22	50	12	47			27	82		
和歌山	81	249					41	161		
名古屋	81	292					3	8		
津	244	340	1	6			38	80		
岐阜	914	3,608					570	2,172	1	1
福井	38	166					34	147		
金沢	10	17					5	16		
富山	8	18					8	18		
広島	11	28	8	18	8	18	11	28		
高松	219	264					24	38		

区分 / 法務局	うち通知した		うち裁判所に	
	世帯	人員	世帯	人員
東京	125	309		
横浜	3	10		
千葉	4	13		
水戸	3	11		
宇都宮				2
前橋			1	
静岡	3	7		
甲府	2	7		
長野				
新潟	14	64		
大阪	39	237	1	9
京都	117	406		
神戸	3	7		
奈良	4	11		
大津				
和歌山	27	62		
名古屋				
津				
岐阜	1	2	1	1
福井				
金沢				
富山				
広島				
高松				

	施行法8条の未届者		うち通知した		裁判所に		法32条違反者		うち告発件数		職権登録件数		その他の事件数	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
山口	24	95					1	3			9	24		
岡山	22	53									70	255		
鳥取	9	32									9	32		
松江	28	72									20	56		
福岡	1,420	7,345					1	4			36	126		
佐賀	8	193									12	15		
長崎	11	20					1	3			3	60		
大分	19	94			8	12	5	15			17	40		
熊本	12	25			2	9					32	122		
鹿島	124	490			2	2					9	41		
宮崎	23	59												
仙台	47	148			3	7					6	29		
福島	70	205			2	3					16	162		
山形	8	26									6	15		
盛岡	9	20			1	3					1	3		
秋田	13	54			2	6					7	26		
青森	62	211									20	75		
札幌	105	296			1	9	2	14			67	108	2	5
函館	7	8			2	2	5	16			12	24		
旭川	15	56					2	7			11	37		
釧路	63	279			3	9	5	37			14	52		
高知	47	85									35	60		
徳島	19	55									6	12		
高松	127	429									4	9	1	1
山	8	13									1	6	1	1
計	10,105	28,641	371	1,208			388	1,144	13	37	2,125	7,177	6	18

註　上表中その他の事件は、公務執行妨害3、公文書き棄1、脅迫1、公務員法違反1、計6件（人員18）

ハ　第　三　課

A　業務内容

第三課においては、次の事務を取り扱つている。

(1)　不動産登記その他の登記（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

(2)　土地台帳及び家屋台帳に関する事項

(3)　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項（註＝昭和27年8月1日から第三課の所管事務となつた。）

(4)　外事及び農林に関する民事に関する事項

B　業務の実施状況

1　不動産登記その他の登記に関する事項としては、土地、建物登記、各種財団登記、立木登記、船舶登記、農業用不動産抵当登記等について、関係法令の調査立案、全国2073個所の登記所における登記事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答及び関係官公庁その他からの照会に対する回答の起案、各地において開催される登記事務協議会決議の調査等の事務を処理し、更に登記事務の適正迅速化を図るために必要な企画調査等をも行つている。

特記すべき事項としては、法令関係ではまず工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律（昭和27年法律第192号）を立案したが、この法律は、工場財団その他の財団の存続期間を延長することと、従来認められていなかつた財団の分割、合併を可能にすることの二点を主眼とし、その他若干の規定を改めて、財団抵当の利用価値の増進を図つたものである。この法律の施行されるのに伴い、財団登記の細則的規定をも改める必要を生じたので、更に工場抵当登記取扱手続の一部を改正する府令（昭和27年法務府令第67号）も立案した。また道路交通事業抵当法（昭和27年法律第204号）が施行されるのに伴い、道路交通事業財団が認められ、その登記も必要となつたので道路交通事業抵当登記取扱手続を立案したが、同省令は、道路交通事業財団の登記に関する細則を定めたものである。

事務運営の面においては、前年来調査企画中であつた登記簿の改製（登記簿をバインダー式のものとする。）が本年からいよいよ本格的に実施の

運びとなり、本会計年度においては東京、大阪、名古屋の各法務局及び横浜、浦和、宇都宮の各地方法務局の6ヶ庁の管内325箇所の登記所につきその改製を進め、昭和27年度末（昭和28年3月31日まで）には、予定計画通りその全部の改製を完了する見込である。

昭和27年全期における不動産登記（土地、建物、立木、各種財団、農業用動産抵当登記を含む。）及び船舶登記事件の概況は別表(1)の示すとおりである。

2　土地台帳及び家屋台帳に関する事項としては、土地台帳法及び家屋台帳法及び関係法令の調査立案及び全国の登記所における土地及び家屋台張事務の指導監督上必要な訓令、通達、回答の起案、関係官公庁その他からの照会に対する回答、各地において開催される登記事務協議会決議の調査等の事務を処理し、土地台取及び家屋台帳の登録事務の適正迅速化を図るため必要な企画調査等を行つている。なお、土地台帳法施行令の一部を改正する政令（昭和27年政令第486号）を立案したが、この政令は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により固定資産税を課すことができないものとされた土地が当然土地台帳法第3条第2項第7号の規定により同法にいう第二種地となるような措置を講じたものである。又現在登記所に備えられている土地台帳付属地図の中には不備のものが多いので、その整備の措置を部分的にではあるが講じつつある。昭和27年全期において処理した事件数は別表(2)の示すとおりである。

3　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項としては、司法書士法、土地家屋調査士法及び関係法令の調査立案並びに法務局及び地方法務局に対し司法書士、土地家屋調査士の監督上必要な通達の起案並びに質疑回答の事務を処理している。なお、司法書士については、昭和26年法律第235号をもつて司法書士法の一部が改正され、司法書士の報酬額は、各司法書士会の会則において定め、法務大臣の認可を受けることとなつたので（同法第15条の2）、これに基いて、全国司法書士会の定める報酬額についての認可を行つた。また、土地家屋調査士については、土地家屋調査士法第5条の規定に基く第2回の土地家屋調査士の試験が下記のとおり実施された。

試験

別表（1）　　民事局

庁名＼種別	件	その他登記 件数	その他登記 登録税	乙号 請求	乙号 手数料	備考
			円		円	
東京法務局管内	2,47	8,409	44,718,340	1,978,025	38,647,350	
横浜地方法務局〃	32	2,372	—	192,532	3,765,420	
浦和〃	17	2,818	—	73,017	1,436,500	
千葉〃	19	3,914	—	80,120	1,592,510	
水戸〃	17	5,834	—	68,046	1,336,900	
宇都宮〃	13	4,023	—	52,680	1,033,700	
前橋〃	14	3,309	300	62,748	1,239,390	
静岡〃	22	5,583	11,760	60,404	2,713,320	
甲府〃	5	3,525	—	21,201	591,120	
長野〃	21	6,559	6,300	90,342	1,785,710	
新潟〃	25	7,335	11,700	104,912	2,061,745	
大阪法務局管内	6,16	6,648	11,100	900,621	16,718,630	
京都地方法務局〃	28	5,294	4,524	171,681	3,320,145	
神戸〃	52	10,180	3,900	302,241	5,841,310	
奈良〃	8	3,582	—	37,593	736,342	
大津〃	9	3,650	—	39,737	773,490	
和歌山〃	12	2,382	—	59,014	1,159,530	
名古屋法務局管内	55	6,427	8,400	281,602	5,523,810	
津地方法務局〃	15	4,464	—	63,702	1,283,460	
岐阜〃	19	6,518	—	67,962	1,625,282	
福井〃	9	2,700	3,300	39,639	985,630	
金沢〃	14	2,396	12,000	66,097	1,247,350	
富山〃	12	1,925	—	64,229	1,276,290	
広島法務局管内	32	6,422	21,432	164,549	3,264,300	
山口地方法務局〃	18	3,982	90,040	68,576	2,414,792	
岡山〃	21	3,524	7,395	85,636	1,710,456	
鳥取〃	6	1,579	960	19,751	580,670	
松江〃	10	2,850	8,700	40,685	803,900	
福岡法務局管内	55	6,976	9,453	330,458	7,780,164	
佐賀地方法務局〃	11	2,576	300	52,654	1,067,160	
長崎〃	22	2,894	—	134,186	2,757,020	
大分〃	14	2,806	—	62,883	1,206,350	
熊本〃	19	5,017	300	88,933	1,752,150	
鹿児島〃	25	2,693	8,700	81,464	1,643,920	
宮崎〃	15	2,701	3,300	66,064	1,333,400	
仙台法務局管内	20	3,126	174,300	106,607	2,044,760	
福島地方法務局〃	19	4,225	4,200	86,045	1,602,180	
山形〃	15	2,609	—	54,929	1,033,490	
盛岡〃	13	4,180	—	43,909	849,430	
秋田〃	13	2,570	—	53,750	1,011,980	
青森〃	14	2,872	44,272	63,736	1,224,660	
札幌法務局管内	2	2,186	11,400	127,924	2,785,960	
函館地方法務局〃	5	1,015	—	26,793	513,430	
旭川〃	6	1,180	—	19,348	745,070	
釧路〃	7	1,210	—	41,255	801,530	
高松法務局管内	13	2,362	12,000	56,271	1,140,760	
徳島地方法務局〃	9	3,024	13,650	27,936	928,910	
高知〃	10	3,444	—	67,458	1,341,380	
松山〃	20	2,268	—	94,456	1,938,192	
合計	12,3	190,238	45,202,026	6,943,818	140,970,998	
昭和26年分総数	10,2	142,076	35,957,700	5,170,777	102,883,904	

別表（１）　昭和27年分　一般登記件数表　民事局

庁名別	総数 件数	総数 箇数	総数 登録税手数料	甲号 不動産及び船舶登記 件数	不動産及び船舶登記 箇数	不動産及び船舶登記 登録税	農業用動産抵当登記 件数	農業用動産抵当登記 箇数	農業用動産抵当登記 登録税	商業登記 件数	商業登記 登録税	その他登記 件数	その他登記 登録税	乙号 請求	乙号 手数料	備考
			円			円			円		円		円		円	
東京法務局管内	2,475,520	596,975	2,373,482,389	387,810	596,957	1,364,864,778	17	18	6,319	101,259	925,245,602	8,409	44,718,340	1,978,025	38,647,350	
横浜地方法務局〃	322,933	242,731	332,053,363	116,097	242,728	278,493,920	3	3	9,300	11,929	49,784,723	2,372	—	192,532	3,765,420	
浦和〃	171,887	445,885	104,901,009	90,371	445,885	89,169,320	—	—	—	5,681	14,295,189	2,818	—	73,017	1,436,500	
千葉〃	195,682	427,220	91,570,536	106,776	427,213	76,578,665	7	7	1,220	4,865	13,398,141	3,914	—	80,120	1,592,510	
水戸〃	171,791	305,070	67,762,964	95,192	305,070	58,938,691	—	—	—	2,719	7,487,373	5,834	—	68,046	1,336,900	
宇都宮〃	130,948	212,979	67,632,465	70,309	212,163	56,092,871	558	816	72,780	3,378	10,433,114	4,023	—	52,680	1,033,700	
前橋〃	141,369	231,854	75,321,282	70,676	231,854	61,893,921	—	—	—	4,636	12,187,671	3,309	300	62,748	1,239,390	
静岡〃	228,138	453,052	199,584,733	152,968	452,764	174,652,979	218	288	29,576	8,965	22,177,098	5,583	11,760	60,404	2,713,320	
甲府〃	57,652	138,341	31,959,837	31,220	138,341	25,315,012	—	—	—	1,646	6,053,705	3,525	—	21,201	591,120	
長野〃	210,257	341,003	87,515,178	105,762	339,974	68,258,420	991	1,029	54,437	6,603	17,410,311	6,559	6,300	90,342	1,785,710	
新潟〃	252,673	552,546	131,995,034	134,220	552,214	110,866,968	313	332	28,118	5,893	19,026,503	7,335	11,700	104,912	2,061,745	
大阪法務局管内	6,166,498	442,396	1,063,509,484	218,768	442,396	789,493,884	—	—	—	40,461	257,285,870	6,648	11,100	900,621	16,718,630	
京都地方法務局〃	288,873	263,220	205,733,076	101,383	263,122	168,167,754	98	98	7,165	11,017	34,233,488	5,294	4,524	171,081	3,320,145	
神戸〃	528,239	427,266	515,930,212	220,283	427,026	416,210,439	239	240	30,617	15,296	93,843,949	10,180	3,900	302,241	5,841,310	
奈良〃	81,611	97,290	44,811,066	38,463	97,162	40,692,308	128	128	2,229	1,845	3,380,187	3,582	—	37,593	736,342	
大津〃	97,365	119,407	37,572,952	51,656	119,407	31,995,571	—	—	—	2,322	4,803,891	3,650	—	39,737	773,490	
和歌山〃	128,554	151,035	76,071,254	64,239	150,990	67,501,513	41	45	25,859	2,878	7,384,352	2,382	—	59,014	1,159,530	
名古屋法務局管内	552,525	593,125	452,440,919	244,397	593,086	365,312,924	31	39	4,545	20,068	81,591,240	6,427	8,400	281,602	5,523,810	
津地方法務局〃	156,516	208,216	96,036,923	84,388	208,161	80,714,636	51	55	12,386	3,904	14,026,441	4,464	—	63,702	1,283,460	
岐阜〃	191,344	323,833	94,608,027	110,967	323,757	80,768,331	76	76	7,395	5,821	12,207,019	6,518	—	67,962	1,625,282	
福井〃	95,293	282,900	41,837,540	50,883	282,872	36,116,215	19	28	10,790	2,052	4,721,555	2,700	3,300	39,639	985,630	
金沢〃	144,775	367,682	81,826,936	72,817	367,637	70,435,978	41	45	57,987	3,424	10,073,621	2,396	12,000	66,097	1,247,350	
富山〃	128,738	337,246	82,616,482	59,325	337,232	60,970,081	12	14	965	3,242	20,369,146	1,925	—	64,229	1,276,290	
広島法務局管内	323,372	394,485	202,170,548	144,587	394,304	166,623,870	189	181	24,102	7,625	32,236,844	6,422	21,432	164,549	3,264,300	
山口地方法務局〃	183,491	243,302	135,309,129	105,765	243,185	102,578,797	100	117	35,273	5,068	30,190,227	3,982	90,040	68,576	2,414,792	
岡山〃	210,426	291,410	96,115,043	116,416	290,926	77,468,352	388	484	37,787	4,412	16,891,053	3,524	7,395	85,636	1,710,456	
鳥取〃	62,262	124,099	33,575,617	39,866	124,094	29,518,387	5	5	375	1,561	3,475,225	1,579	960	19,751	580,670	
松江〃	103,917	161,951	34,981,193	57,982	161,847	29,622,314	101	104	6,639	2,299	4,539,640	2,850	8,700	40,685	803,900	
福岡法務局管内	557,290	470,822	418,437,648	206,787	470,587	351,302,328	122	235	36,864	12,947	59,308,839	6,976	9,453	330,458	7,780,164	
佐賀地方法務局〃	110,155	180,150	51,593,921	52,554	179,899	46,149,326	248	251	35,306	2,123	4,341,829	2,576	300	52,654	1,067,160	
長崎〃	227,803	225,570	127,617,960	86,030	225,039	115,395,571	519	531	63,640	4,174	9,401,729	2,894	—	134,186	2,757,020	
大分〃	140,340	252,280	66,552,684	71,814	252,247	59,325,218	34	39	17,121	2,803	6,003,995	2,806	—	62,883	1,206,350	
熊本〃	190,368	245,959	85,924,220	92,205	245,188	75,815,603	362	771	81,969	3,851	8,274,198	5,017	300	88,933	1,752,150	
鹿児島〃	232,182	372,301	66,740,722	144,703	372,249	57,541,644	52	52	10,276	3,270	7,536,182	2,693	8,700	81,464	1,643,920	
宮崎〃	156,177	229,667	52,524,670	84,577	228,884	45,893,789	772	783	63,792	2,063	5,230,389	2,701	3,300	66,064	1,333,400	
仙台法務局管内	204,053	333,550	103,789,994	90,659	333,545	74,888,302	4	5	55	3,657	26,682,577	3,126	174,300	106,607	2,044,760	
福島地方法務局〃	192,380	390,868	92,770,496	98,677	390,812	79,242,275	50	56	3,310	3,383	11,918,531	4,225	4,200	86,045	1,602,180	
山形〃	151,746	335,225	66,341,153	91,700	335,225	60,376,083	—	—	—	2,508	4,931,580	2,609	—	54,929	1,033,490	
盛岡〃	124,813	259,978	54,490,067	74,829	259,977	48,700,829	1	1	90	1,894	4,939,718	4,180	—	43,909	849,430	
秋田〃	125,173	283,636	47,615,293	66,755	283,621	40,580,388	15	15	3,480	2,083	6,019,445	2,570	—	53,750	1,011,980	
青森〃	142,394	233,594	72,998,967	73,368	233,476	65,608,059	100	118	13,510	2,308	6,108,466	2,872	44,272	63,736	1,224,660	
札幌法務局管内	214,727	164,841	198,990,266	74,949	164,385	162,198,346	410	456	23,917	9,258	33,970,643	2,186	11,400	127,924	2,785,960	
函館地方法務局〃	54,988	51,697	34,088,043	25,272	51,695	30,250,237	2	2	534	1,906	3,323,842	1,015	—	26,793	513,430	
旭川〃	62,154	99,787	65,453,095	38,537	99,540	57,232,046	237	247	94,403	2,852	7,381,576	1,180	—	19,348	745,070	
釧路〃	78,202	80,428	69,703,697	32,540	79,846	62,403,369	504	582	146,058	2,693	6,352,740	1,210	—	41,255	801,530	
高松法務局管内	123,026	135,009	65,644,493	60,734	134,982	54,397,879	26	27	8,122	3,633	10,085,732	2,362	12,000	56,271	1,140,760	
徳島地方法務局〃	91,505	143,610	45,775,310	57,992	143,343	39,535,390	267	267	34,117	2,286	5,263,243	3,024	13,650	27,936	928,910	
高知〃	164,711	303,709	57,444,055	91,394	303,597	50,024,645	102	112	32,913	2,313	6,045,117	3,444	—	67,458	1,341,380	
松山〃	202,055	307,544	89,047,127	101,605	307,431	75,656,431	95	113	32,650	3,631	11,419,854	2,268	—	94,456	1,938,192	
合計	12,349,391	13,876,750	8,792,469,072	4,841,267	13,867,935	6,631,834,654	7,558	8,815	1,167,991	366,510	1,973,293,403	190,238	45,202,026	6,943,818	140,970,998	
昭和26年分総数	10,219,857	14,187,124	7,071,333,058	4,444,936	14,180,952	4,981,119,502	5,134	6,172	699,722	456,934	1,950,672,230	142,076	35,957,700	5,170,777	102,883,904	

期日　昭和27年8月17日（日曜）

場所　法務局又は地方法務局所在地

受験者数　　3,644名

合格者数　　2,105名

（昭和27年9月22日発表）

昭和27年全期における司法書士及び土地家屋調査士の員数調（別表3）並びに取扱事件年計表（別表4）を掲げた。

4　外事及び農林に関する民事関係事項としては、主として外務省及び農林省と関係法令の立案、調査、解釈、運用等の事務を行つている。

別表（2のA）

昭和27年分

土地台帳事務処理表（その一）

区分		異動事務													
		第一種地成		第二種成地		分筆		合筆		地目変換		登録地成		住所、氏名名称、変更	
		件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
全国総合計	旧受	76	193	503	2,152	13,300	20,355	279	1,400	2,249	6,367	160	2,795	29	47
	新受	6,354	44,148	56,221	184,932	447,494	1,880,778	42,729	182,320	254,332	580,368	23,968	346,390	16,046	55,960
	計	6,430	44,341	56,724	187,084	460,794	1,901,133	43,008	183,720	256,581	586,735	24,128	349,185	16,075	56,007
	処理	6,420	44,329	56,563	186,026	459,327	1,892,706	42,891	182,532	255,837	584,965	23,941	345,887	16,062	55,986
	未済	10	12	161	1,058	1,467	8,427	117	1,188	744	1,770	187	3,298	13	21

区分		異動事務											
		誤謬訂正		地図誤謬訂正		国有地成		土地台帳法第43条の2第2項		その他		計	
		件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数	件数	筆数
全国総合計	旧受	299	573	85	285	194	2,668	64,106	113,612	273	42,363	81,553	692,810
	新受	34,899	72,298	9,205	22,371	10,486	99,512	1,891,934	6,252,398	12,900	1,302,481	2,806,568	11,023,956
	計	35,198	72,871	9,290	22,656	10,680	102,180	1,956,040	6,866,010	13,173	1,344,844	2,888,121	11,716,766
	処理	35,053	72,362	9,200	22,415	10,657	101,710	1,939,413	6,739,335	13,115	1,253,548	2,868,479	11,481,801
	未済	145	509	90	241	23	470	16,627	126,675	58	91,296	19,642	234,965

昭和27年分

土地台帳事務処理表（その二）

区分	土地の価格の通知	謄本交付			閲覧	
	筆数	件数	筆数	手料数	件数	手数料
全国総合計	27,482,240	(4,552) 95,518	(38,509) 342,276	円 1,521,730 00	(22,356) 244,082	円 2,216,830 00

◎備考「謄本交付」「閲覧」の欄中官公吏の職務上請求した件数及び筆数は内数として（　）で区分し同一欄に記入すること。

別表　(2のB)

昭和27年分

家屋台帳処理表　(その一)

区分		異動事務													
		建築		増築		登録家屋成		減失		分割		合併		不登録家屋成	
		件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
全国総合計	旧受	4,245	4,374	2,551	2,708	20	39	1,447	1,752	386	1,657	3	68	2	3
	新受	341,990	358,977	174,328	197,045	3,173	5,031	81,653	91,860	42,148	109,866	2,055	5,242	408	464
	計	346,235	363,351	176,879	199,753	3,193	5,070	83,100	93,612	42,534	111,523	2,058	5,310	410	467
	処理	336,905	353,892	170,431	193,177	3,176	5,040	81,878	92,044	42,234	110,718	2,030	5,252	409	466
	未済	9,330	9,459	6,448	6,576	17	30	1,222	1,568	300	805	28	58	1	1

区分		異動事務											
		住所、氏名名称、変更		所在、種類、構造床面積の減少		誤謬訂正		家屋台帳法第22条土地台帳法第43条の2第2項		その他		計	
		件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
	新受	225	275	511	695	1,293	1,406	13,257	21,112	418	427	24,358	34,516
全国総合計	新受	21,819	32,978	127,076	152,985	236,472	244,082	605,192	824,857	17,199	47,947	1,653,513	2,071,334
	計	22,044	33,253	127,587	153,680	237,765	245,488	618,449	845,969	17,617	48,374	1,677,871	2,105,850
	処理	21,842	32,957	126,693	152,698	234,232	240,113	609,856	835,435	16,392	47,138	1,646,078	2,068,930
	未済	202	296	894	982	3,533	5,375	8,593	10,534	1,225	1,236	31,793	36,920

昭和27年分

家屋台帳処理表　(その二)

区分	家屋の価格の通知	謄本交付			閲覧	
	個数	件数	個数	手数料	件数	手数料
				円		円
全国総合計	4,632,487	(711) 80,743	(1,652) 135,950	1,345,020 00	(3,101) 121,534	1,184,330 00

◎備考「謄本交付」「閲覧」の欄中官公吏の職務上請求した件数及び個数は内数として(　)で区分し同一欄に記入すること。

別表 (3)

司法書士員数調

昭和27年自10月分至12月分

庁名	昭和27年自10月至12月 認可数 総数	法第2条第1号によるもの	法第2条第2号によるもの	同右 不認可数	昭和27年12月末日現在 司法書士数 総数	司法書士会に入会しているもの	司法書士会に入会していないもの
東京	107	9	98	27	1,383	207	1,176
横浜	10	5	5	—	169	53	116
横浜	—	—	—	—	147	81	66
千葉	7	1	6	6	174	99	75
水戸	11	1	10	—	156	92	64
宇都宮	6	—	6	2	125	89	36
前橋	7	—	7	—	132	72	60
静岡	7	2	5	—	174	132	42
甲府	1	1	—	—	129	128	1
長野	36	2	34	—	327	154	173
新潟	1	1	—	—	161	132	29
計	**193**	**22**	**171**	**35**	**3,077**	**1,239**	**1,838**
大阪	33	3	30	—	612	154	458
京都	7	—	7	—	302	115	187
神戸	12	2	10	—	397	228	169
奈良	11	1	10	—	124	71	53
大津	5	—	5	—	114	81	33
和歌山	5	—	5	3	164	112	52
計	**73**	**6**	**67**	**3**	**1,713**	**761**	**952**
名古屋	11	4	7	12	233	203	30
津	7	2	5	—	280	190	90
岐阜	20	—	20	18	226	150	76
福井	1	—	1	—	84	73	11
金沢	12	2	10	8	117	98	19
富山	4	—	4	—	124	56	68
計	**55**	**8**	**47**	**38**	**1,064**	**770**	**294**
広島	1	—	1	—	306	161	145
山口	21	1	20	—	400	400	—
岡山	38	—	38	31	433	354	79
鳥取	—	—	—	—	104	77	27
松江	6	2	4	—	193	193	—
計	**66**	**3**	**62**	**31**	**1,436**	**1,185**	**251**

庁名	昭和27年自10月至12月 認可数 総数	法第2条第1号によるもの	法第2条第2号によるもの	同右 不認可数	昭和27年12月末日現在 司法書士数 総数	司法書士会に入会しているもの	司法書士会に入会していないもの
福岡	16	4	12	—	342	249	93
佐賀	6	2	4	—	104	75	29
長崎	11	—	11	—	231	160	71
大分	2	1	1	—	100	69	31
熊本	20	2	18	—	248	208	40
鹿児島	8	—	8	—	475	374	101
宮崎	—	—	—	—	203	195	8
計	**63**	**9**	**54**	**—**	**1,703**	**1,330**	**373**
仙台	11	1	10	8	282	211	71
福島	12	—	12	—	338	242	96
山形	10	—	10	—	177	126	51
盛岡	1	1	—	—	134	105	29
秋田	8	—	8	5	103	103	—
青森	5	—	5	1	100	42	58
計	**47**	**2**	**45**	**14**	**1,134**	**829**	**305**
札幌	2	—	2	—	132	98	34
函館	2	—	2	—	71	59	12
旭川	4	—	4	2	111	84	27
釧路	8	1	7	—	93	80	13
計	**16**	**1**	**15**	**2**	**407**	**321**	**86**
高松	3	2	1	—	111	77	34
徳島	—	—	—	—	138	128	10
高知	9	9	—	13	199	153	46
松山	—	—	—	—	259	170	89
計	**12**	**11**	**1**	**13**	**707**	**528**	**179**
合計	**525**	**62**	**462**	**136**	**11,241**	**6,963**	**4,278**

別表（4の1）

昭和27年度　　司法書士取扱事件年計表(1)　　全国総合計

区分 / 庁名		司法書士員数	補助者員数	件数 A	件数 B	件数 C	件数 D	紙数 A	紙数 B
東京		1,383	69	26,215	272,754	191,556	490,525	136,549	972,312.5
横浜		173	29	6,559	49,339	14,059	69,957	34,805.5	226,714
千葉		147	12	5,235	59,924	21,268	86,447	17,780	321,939
水戸		176	8	3,933	62,991	11,707	78,631	20,017	329,140
宇都宮		156	1	5,160	56,763	32,438	94,361	13,032	236,891
前橋		125	3	4,405	49,635	15,248	69,288	12,328	261,599
静岡		133	9	7,467	41,713	24,747	73,927	27,795	223,317.5
甲府		174	1	4,040	96,747	60,180	160,967	20,384	382,378
長野		129	7	2,355	17,541	4,627	24,523	15,172	83,511
新潟		327	37	4,666	74,886	44,858	124,410	25,368	367,910
	都計	161	25	5,424	77,783	48,432	131,639	25,404.5	365,169
		3,084	201	75,479	860,076	469,120	1,404,675	348,635	3,770,881
大阪		612	61	47,495	118,466	4,724	170,685	256,480	473,101.5
京都		302	33	3,700	42,152	43,191	89,043	16,054	200,633
神戸		397	103	4,790	143,712	140,188	288,690	22,297	302,148
奈良		124	8	1,352	27,535	15,215	44,102	12,959.5	238,119.5
大津		114	23	2,758	28,500	11,801	43,059	10,229	158,189
和歌山		164	7	5,970	55,563	47,377	108,910	18,501	240,645
	計	1,713	235	66,065	415,928	262,496	744,489	336,520.5	1,612,836
名古屋		233	46	12,705	145,394	15,012	173,111	43,690.5	528,040.5
津		280	25	4,481	48,414	—	52,895	17,179	260,519
岐阜		226	28	6,868	70,322	44,084	121,274	17,044·5	248,387.5
福井		84	16	1,894	27,884	20,139	49,917	7,087	125,831
金沢		117	16	3,382	44,449	12,582	60,413	17,306.5	222,314.5
富山		114	14	3,051	40,463	850	44,364	13,661.5	104,542
	計	1,054	145	32,381	376,926	92,667	501,974	115,969	1,489,634.5
広島		306	43	18,299	85,228	58,123	161,650	46,404.5	344,090.5
岡山		400	42	4,760	76,598	68,757	150,115	26,275.5	468,627
鳥取		433	—	24,354	72,148	61,718	158,220	53,596	403,361
松江		103	16	4,289	21,265	17,137	42,691	10,542	96,516.5
	計	193	9	—	32,489	—	32,489	22,518	133,676
		1,435	110	51,702	287,728	205,735	545,165	159,336	1,446,271
福岡		342	33	33,295	363,008	99,161	495,464	114,222.5	1,208,884.5
佐賀		104	2	4,198	47,910	19,888	71,996	11,699	138,931.5
長崎		231	23	14,189	95,623	53,815	163,627	54,294.5	280,135
大分		71	—	6,552	49,565	12,630	68,747	17,153	165,868.5
熊本		241	21	7,371	82,437	67,238	157,046	17,432	301,083
鹿児島		475	19	7,168	105,342	86,235	198,745	20,909.5	396,486.5
宮崎		203	16	8,328	134,504	60,459	203,291	24,962	325,047
	計	1,674	114	81,101	878,389	339,426	1,358,916	260,672.5	2,816,436
仙台		282	20	7,050	50,448	44,687	102,185	31,889	236,225
福島		338	19	11,147	76,783	61,677	149,607	39,279.5	350,574
山形		177	8	3,287	73,473	55,867	132,627	11,482	232,701
秋田		134	4	5,075	44,957	3,366	53,398	24,840	236,540
岡		103	1	5,680	46,234	14,311	66,225	17,544	204,310.5
青森		100	7	6,519	51,094	8,599	66,212	21,187	199,583
	計	1,134	59	38,758	342,989	188,507	570,254	146,221.5	1,459,933.5
札幌		124	13	5,806	43,892	20,327	70,025	33,477	200,038
函館		71	—	1,992	12,000	4,902	18,894	6,244	47,617
旭川		108	10	2,615	23,294	17,545	43,454	7,830	102,435
釧路		93	8	2,044	18,571	19,410	40,025	9,061	96,781
	計	396	31	12,457	97,757	62,184	172,398	56,612	446,871
高松		111	11	5,857	27,520	15,109	48,486	22,230	123,171
徳島		5	—	7,468	39,921	14,112	61,501	63,089	186,386
高知		199	10	5,041	64,566	23,608	75,215	17,672	186,507
松山		259	—	6,484	79,487	54,754	140,725	17,783	386,606
	計	574	21	24,850	193,494	107,583	325,927	120,774	782,670
合計		11,764	916	382,793	3,453,287	1,787,718	5,623,798	1,544,740.5	13,825,533

備考　A欄は書記料の中文案を要するもの。B欄は書記料の中文案を要しないもの。C欄は附随手数料。D欄は合計。

別表（4の2）

昭和27年度　　司法書士取扱事件年計表(2)　　全国総合計

庁名	区分	紙数 C	紙数 D	金額 A	金額 B	金額 C	金額 D
東横浦千水宇前静甲長新	都	52,413	1,161,274.5	5,008,555	53,612,760	8,024,656	66,645,971
		5,324	266,843.5	1,829,533	9,427,204	655,135	11,911,872
		4,084	343,803	797,300	12,928,836	1,148,380	14,874,516
		9,056	358,213	799,027	12,701,685	787,491	14,288,203
		2,330	252,253	465,735	10,284,941	1,120,240	11,870,916
		3,688.5	277,615.5	599,670	9,844,130	603,821	11,047,621
		—	251,112.5	1,373,360	10,155,580	1,180,450	12,709,390
		11,054	413,816	645,880	19,908,172	3,510,875	24,064,927
		5,743	104,426	414,495	2,883,818	414,906	3,713,219
		9,400	402,678	1,040,493	14,933,066	2,487,459	18,461,018
		10,288	400,861.5	1,209,771	16,573,312	2,377,272	20,160,355
	計	113,380.5	4,232,896.5	14,183,819	173,253,504	22,310,685	209,748,008
大京神奈大和	阪都戸良津山	10,039	739,620.5	11,203,966	23,570,713	548,535	35,323,214
		1,098	217,785	642,185	7,212,674.5	1,716,429.5	9,571,289
		—	324,445	869,843	22,927,455	5,654,594	29,451,892
		—	251,079	360,050	6,574,675	796,179	7,730,904
		1,502.5	169,920.5	516,927	6,743,515	1,135,296	8,395,738
		—	259,146	767,460	11,536,590	2,182,280	14,486,330
	歌計	12,639.5	1,961,996.5	14,360,431	78,565,622.5	12,033,313.5	104,959,367
名	古屋	15,011.5	586,742.5	2,339,525	30,295,094	5,147,634	37,782,253
		—	277,698	832,492	11,384,113	2,051,623	14,268,228
		4,791.5	270,223.5	997,642	14,955,259	1,857,263.2	17,810,164.2
		—	132,918	380,505	6,013,797	833,785.5	7,228,087.5
		—	239,621	724,065	11,040,610	512,020	12,276,695
岐福金富	阜井沢山	667	118,870.5	433,739	6,841,465	1,107,422	8,382,626
	計	20,470	1,626,073.5	5,707,968	80,530,338	11,509,747.7	97,748,053.7

（242）

広山岡鳥松	島口山取江	10,149	400,644	2,091,720.5	16,196,806	3,043,680	21,332,206.5
		689	495,591.5	1,108,025	19,354,179	3,412,642	23,874,846
		—	456,957	2,186,090	13,227,903	3,153,591	18,567,584
		1,146	108,204.5	521,048	4,718,597	744,169	5,983,814
		12,908	169,102	857,280	7658,450	1,443,700	9,959,430
	計	24,892	1,130,499	6,764,163.5	6,155,935	11,797,782	79,717,880.5
福佐長大熊鹿宮	岡賀崎分本島崎	1,830	1,324,937	4,858,944	62,261,289.5	4,746,525	71,866,758.5
		3,435	154,065.5	548,595	8,307,970	1,028,955	9,885,520
		7,192.5	341,622	2,460,197	16,487,114	2,218,924	21,166,235
		1,601	184,622.5	823,125	8,242,210	570,750	9,636,085
		2,934	321,449	831,710	16,449,800	2,710,690	19,992,200
	児	—	417,396	1,066,770	21,815,470	4,291,735	27,173,975
	計	—	350,009	1,207,930	16,825,155	2,556,490	20,589,575
		16,992.5	3,094,101	11,797,271	150,389,008.5	18,124,069	180,310,348.5
仙福山盛秋青	台島形岡田森	—	268,114	815,098	10,481,522	1,930,577	13,227,197
		6,685	396,558.5	1,753,511	15,855,001	2,982,158	20,590,670
		—	244,183	550,545	11,035,384	2,076,858	13,662,787
		1,877	263,257	1,064,066	9,488,357	551,445	11,103,868
		4,604.5	230,459	855,225	8,554,532	980,418	10,390,175
		8,770	229,540	529,212	3,913,291	320,598	4,763,101
	計	25,936.5	1,632,091.5	5,567,657	59,328,087	8,842,054	73,737,798
札函旭釧	幌館川路	24,119	257,634	1,691,770	8,648,010	1,978,050	12,317,830
		1,804	55,665	251,039	1,978,238	203,066	2,432,340
		6,109.5	116,374.5	391,500	5,157,984	903,491	6,452,975
		4,789	110,631	279,462.5	2,184,602	753,488	3,217,552.5
	計	36,821.5	540,304.5	2,613,771.5	17,968,831	3,838,095	24,420,697.5
高德高松	松島知山	—	145,401	720,042	6,371,837	1,323,930	8,415,809
		408	249,883	1,114,833	7,737,074	453,927	9,305,834
		4,969	209,148	791,775	7,555,055	1,086,045	9,432,875
		9,908	314,297	875,190	14,177,128	2,681,083	17,733,401
	計	15,285	918,729	3,501,840	35,841,094	5,544,985	44,887,919
合	計	266,417.5	15,636,691	64,496,921	657,032,420	94,000,731.2	815,530,072.2

（243）

別表　(5)

昭和27年12月末日現在

土地家屋調査士員数調

各法務局及び地方法務局報告

庁別＼区分	総員数	内訳 法第7条によるもの	内訳 法附則第3項によるもの	庁別＼区分	総員数	内訳 法第7条によるもの	内訳 法附則第3項によるもの
東京	689	591	98	松江	145	72	73
横浜	140	106	34	計	**1,010**	**559**	**451**
浦和	168	111	57				
千葉	78	58	20	福岡	340	259	81
水戸	378	353	25	佐賀	142	115	27
宇都宮	146	126	20	長崎	212	155	57
前橋	190	132	58	大分	146	107	39
静岡	352	294	58	熊本	334	260	74
甲府	93	64	29	鹿児島	206	135	71
長野	674	425	249	宮崎	199	132	67
新潟	372	298	74	計	**1,579**	**1,163**	**416**
計	**3,280**	**2,558**	**722**				
				仙台	184	132	52
大阪	332	232	100	福島	323	213	110
京都	129	129	—	山形	421	283	138
神戸	168	330	38	盛岡	295	240	55
奈良	45	25	20	秋田	292	206	86
大津	50	31	19	青森	205	175	30
和歌山	64	56	8	計	**1,720**	**1,249**	**471**
計	**988**	**803**	**185**				
				札幌	145	128	17
名古屋	512	298	214	函館	36	29	7
津	221	221	—	旭川	82	60	22
岐阜	376	194	182	釧路	61	61	—
福井	76	61	15	計	**324**	**278**	**46**
金沢	125	87	38				
富山	98	78	20	高松	120	89	31
計	**1,408**	**939**	**469**	徳島	81	54	27
				高知	171	129	42
広島	210	136	74	松山	162	162	—
山口	233	162	71	計	**534**	**434**	**100**
岡山	278	127	151				
鳥取	144	62	82	合計	**10,843**	**7,983**	**2,860**

別表　(6)

昭和26年度

土地家屋調査士取扱事件年計表

全国総合計

庁名＼種別	12月末日現在調査士員数	土地 申告 総件数	土地 申告 報酬額	土地 調査及び測量その他 総件数	土地 調査及び測量その他 報酬額	家屋 申告 総件数	家屋 申告 報酬額	家屋 調査及び測量その他 総件数	家屋 調査及び測量その他 報酬額	合計 総件数	合計 報酬額
			円		円		円		円		円
東京	689	12,777	12,566,153.00	10,114	15,628,280.00	6,454	3,164,026.00	2,092	1,168,201.00	31,437	32,526,660.00
横浜	140	2,733	1,459,429.00	2,029	3,359,868.20	2,104	461,765.00	515	203,530.00	7,381	5,484,592.20
浦和	168	1,807	471,654.00	597	408,637.00	6,619	1,012,192.00	702	120,795.00	9,725	2,013,278.00
千葉	78	3,868	473,750.00	4,830	862,111.00	1,154	223,835.00	801	147,075.00	10,653	1,706,771.00
水戸	378	4,074	815,312.00	3,406	1,359,209.00	2,448	414,592.00	2,833	217,324.00	12,761	2,806,437.00
宇都宮	146	1,688	537,970.00	1,435	790,562.00	3,249	933,030.00	392	106,255.00	6,764	2,367,817.00
前橋	190	2,406	478,048.00	2,419	803,545.00	2,931	801,911.00	2,271	244,015.00	10,027	2,327,519.00
静岡	352	14,700	5,427,585.00	3,261	2,377,498.00	16,735	5,483,302.00	1,854	379,585.00	36,550	13,667,970.00
甲府	93	716	76,480.00	427	271,639.00	574	63,520.00	186	109,380.00	1,903	521,019.00
長野	674	11,193	1,868,830.00	4,340	857,051.00	8,586	1,430,659.00	2,288	368,782.00	26,407	4,525,322.00
新潟	372	11,447	2,200,321.00	2,945	1,175,518.00	13,260	2,259,804.00	2,894	751,289.00	30,546	6,386,932.00
計	**3,280**	**67,409**	**26,375,532.00**	35,803	**27,893,918.20**	**64,114**	**16,248,636.00**	**16,828**	**3,816,231.00**	**184,154**	**74,334,317.20**
大阪	332	4,487	2,545,616.00	2,610	3,038,722.00	5,737	2,522,162.00	3,187	1,438,676.00	16,021	9,545,176.00
京都	129	1,953	920,835.00	1,064	487,730.00	1,917	591,220.00	1,010	404,625.00	5,944	2,404,410.00
神戸	368	8,301	2,873,919.00	4,086	2,058,518.00	10,184	4,097,150.00	3,833	1,038,237.00	26,404	10,067,824.00
奈良	45	2,039	292,110.00	328	94,040.00	1,918	272,982.00	267	56,770.00	4,552	715,902.00
大津	50	1,305	230,855.00	318	94,272.00	1,580	289,677.00	350	91,700.00	3,553	706,504.00
和歌山	64	2,696	744,790.00	1,960	529,230.00	1,629	281,055.00	498	68,160.00	6,783	1,623,235.00
計	**988**	**20,781**	**7,608,125.00**	**10,366**	**6,302,512.00**	**22,965**	**8,054,246.00**	**9,145**	**3,098,168.00**	**63,257**	**25,063,051.00**

庁名	種別	12月31日現在未査定士調査員数	土地 申告 総件数	土地 申告 報酬額	土地 調査及び測量その他 総件数	土地 調査及び測量その他 報酬額	家屋 申告 総件数	家屋 申告 報酬額	家屋 調査及び測量その他 総件数	家屋 調査及び測量その他 報酬額	合計 総件数	合計 報酬額
				円		円		円		円		円
名古屋		512	10,575	3,726,615.00	3,304	1,858,709.00	16,223	3,971,771.00	1,312	429,200.00	31,414	9,986,295.00
岐阜		221	3,977	390,291.00	1,776	268,120.00	4,736	204,625.00	1,215	77,070.00	11,704	940,106.00
福井		376	6,865	978,726.00	2,646	528,017.00	5,459	748,432.00	2,077	180,106.50	17,047	2,435,281.50
金沢		76	221	68,670.00	166	62,860.00	214	55,340.00	59	18,500.00	660	205,370.00
富山		125	4,517	360,230.00	1,370	254,760.00	2,750	328,520.00	998	102,000.00	9,635	1,095,510.00
		98	1,959	644,139.00	1,413	786,226.00	940	133,570.00	226	43,371.00	4,538	1,607,306.00
計		1,408	28,114	6,168,671.00	10,675	3,758,692.00	30,322	5,492,258.00	5,887	850,247.50	74,998	16,269,868.50
広島		210	7,906	1,213,424.00	4,184	861,604.00	4,981	905,190.00	1,306	203,426.00	18,377	3,183,644.00
岡山		233	6,049	1,235,458.00	2,536	832,892.00	4,709	1,110,787.00	2,215	567,151.00	15,509	3,806,288.00
鳥取		278	8,217	978,370.00	2,982	635,456.00	5,034	656,845.00	1,474	256,070.00	17,707	2,526,741.00
松江		144	4,175	602,498.00	1,983	260,890.00	3,699	414,937.00	1,415	167,950.00	11,272	1,446,275.00
		145	3,596	563,554.00	1,086	202,350.00	1,715	388,743.00	752	118,416.00	7,149	1,273,063.00
計		1,010	29,943	4,593,304.00	12,771	2,793,192.00	20,138	3,536,502.00	7,162	1,313,013.00	70,014	12,236,011.00
福岡		340	11,037	2,827,858.00	3,500	1,855,152.00	9,769	3,106,885.00	3,025	1,119,279.00	27,331	8,909,167.00
佐賀		142	3,616	544,590.00	1,947	640,262.00	2,707	553,786.00	563	211,451.00	8,833	1,950,089.00
長崎		212	7,086	1,619,078.00	3,954	1,062,238.00	5,946	1,644,154.00	2,089	427,239.00	19,075	4,752,709.00
大分		146	5,981	1,771,840.00	1,127	409,771.00	3,868	1,273,620.00	739	331,950.00	11,715	3,787,181.00
熊本		334	10,699	2,192,300.00	8,029	3,436,600.00	7,349	2,406,000.00	4,356	719,350.00	30,433	8,754,250.00
鹿児島		206	9,341	1,550,955.00	2,267	550,803.00	5,097	850,803.00	602	90,155.00	17,307	3,042,716.00
宮崎		199	7,205	1,478,635.00	3,219	793,070.00	3,254	632,910.00	1,115	199,080.00	14,793	3,103,695.00
計		1,579	54,965	11,985,256.00	24,043	8,747,896.00	37,990	10,468,158.00	12,489	3,098,497.00	129,487	34,299,807.00
仙台		184	3,985	980,964.00	2,017	874,913.00	2,746	746,216.00	1,299	337,890.00	10,047	2,939,983.00
福島		323	7,723	1,015,709.00	3,948	820,912.00	4,231	541,521.00	1,872	238,870.00	17,774	2,617,012.00
山形		421	13,814	1,441,417.00	8,015	3,508,456.90	16,803	2,525,176.00	9,352	854,112.00	47,984	8,329,161.90
盛岡		295	6,623	1,388,747.00	2,052	1,165,410.00	5,626	957,158.00	825	223,295.00	15,126	3,734,610.00
秋田		292	5,563	1,054,640.00	2,684	745,175.00	3,025	569,894.00	1,338	236,632.00	12,610	2,606,341.00
青森		205	4,433	1,646,232.80	2,741	1,483,382.52	3,424	935,664.00	2,272	648,556.50	12,870	4,713,835.82
計		1,720	42,141	7,527,709.80	21,457	8,598,249.42	35,855	6,275,629.00	16,958	2,539,355.50	116,411	24,940,743.72
札幌		145	3,405	2,054,855.00	1,781	2,883,330.00	4,850	2,168,430.00	2,046	625,060.00	12,082	7,731,675.00
函館		36	437	195,885.00	156	383,232.00	633	129,340.00	490	131,350.00	1,716	839,807.00
旭川		82	2,333	819,320.00	483	325,704.00	3,590	925,107.00	415	75,655.00	6,821	2,145,786.00
釧路		61	1,514	381,330.00	493	539,120.00	3,783	602,722.00	378	113,475.00	6,168	1,636,647.00
計		324	7,689	3,451,390.00	2,913	4,131,386.00	12,856	3,825,599.00	3,329	945,540.00	26,787	12,353,915.00
高松		120	4,474	597,698.00	2,422	512,492.00	2,096	249,041.00	780	141,126.00	9,772	1,500,357.00
徳島		81	1,277	265,550.00	777	191,400.00	703	119,275.00	325	77,795.00	3,082	654,020.00
高知		171	5,311	1,337,511.00	1,895	670,694.00	2,255	467,152.00	1,429	457,390.00	10,890	2,932,747.00
松山		162	6,752	812,088.00	3,528	601,085.00	4,968	592,307.00	1,903	341,345.00	17,151	2,346,825.00
計		534	17,814	3,012,847.00	8,622	1,975,671.00	10,022	1,427,775.00	4,437	1,017,656.00	40,895	7,433,949.00
合計		10,843	268,856	70,722,834.80	126,650	64,201,516.62	234,262	55,328,803.00	76,235	16,678,708.00	706,003	206,931,862.42

ニ　第　四　課

A　業　務　内　容

第四課においては次の事務を取り扱つている。

(1)　商事に関する事項
(2)　非訟事件に関する事項
(3)　商業登記に関する事項（註＝昭和27年８月１日から所管）
(4)　法人の登記に関する事項（註＝同上）
(5)　供託に関する事項（註＝同上）
(6)　財政金融及び通商産業に関する民事に関する事項（註＝通商産業の民事関係事項は昭和27年８月１日から所管）

註　(1)　(2)　は従前の第四課より、(3)　(4)は第六課（27年８月１日から解消）より、(5)　及び(6)の財政金融に関する民事に関する事項の部分は第一課より、(6)の通商産業に関する民事に関する事項の部分は第二課より、昭和27年８月１日それぞれ引継を受けたものである。

B　業務の実施状況

昭和27年中の所管業務の実施状況は次のとおりである。（上述の引継を受けた部分を含む。）

1　商事に関する事項については、前年度における商法その他関係法令の改正に伴う疑義について、官公署及び民間団体、個人からの照会に対し、回答し又は意見を述べた。その他手形法第83条、小切手法第69条による手形交換所指定の事務を担当し、本年中更に１箇所の指定をみ、右手形交換所は全国で総計73個所に達した。また大蔵省との共管事項たる社債等登録法第２条及び社債等登録法施行令第１条の規定による社債登録機関の指定については申請のあつた都度大蔵省と協議して指定の認否を決定している。又社債等登録法施行規則第13条の規定による社債登録簿副本の設置場所の認可に関する事務を担当した。

2　非訟事件に関する事項については、関係法令の調査研究を行うほか、非訟事件手続法に定める法務大臣の権限の行使に関する事務を担当した。なお、会社更生法の施行（本年８月１日）に伴い同法に定める法務大臣の権

限の行使に関する事務をも併せて担当した。会社更生開始決定事件に関して法務大臣の権限を行使する職員の指定件数は５件である。

3　商業登記に関する事項については、商業登記関係法令の調査、研究、登記事務取扱上の通達、回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及びその実施についての協力等を行つた。会社更生法の施行に伴い商業登記規則の一部を改正した。前年に引続き商業登記簿の改製を実施し、本年12月末日をもつてこれを完了した。

4　法人の登記に関する事項については、法人登記関係法令の調査研究、登記事務取扱上の通達回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及び実施についての協力等を行つた。本年中に施行された関係法令の主なものは、次のとおりである。

○　商紹管理委員会の解散及び清算に関する登記規則
○　私立学校振興会登記規則
○　連合国軍人等住宅公社登記取扱手続を廃止する府令
○　農業共済基金登記令
○　日本電信電話公社登記規則
○　日本赤十字社登記令
○　日本赤十字社登記規則
○　調整組合登記規則
○　労働関係調整法等の一部を改正する法律附則第10項の規定による労働組合の登記の経過措置に関する規則
○　輸出組合登記規則

その他枚挙にいとまがない。又前年度より企画立案中の特殊法人関係登記の取扱に関する法令の統合整理については、更に民法上の法人に関する登記手続をも統合するものとして法人登記規則を立案し、目下検討を進めている。なお直接の所管事項ではないが、法務大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関し民事に関する事項について所管部局に協力し法令の調査意見の回示等を行つた。

5　供託事務は全国の法務局、地方法務局並びにそれらの支局及び法務大臣が指定したそれらの出張所で取り扱つており、その数は昭和27年12月末現

在で本局49、支局233、出張所148合計430箇所に達してゐる。この中で昭和27年中に追加指定された出張所の数は8箇所である。また供託金の現金受入事務を取り扱う供託所として、地方法務局10ヶ所が追加指定され本年9月1日からその取扱が開始された。従つて現在現金受入事務を取り扱つている供託所は、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各法務局並びに横浜、浦和、水戸、前橋、静岡、新潟、京都、神戸、奈良、津、岐阜、金沢、岡山、佐賀、長崎、大分、鹿児島、福島、山形、秋田、旭川、高知及び松山の各地方法務局で合計31箇所に及んでゐる。

供託に関する事項については、供託関係法令の調査、研究、供託事務取扱上の訓令、通達、回答の立案事務、他官庁の関係法令の立案及び実施についての協力等を行つた。

本年中に施行された関係法令の主なものは次のとおりである。

木船回漕業者営業保証金規則

旅行あつ旋業者営業保証金規則

供託制度改善に関する資料及び意見の蒐集並びに木船運送法及び旅行あつ旋業法の施行に伴う関係法令の説明のため、本年7月24日、25日の両日本省第一会議室において、法務局及び地方法務局の供託課長会同を開催した。

昭和27年度における供託金及び供託有価証券の年計を示すと別紙のとおりである。

6　財政金融及び通商産業に関する民事に関する事項については、大蔵省及び通産省における法令の立案、解釈、運用について協力し、また官公署及び民間団体、個人からの照会に対し、回答し又は意見を述べた。

昭和27年度　供託金年計表

	前年度より越高		受入		払出		現在高	
	金額		件数	金額	件数	金額	金額	
東京	819,400,518,197		60,772	1,143,643,290,590	49,012	730,983,634,200	1,232,060,174,587	
横浜	131,340,067,720		10,843	385,383,334,480	8,577	270,463,813,500	246,259,588,700	
千葉	21,240,661,244		244	42,026,730,680	1,716	27,514,504,340	35,752,887,584	
水戸	28,440,606,524		2,075	33,582,247,330	1,601	20,898,382,320	41,124,471,534	
宇都宮	21,916,155,715		3,602	42,696,601,820	3,342	33,578,847,790	31,033,909,745	
前橋	18,023,282,515		1,703	21,925,814,340	1,852	15,197,760,980	24,751,335,875	
静岡	23,608,382,095		1,789	30,179,845,410	1,697	20,650,719,900	33,137,507,605	
甲府	45,462,531,180		3,170	86,146,212,350	4,054	65,322,115,820	66,286,627,710	
長野	11,473,439,531		1,240	15,991,113,450	727	10,246,551,551	17,218,001,430	
新潟	20,322,017,430		1,968	43,472,245,750	1,784	19,611,617,110	44,182,646,070	
大阪	33,864,606,918		3,927	43,435,743,860	6,178	35,277,194,395	42,023,156,383	
京都	271,525,663,611		25,020	498,491,419,570	16,623	238,956,009,020	531,061,074,161	
神戸	64,977,468,430		9,463	72,906,356,440	9,572	52,522,526,390	85,361,298,480	
奈良	143,177,023,190		11,216	174,570,976,760	11,338	145,668,395,140	172,079,604,810	
和歌山	12,926,836,994		1,293	21,873,482,570	1,505	11,808,894,860	22,991,474,704	
名古屋	6,480,577,660		686	11,774,459,610	966	5,987,788,500	12,267,248,770	
津	23,191,928,625		2,696	38,243,542,180	2,799	27,771,582,250	33,663,889,155	
岐阜	109,865,993,635		14,095	162,409,499,720	2,276	99,802,557,010	172,472,936,345	
福井	13,310,981,017		2,610	26,001,639,810	1,149	14,868,995,065	24,443,625,162	
金沢	21,013,499,720		2,821	34,497,520,570	1,698	18,572,428,950	36,938,591,340	
富山	23,064,291,711		1,354	27,810,319,720	1,187	20,307,029,270	30,567,582,161	
広島	26,995,420,030		2,073	34,983,827,080	2,349	22,113,741,590	39,865,505,520	
山口	13,408,410,350		918	26,359,752,310	1,010	18,964,671,390	20,803,551,270	
鳥取	37,504,869,126		6,682	81,836,564,760	2,708	46,708,301,020	72,633,132,866	
松江	38,747,582,632		2,426	55,570,665,400	2,960	32,348,161,980	61,970,086,052	
	19,565,613,600		2,023	32,834,629,070	1,964	20,608,926,360	31,791,316,310	
	6,262,540,115		864	14,987,829,980	755	8,297,694,490	12,952,675,605	
	9,330,027,625		576	12,714,894,510	1,057	9,171,491,770	12,873,430,365	

	前年度より越高	受入高		払出高		現在高
	金額	件数	金額	件数	金額	金額
福岡	247,256,213.496	14,794	227,620,891.160	7,638	144,187,292.600	330,689,812.056
佐賀	22,683,168.555	3,461	24,590,749.600	1,156	12,938,243.290	34,335,674.865
長崎	35,976,132.370	2,648	48,254,051.750	2,995	27,913,912.740	56,316,271.380
大分	21,377,932.449	2,184	31,439,460.580	2,915	18,031,576.690	34,785,816.339
熊本	29,474,522.920	2,800	53,033,241.940	3,962	29,071,110.830	53,436,654.030
鹿児島	18,001,635.960	1,515	31,901,171.620	1,256	15,544,403.440	34,358,404.140
宮崎	11,569,394.960	1,107	26,224,503.130	2,304	16,200,840.560	21,593,057.530
仙台	27,579,753.300	1,868	33,141,635.190	1,629	21,866,413.440	38,854,675.050
福島	30,378,860.910	3,193	44,633,558.910	2,407	27,185,946.470	47.826,473.350
山形	12,438,860.850	1,161	24,554,522,380	1,364	17,950,408.660	19,043,542.570
秋田	16,955,197.090	1,510	32,141,238.150	1,171	22,568,811.680	26,527,623.560
青森	16,243,524.124	1,489	19,502,431.520	3,298	18,070,322.634	17,675,633.010
盛岡	22,404,044.073	1,752	30,616,019.160	1,323	21,306,880.650	31,713,182.583
札幌	59,923,533.130	3,533	66,655,450.380	4,421	51,654,122.210	74,924,861,300
函館	11,535,255.460	990	15,853,724.010	1,260	13,807,232.070	13,581,747.400
川路	17,952,908.270	910	26,176,243.470	1,550	23,408,798.700	20,720,353.040
旭釧	19,162,428.190	1,029	18,224,281.210	702	16,515,791.070	20,870,918.330
松山	14,105,714.901	1,222	23,185,595.250	1,520	17,404,152.241	19,887,157.910
高知	10,917,866.674	1,391	22,679,738.270	2,912	15,990,060.920	17,607,544.024
徳島	14,134,543.950	2,088	32,701,638.670	2,441	23,067,227.790	23,768,954.830
高松	27,166,750.411	2,441	40,334,819.840	3,122	31,434,485.335	36,067,084.916
合計	2,703,679,617,183	231,240	4,089,815,526.910	200,802	2,630,342,370.981	4,163,152,773.112

昭和 27 年度

供託有価証券年計表

	前年度より越高	受高		払高		現在高
	券面額	件数	券面額	件数	券面額	券面額
京都	209,808,585.418	294	77,445,410.000	902	57,816,570.000	229,437,425.418
浜松	24,026,520.000	70	31,444,400.000	255	10,603,455.000	44,867,465.000
和歌山	16,579,975.000	62	10,313,400.000	96	5,069,100.000	21,824,275.000
葉戸	18,186,095.000	95	10,468,400.000	225	4,140,425.000	24,514,070.000
宮崎	12,455,567.500	41	5,238,000.000	620	6,107,895.000	11,585,672.500
橋本	13,231,202.500	20	2,439,600.000	418	2,234,000.000	13,436,802.500
岡山	8,194,380.000	23	1,707,000.000	109	2,484,000.000	7,417,380.000
府中	15,308,687.500	41	6,684,000.000	349	7,549,600.000	15,443,087.500
野洲	4,291,460.000	15	1,105,000.000	44	1,207,000.000	4,189,460.000
高津	12,356,767.000	170	12,130,000.000	864	13,711,650.000	10,775,117.000
新潟	19,123,002.500	55	24,130,000.000	567	7,693,840.000	35,559,162.000
大阪	73,493,255.000	215	34,123,400.000	686	18,738,000.000	88,878,655.000
神戸	15,947,437.600	54	8,620,800.000	60	6,103,685.000	18,464,552.600
奈良	40,287,095.000	87	28,576,000.000	673	17,933,500.000	50,929,595.000
大和	3,644,880.000	13	501,000.000	136	986,000.000	3,159,880.000
名古屋	8,531,520.000	10	348,000.000	6	803,010.000	8,076,510.000
岐阜	5,611,062.500	81	6,568,600.000	164	3,715,000.000	8,464,662.500
静岡	19,079,085.000	68	7,797,000.000	56	9,582,400.000	17,295,685.000
富山	24,459,245.000	56	15,561,000.000	163	27,065,830.000	12,954,415.000
広島	7,571,835.000	47	6,886,000.000	152	6,464,770.500	7,793,065.000
岡山	30,003,950.000	15	1,934,000.000	97	5,885,000.000	26,052,950.000
鳥取	12,068,090.000	47	8,856,000.000	66	4,472,270.000	16,451,820.000
松江	3,419,355.000	13	3,346,000.000	24	2,689,050.000	4,076,305.000
福井	32,035,023.000	490	63,700,000.000	245	49,924,500.00	45,810,523.500
沢山	41,617,285.000	234	24,440,000.000	663	49,506,010.00	16,551,275.000
島口	14,730,955,000	55	14,502,000.000	174	15,631,125.00	13,601,830.000
坂江	3,558,845.000	3	601,000.000	7	622,500.00	3,537,345.000
松山	2,775,365.000	37	1,171,000.000	14	1,221,000.00	2,725,365.000

	前年度より越高		受		払		現在高	
	券面額		件数		券面額		券面額	
福岡	37,542,032.500		163		23,043,610.000		81,536,322.500	
佐賀	8,675,600.000		369		5,684,200.000		7,318,400.000	
長崎	12,133,545.000		26		16,269,590.000		5,248,955.000	
大分	3,925,330.000		7		827,285.000		3,683,245.000	
熊本	9,860,732.500		38		4,967,500.000		10,901,232.500	
鹿島	5,341,868.500		7		1,109,025.000		6,012,843.500	
宮崎	3,980,620.000		7		2,373,170.000		2,277,450.000	
児								
仙台	6,676,417.500		43		1,407,500.000		7,649,417.000	
福島	4,032,350.000		26		910,010.000		5,622,340.000	
山形	3,419,437.500		17		695,915.000		18,153,522.500	
盛岡	4,473,450.000		46		1,392,342.500		6,605,507.500	
秋田	8,273,080.000		27		3,899,500.000		8,493,080.000	
青森	35,140,280.000		28		22,910,725.000		15,738,555.000	
札幌	22,840,560.000		37		33,033,770.000		30,971,790.000	
函館	2,675,037.500		6		585,290.000		2,809,747.500	
川路	6,264,555.000		4		6,264,000.000		5,195,555.000	
旭釧	12,504,572.500		6		5,611,250.000		9,253,322.500	
高松	13,222,240.000		68		17,131,100.000		17,940,140.000	
徳島	3,849,342.500		8		1,587,000.000		2,766,342.500	
高知	3,695,062.500		24		1,571,770.000		5,033,292.500	
山松	11,980,341.000		60		15,848,000.000		14,281,341.000	
合計	912,702,981.018		3,423		502,583,738.000	12,954	1,033,361,753.018	623,242,510.000

ホ 第五課

A 業務内容

第五課においては次の事務を取扱つている。

(1) 国籍に関する事項（註＝昭和27年8月1日から所管）

(2) 労働、運輸及び通信に関する事項（註＝昭和28年8月1日から所管）

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産の管理及び処分等に関する事項

B 業務の実施状況

1 国籍事務について

国籍に関する事項としては、帰化の申請の処理に関する第一線機関である法務局及び地方法務局の事務の指導及び帰化の許可、不許可の審査並びに帰化者の就籍その他事後措置に関する事項、許可の告示、国籍離脱の受理審査及びその告示、国籍の得喪に関する証明及び国籍に関する諸官庁の照会に対する回答等であるが、昭和27年中に処理した国籍事務の内訳は、次のとおりである。

イ 帰化申請件数は、昭和26年中は僅か21名であつたが昭和27年4月8日平和条約の効力発生後は急激に増加し、ますます増加の傾向にある。昭和27年の年間の内訳は次のとおりである。

申請受理数	1,095人
処理人数　許　可	290人
不許可	219人
昭和28年に繰越した人数	586人

（いずれも帰化条件の有無を調査中）

許可告示件数	290件

ロ 国籍離脱の受理人数　1,008人

同告示人数　1,003人

ハ 国籍の得喪に関する証明書の発給件数　949件

ニ 国籍に関する本省、各法務局及び各地方法務局における照会及び相談件数は、1月平均1,000件である。

2　労働、運輸及び通信に関する事務について

労働、運輸及び通信に関する事務ついては、官公署等からの関係諸法規の解釈運用及び立法に関する照会に対し、回答または意見を述べている。

3　解散団体の財産の管理及び処分等に関する事務について

これらの事務は、昭和23年政令第238号「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」及び同年政令第285号「解散団体財産売却理事会令」の規定に基き法務省民事局及び解散団体財産売却理事会が所管し、その一部の事務は各都道府県知事に委任してこれを行つてきたのであるが、昭和27年7月21日破壊活動防止法（昭和27年法律第240号以下法という。）の施行に伴い上記政令は廃止され、その残務は法附則第4項及び法務省組織令（昭和27年政令第384号）第14条の規定により民事局が所掌することになつた。

昭和27年中の業務内容は次のとおりである。

イ　財産の処分状況

昭和27年中に売却した財産の売買契約高は15,225万円であり、同年末日における残財産は次のとおりである。

土　地	約3,300坪
建　物	約15,500坪
その他	約　20件

ロ　特別会計の収入状況

財産売却収入	22,589万円
財産管理収入	62万円
雑　収　入	195万円

ヘ　参事官室

法務省組織令（昭和27年8月30日政令第384号）第15条（法務省組織規程　昭和27年8月1日法務省令第1号）で規定されていたものが同年法務省令第18号により廃止され前記法務省組織令に改められたもの。）

A　業務内容

参事官室の所管事項は次のとおりである。

民事に関する重要な法令案の作成に関する事項

B　業務の実施状況

1　昭和26年7月施行になつた「商法の一部を改正する法律（昭和25年法律第167号）」の実施状況にかんがみ、東京商工会議所その他の団体から、商法再改正の要請があつた。この点に関し、審議の参考として、各界の意見を求めるため、関係官庁、民間団体及び学校等約60団体に対し「商法改正の要望に関する照会」を発するとともに、資料を集め、要綱案の作成に取かかつた。

2　経済界の長い間の要望であつた一般担保制度については、各国における制度を調査し、これを我国に如何に採用すべきかの検討を始めた。一般担保制度は、我が国においては、画期的の制度であるばかりでなく、極めて重要な役割を果すものと考えられる。

3　民事訴訟法については、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭和25年法律第138号）」が、昭和29年6月1日から、その効力を失うので、これに伴い採るべき措置（調査研究立案）ばかりでなく、広く民事訴訟法（強制執行法を除く。）全般の再検討を行つている。法制審議会民事訴訟法部会、弁護士会及び学識経験者等の意見を求め、或は各国の訴訟法、司法制度等を調査し、民事訴訟法全般にわたり、如何に改正すべきかの審議を続けている。

4　上記の外重要な民事関係法案について、各官庁からの協議を受けた。

5　重要な民事に関する法律、国際司法共助、日米行政協定中民事裁判権に関する事項等の解釈運用について、各官公庁、民間団体等の照会に対し回答を行つた。

三　刑　事　局

刑事局の沿革

昭和27年7月31日法律第268号法務府設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い従前の法務府検務局はその機構を改革し同年8月1日より法務省刑事局として発足した。この機構改革（同年8月1日省令第1号法務省組織規程及び同年8月30日政令第384号法務省組織令、それぞれ同年8月1日及び9月1日から施行）の結果、同年8月1日より刑事局部内の課の名称は総務課、刑事課、公安課及び参事官室の三課一室に改められた。従つて本年1月より7月末まで検務局の課であつた総務課、調査課、刑事課、公安課、経済課及び財政課の六課は8月1日より経済課及び財政課を刑事課に統合し、調査課を解消して新に参事官室を設けて現在の三課及び一室に至つているのである。

A　目　　的

刑事局において分掌している業務の内容を大別すると

(1)　検察権の行使そのものに関する指揮監督に関する事項

(2)　検察権行使の基盤となる検察庁の組織及びその他の事務運営に関する企画立案実施に関する事項

(3)　検察に関係のある各種法令の立案又は立案に対する参画及びこれらの法令の解釈運用に関する事項

(4)　その他の事項

の四に分けることができる。上記の各事項の内容の概略を説明すると次の通りである。

(1)　検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

この事務は、法務大臣の行う一般的検察方針の決定についてこれを補佐する事務と、法務大臣の行う具体的事件の処理方針の決定についてこれを補佐する事務とに分けることができる。いうまでもなく検察権の行使はあくまで公正でなければならないのであるが、それと同時にそれが国の基本的政策に反し、あるいは時勢の進運に逆行するようなものであつてはならない。法務大臣は、内閣の一員として国の基本的政策を把握し、時勢の趨

くところを洞察し、これを検察権行使の上に反映せしめるとともに、司法的正義の要求を全うせしめるために、その時々における最も公正妥当な一般検察方針を決定し、これを文書又は会同開催等の方法により検察官に指示するのであるが、これらの事務についてはすべて刑事局がこれに参画するのであつて、これに関する事務は刑事局の事務のうち最も主要なものの一つである。具体的事件の処理については、原則としてこれは各検察庁の長の責任とされているのであるが、そのうちで、特に国内的又は対外的に重大な影響をもつ犯罪事件については、いわゆる請訓事件としてその処理前に検事総長を通して法務大臣の指揮を受けることになつている。この場合の法務大臣の指揮については、刑事局がこれに参画することになつているが、これらの事務は主として刑事課及び公安課において取り扱つているのである。

(2)　検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

検察権の行使を適正有効ならしめるためには、その前提として検察庁及びその人員の適正配置、検察庁の事務処理機構の整備、必要予算の適正配付等が必要となる。これらの事項のうち人事及び予算については、それぞれ官房人事課及び経理部の主管するところであるが、刑事局においても、一般犯罪情勢の推移、各検察庁における事務処理の情況等刑事局において把握した検察権行使の実情に基き、主管の部課に対し意見を述べ又は案を作成する等必要な協力を行つている。又検察庁の事務処理機構については、最高検察庁と協力して、最も能率的な機構の整備に努め、他面検察庁の事務能率の刷新を図るため昭和24年以来ファイル制の実施、各地方検察庁における簡易な科学捜査施設の整備を企画し、現在相当の実績を見るに至つている。また右以外にも検察庁事務規程の制定が企画されているが、これらの事務は、主として総務課において取り扱つている。

(3)　各種法令の立案解釈に関する事項

刑法、刑事訴訟法その他刑事に関する法令を立案し、又他の省の主管する罰則の定めのある法令案の立案に際し刑事政策及び検察権運用の観点からこれに対して意見を述べ、且つ、検察権行使に際して生ずる法令解釈上の疑問について行政的解釈を行いこれを指示する。

これらの事務は、局内各課で分担して取り扱つている。

(4) その他の事項

右の事項の外、刑事に関する事項で他の部局の所管に属しない事項一般を取り扱つている。

なお、昭和27年8月1日法務府が法務省に改組された際、検務局は刑事局と名称を改めたのであるが、その際経済課及び財政課は刑事課に統合し、調査課は解消して新に参事官室を設けたので従来の六課（総務課、調査課、刑事課、公安課、経済課、財政課）は現在三課一室（総務課、刑事課、公安課及び参事官室）となつている。従つて統合され、又は解消した課の分掌事務はそれぞれ刑事課又は参事官室に引き継がれている。

B 分掌業務の実施概要

以上の分掌業務について、昭和27年度の実施状況を各課室毎に概観すると次の通りである。

なお、これらの事務に関し昭和27年度において検事長会同2回、検事正会同2回、次席検事及び各種係検事の中央会同4回の外、高検管内ブロック会同をも開催した。

イ 総務課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

この項目に属する事務は種類が多いので、これを更に細分して説明する。

A 刑事関係報告規程の改正に関する事項

検察庁より刑事関係の報告を求めるため、法務総裁訓令（昭和24年12月15日法務府検務局秘第934号）をもつて刑事関係報告規程が定められているが、この規程は諸般の情勢の推移等に応じ随時改正される必要がある。本年度は平和条約発効に伴い、各種法令の整理が行われ、且つ、総司令部に対する報告の必要がなくなつたこと等の理由に基き改正（昭和27年8月1日法務省刑事局秘第1645号）されたものである。

B 検察庁事務規程の制定について

終戦後検察庁法の制定、刑事訴訟法の改正等により検察庁における各

種の事務取扱手続は、少なからぬ変更を余儀なくされ、各庁それぞれ工夫をこらしてこの新しい事態に対処して来ているのであるが、その結果全国的に見るとその取扱手続は区々に亘り統一を失うこととなつた。そこでこれを整理統一する必要があると認め検討を加えて来たのであるが、まず昭和27年度は証拠品事務規程及び執行事務規程を制定することを企画し、1月よりその立案に着手し、12月に至つて一応の成案を得、全国各検察庁の意見を徴した。この両規程案については、各庁よりの書面による意見を整理した上、高検ブロックに分けて協議を行い、更に整理の上大臣訓令として近く施行される予定である。

C 検察月報、検察資料の作成に関する事務

刑事局から部内に配布する恒常的な刊行物としては、検察月報と検察資料がある。

検察月報は、昭和24年4月発刊されて以来、逐年順調な発展を遂げ来り、昭和27年中においては、第34号乃至第45号が刊行された。従来の編集方針にしたがつて、中央から発せられた訓令、通牒類を一応網羅的に収録して、中央における検察方針の足跡を記録するとともに、各種の資料、調査解説等をでき得る限り豊富に登載して、検察実務上の参考に資せんことを期しているが、特に資料情報編、調査解説編についてはその充実をはかり、ますます現地における執務上の好伴侶たらしめたいと考えている。

検察資料は、検察庁の運営又は検察事務処理上に参考となるべき資料を広く選択して刊行している。昭和27年中に刊行されたものは、三鷹事件公判速記録(7) (8) (9)、新刑事訴訟法制定資料、刑事関係報告規程及び処分請訓規程、改正公職選挙運動規程解説、新捜査の栞、公判手続の運用に関する研究、法医学夜話、公安、労働実務資料集の10冊であつて、そのうち、新捜査の栞と法医学夜話は司法警察職員教養訓練資料となつている。また、11月以降、最高裁判所及び高等裁判所の判例集が発行せられる都度、その刑事判例の部分を抜刷して全検察官に配布することとし、既に、前者については第6巻5、6、7号、後者については、第5巻5、6号の印刷配布を完了している。

D　検察庁の採証施設の整備に関する事務

新刑事訴訟法施行以来、人権尊重の立場よりする手続の複雑化は検察活動の効率化を要求した。この要求に応ずる一方法として写真関係を中心とした簡易な採証施設の整備を企画し、昭和24年より28箇所の地方検察庁に採証施設を設け、犯罪捜査及び公訴の維持に多大の効果を挙げている。特に昭和27年度予算においては検察庁における無線施設の整備費20,000,000円が認められたので、名古屋、山口及び福岡の各地検に無電局を新設した。なお、この種の施設については、今後年を逐うてさらに全国に拡充する予定である。

また、この事務の一環として11月18日から同月29日までの12日間名古屋地方検察庁において指紋並びに写真を主とした本省主催第四回採証実務研修会を開催したが、この研修により、指紋カード制度の実施上あるいは近く行われる公安事件関係被疑者の指紋採取等検察庁における鑑識活動の上に多大の効果を挙げることが期待されている。

E　検察庁の予算経理に関する事務

検察庁の予算、経理については、官房経理部の所管であるが、検察庁の組織及び運営に密接な関係があるので、適切な予算経理の実施により検察活動を能率的に行うため予算経理に関する調査研究、立案及び執行等の面につき官房経理部に協力している。

F　ファイル制度の調査及び実状その他検察事務能率化に関する事項

ファイル制度は昭和24年1月長野地検において初めて実施されて以来第4年目を迎え、ここに全地方検察庁が本制度を採用して検察事務運営上多大の成果を収めているところであるが、各庁の機構、設備、人員等の関係によりその実施状況が区々であり、必ずしも全面的に活用されているとはいい難い点が見受けられる。この点に鑑みその効果的運用を図るため各庁における実施状況を調査し、「ファイル実施要領」（仮称）案を作成中である。

G　死刑の執行命令に関する事務

死刑の執行は法務大臣の命令によるものであるが、この事務の内容は主として死刑記録の査閲と死刑執行命令の起案とである。これは総務課

の分掌事務であるが、死刑判決は相当多数に上り、また判決確定後6箇月以内に執行命令を発しなければならないため、一つの課のみで処理することは困難なので他の課の協力を求め、三課一室で分担し、これを総務課において総括している。

言渡確定人員	前年繰越人員	77名
	新受人員	37名
	計	114名
執行人員		18名
恩赦人員		11名
未執行人員		85名

H　検察に対する批判の検討に関する事務

この事務のうち主なものは検察審査会に関するものである。

検察審査会が昭和27年度に受理した件数は1,493件で、既済1,042件の中起訴相当153件、不起訴相当738件である。起訴相当153件の中公訴を提起したものは9件、不起訴維持は106件、保留38件となつている。

その他検察審査会の検事正に対する検察事務の改善に関する建議又は勧告が62件あつた。

I　検察庁に関する民事訴訟に関する事務

この事務は、検察庁に関し国を相手とする民事訴訟が提起された場合に、民事訟務局より当局の意見を照会して来るので、事案の内容を調査検討し、意見を回答するものである。

昭和27年中に当局で受理した件数は17件であつて請求原因によりこれを大別すると、証拠品及び換価代金の取扱に関するもの10件、押収捜索その他捜査権の行使が違法であるとするもの4件、無罪事件であるにかかわらず故意又は過失により犯罪の嫌疑ありとして長期間勾留したと主張するもの2件、刑の不当執行に関するもの1件となつている。

右のうち1件を除き、その余はいずれも請求棄却相当の回答をしている。なお、この種の民事訴訟は次第に増加する傾向にある。

(2)　法令の立案解釈に関する事項

法令の立案については、昭和27年4月28日連合国軍による占領の終了

とともに安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備される合衆国の軍隊に関し、行政協定の趣旨に則り刑事上の実体法及び手続法について若干の特別規定を設けることが必要となり、刑事局においては、総務課、刑事課の共管事項として3月上旬右に関する法律案の立案に着手し、これを「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法案」として第13回国会に提案の手続をとり、その結果法律案は5月6日国会の議決を経て同月7日公布、即日施行されるに至つた。

また法令の解釈については、主として刑事訴訟法、特にそのうち裁判の執行に関する質疑が多いので、これに対し本省の解釈を決定して回答し、必要に応じて全国検察庁にこれを参考送付した。

□ 刑　事　課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

8月1日法務省組織令の施行による財政課、経済課の廃止に伴い、刑事課においては、法務大臣の補佐機関としてその管理に属する検察事務及び検察庁に関する事項のうち、公安課に属しない一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する一般的な事項と従来の財政、経済両課の所掌事項であつた財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項を新たに併せて所掌することになつた。

昭和27年度におけるこれらの事務のうち特記すべき事項を次に掲げる。

(a) 選挙違反事件について

昭和27年8月28日の解散によつて同年10月行われた衆議院議員総選挙に関して発生した違反事件の取締について述べれば、この選挙においては定員466名に対し立候補者数1,243名（2.6倍）を数えたが、前回（昭和24年1月）の総選挙に比して、違反者の検挙せられた者は意外に多く、受理総人員は46,379名（前回9,041名）に上り、起訴された者15,806名（処理人員に対する比34.6％）、内買収罪によつて起訴された者は、14,407名（起訴人員の87.7％）に上つている。候補者の違反人員は226名（内起訴58名、不起訴168名）となつている。なお、前述の総選挙

に踵を接して10月5日及び10日に施行された地方公共団体の教育委員会の委員の選挙においては、定員全国40,496名に対し49,365名が立候補し、違反受理総人員も4,066名（内起訴1,079名）に達した。これら選挙事犯の処理等に関連し9月に検察長官並びに次席検事の全国会同が、又11月に「違反取締の実績に徴し検察の面より見て今後新たに考慮すべき事項」について協議するため全国次席検事会同が開催された。

(b) 印紙犯罪事件について

昭和27年3月頃東京警視庁の手によつて発覚したもので、いわゆる“権正印紙”（被告人権正永吉が取扱つたため、世上にこのように呼ばれている。）事件がある。この事件は、取扱金額の多額の点、使用ずみ印紙の消印を除去したものである点、通産省事務官より多量の使用ずみ印紙が流された点、更に法務局出張所等の係官と情を通じていた等の点に特色を有し、全国的に捜査の結果、違反者396名（内東京248名）の受理人員を数え、うち180名が起訴されたが、今後とも留意を要する犯罪である。

(c) 少年事件について

昭和27年度においては、受理人員149,348名となつてをり、昨年の170,608名よりやゝ減少しているが、特に注目すべき点は、このうち暴力行為等処罰ニ関スル法律違反は、820名（前年651名）強制猥褻、強姦が1,999名（前年1,466名）強盗強姦65名（前年52名）と暴力犯、性的犯罪がいずれも増加していることである。

他は一般に減少の傾向を示しているが、質的には、より悪質化することも考えられ必ずしも楽観は許されない情勢である。そのため、11月に開催された全国次席検事会同において、「現下少年事犯取扱上特に考慮すべき事項」について協議し、これが対策に万全を期した。

(d) 外事関係事件について

(イ) 合衆国軍隊要員の犯罪事件について

講和発効後本年度中において検察庁が受理した人員は、351名で、これらの犯罪容疑者は、行政協定に基いて、いずれも合衆国軍隊に引渡ずみである。なお、これら事犯中殺人等の悪質事犯者に対する軍事裁判所の処分結果に注目することを要すると同時に、今後行政協定の

改訂により合衆国軍隊要員に対する合衆国軍事裁判所の専属的刑事裁判権の撤廃が期待されるのである。

(ロ) 合衆国軍隊以外の国連軍軍隊要員の犯罪事件について

日本政府と国連軍当局との間の協定が未だ成立せず、裁判権の問題、犯罪容疑者の身柄引渡の問題等について紛議の起る可能性が考慮されたので、その取扱については、5月17日刑政長官より「外国軍隊の将兵に係る刑事事件の処理について」の通牒が発せられ、その後右通牒は6月23日附刑政長官通牒「在日国連将兵の刑事事件に関する取扱基準」によつて改められ、更にこの通牒と所謂吉田書簡との関連を明らかにした12月27日附刑事局長通牒「在日国連軍の軍隊構成員等の刑事事件に関する取扱基準」が発せられ、これらによつて処理されて来たが、国連軍軍隊要員の犯罪事件の受理人員は講和発効後本年度においては242名であり、地域的にみると広島地方検察庁管内が最も多い。このうち起訴した者は神戸における英水兵の強盗事件の英水兵2名（第一審神戸地裁、判決各被告人に対し懲役2年6月、これに対し第二審大阪高裁は11月5日原判決を破棄し、各被告人に対し懲役2年6月3年間執行猶予の言渡をした。）、横須賀における比国兵の傷害事件の比国兵1名（横浜地裁で審理中）の計3名である。

(ハ) 刑事特別法違反事件について

実体規定の違反は僅少で、5月7日同法施行後本年中における違反受理人員は93名で、そのうち68名が第2条違反で起訴された者6名である。

(ニ) 一般外国人（民間人）の犯罪事件について

朝鮮人の犯罪事件を除いては特記すべきものはないが、朝鮮人の犯罪事件受理人員は58,790名で全国検察庁の全被疑者受理人員1,784,030名中その占める割合は3.3％で、考慮すべき問題を包蔵している。

(ホ) 外国人登録法違反事件について

10月28日を期限として行われた外国人登録証明書の切替に当つて、一部外国人の切替拒否的態度によりの切替円滑な遂行が懸念されたが、期限の切迫と共に登録拒否者、申請妨害者に対する断呼たる取締方針が反映して、若干の申請妨害事犯と不申請事犯があつたのみで総括的

には平穏裡に切替が行われた。この登録切替に伴う違反事件の処理については、11月開催された全国次席検事会同において「今次外国人登録切替措置に伴う外国人登録法違反等の事件処理上特に考慮すべき事項」について協議された。なお、この種違反事件の本年中における受理人員は14,013名（内起訴2,886名、不起訴1,090名）となつている。

(e) 経済事件について

(イ) 密貿易関係事件について

本年度における受理人員は、前年の3,114名に比べて2,706名（内起訴822名、不起訴790名）とやゝ減少したが、なお、依然としてこれを軽視することは許されずその手口も漸次巧妙になり、その犯罪態様は益々悪質巧妙化することが、うかがえる。

(ロ) 経済統制関係事件について

経済統制関係事件は、経済統制が昭和26年に引き続き急速に収束に向い、特に平和条約の発効を契機として、主要食糧及び国際的に不足する物資に関するものを除いて、大巾に整理されるとともに、大赦令の施行によつて、経済統制関係法令に違反する犯罪者の殆んどすべてが赦免されたため、急激に減少した。この間にあつて、食糧管理法違反事件がなお相当の数を示しており、本年中の受理人員は341,320名（前年度486,440名）であることは、食糧の需給事情が好転しているとは云え、主食に関する犯罪に対しては、国民生活の安定に最も重要な関係を持つものとして、相当に厳格な取締が行われていると云える。

(f) 財政関係事件について

(イ) 租税に関する事件について

直接税関係事件は検察庁における昭和24年度の受理人員319名であつたものが、逐年減少し、昭和26年度には124名となり、更に本年度は97名となつた。而して、昭和24年度の受理事件中最高脱税額が290,237,576円であつたのに対し、本年度は12,460,930円であつて、高額の脱税は減少したが、一方脱税の手段方法が巧妙になりつつあることが窺われる。

次に間接国税関係事件についてみると、本年度における違反者受理人員は38,531名（前年度 38,572 名）、内起訴人員 14,326 名（前年度 16,012 名）で大差のない情勢である。なお、このうち約80%が酒税法違反であることが注目される。

(ロ) 専売法関係事件について

本年度における違反者受理人員は15,600名（内起訴 5,403名）で昨年度の受理人員18,730名（内起訴 7,384名）に比し稍々減少している。

(ハ) 金融関係事件について

中小企業をはじめ庶民金融の情勢が好転しないため、貸金業取締法違反事件の本年度における受理人員は、1,084名で、昨年度の1,300名に比しやゝ減少しているが、特に注目すべきは、月賦販売を仮装する金銭貸付等の相互銀行法違反事件が漸増し、また無尽又は銀行類似の金融業者が全国的に続出して、その金融方式は合法か否かの判断を迷わせるほどに巧妙であるが、そのうち、株式の割賦売買を仮装して金銭の貸付を行ういわゆる株主相互金融について貸金業取締法第7条の預り金禁止の規定に違反する旨の注目すべき判決言渡が、10月31日千葉地方裁判所松戸支部においてなされた。

(2) 法令の立案に関する事項

刑事課においては、前記のとおり総務課と共管事項として、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定に伴う刑事特別法案」を立案した外、なおポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案を立案し、5月7日法律第137号として公布施行された。このほか、主管課として立案した法令ではないが、公職選挙法の一部を改正する法律、外国人登録法、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律等の各種の法律案の立案又は改正に際し主管省に協力してこれに参画した。

ハ 公安課

○目的とその業務の実施状況

(1) 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項

昭和27年8月1日法務府から法務省への機構改革があつたが、当課の所掌事項に実質的な変更はなかつた。

従来各検察庁個々に、公安事件担当検事が設けられていたが、昭和26年末の刑政長官依命通牒に基き公安係検事が正式に設置され、昭和27年初頭から活動を開始し、それまで労働係検事の担当とされていた違法争議行為事件の処理に関する事項も亦公安係検事の所管に移された。一方、労働係検事は、労働基準法、職業安定法その他の労働保護法規関係事件を担当すべきものとして存置され、また麻薬係検事は、占領下における厳罰方針を継承しつゝ、真にわが国情に副つた麻薬検察の確立に向つて一歩を進めたのである。

(イ) 昭和27年における公安情勢を概観すると、その前半においては、日本共産党の軍事方針の盛上りが恰も平和条約発効前後の過渡期に際会し、火焔瓶・ラムネ弾等をもつて特徴づけられる一連の集団暴力事件の未曽有の続発を見るにいたつたのであるが、7月に入りいわゆる徳田論文「日本共産党30週年記念に際して」が発表されるに及んでこの種事件は急激に減少傾向を示し、10月の総選挙において同党が完敗するに及んでその跡を絶つた観があつた。

事件としては5月1日東京皇居前、6月24日大阪吹田及び7月6日名古屋大須における各騒擾事件をはじめ8月下旬迄に組織的集団的暴力事犯は百件を超え、その検挙人員も亦2,800名になんなんとしたのである。

この間、北鮮系朝鮮人は、朝鮮における戦乱を反映し、上記の各集団暴力事件に参加したほか、各地で韓国系朝鮮人との間に衝突事件を惹起し、或は強制送還問題、登録問題を捉えて実力行動に出る等公安上憂慮すべき存在となつた。

なお、全学連を中心とする左翼系学生が、大学自治の問題をめぐり東京、京都、早稲田及び愛知の各大学で警察職員と衝突した。

7月21日破壊活動防止法が施行され、8月以降、静岡、京都、津、岐阜及び北海道において「球根栽培法」「京都のハタ」「山旅案内」或は「自由日本放送」等の文書について事件の発生を見たが、立証技術上、京都、津、岐阜及び釧路において合計14名の起訴を見たに止つた。

(ロ) 昭和27年の労働情勢における顕著なあらわれは 9月以降年末にいたる電

産・炭労の二大ストであつて、年末炭労ストに対する緊急調整の決定を待つて漸く終局を見た。その間「暴力の否定」の立場から検察が行われ、新潟・高知・松山及び高松において電産ストに関し業務妨害罪等で11名の起訴を見たほか、炭労ストに関し二、三の告訴事件があつた。なお、いわゆる職安斗争事件は、各地で相当数の発生を見た。

(ハ) 4月28日平和条約発効に際しての大赦により、賃金不払等労働基準法違反事件の大部分が赦免されたため、この種事件は減少したが、人身売買の取締強化に伴い、特殊飲食店に対する婦女周旋にかかる労働基準法又は職業安定法の違反事件が増加した。なお、貿易の不振及び景気の沈滞に伴い、特に繊維関係の中小企業においては、賃金不払又は労働強化の傾向を生じ、労働基準監督当局との一層の協力が要望せられた。

(ニ) 麻薬事件は、5月頃まで毎月新受人員200名前後で、前年と大差ない数字を示したが、6月以降次第に減少し毎月160名前後となり、特に麻薬取締官送致事件は著しく減少した。これは、一面事件について重点的取締方針が徹底したものと考えられるが、他面占領軍当局の強力な推進を失つた結果麻薬取締行政上多少の混乱と弛緩を来たしたためと推察される。事件としては、6月3日羽田空港においてヘロイン約2キログラムを差押えた例に見られる通り、中国人等による大規模な密輸入事件が重視されている。

(2) 法案の立案に関する事項

昭和27年中に公安課が立案した法令はないが、公安関係では破壊活動防止法、昭和20年勅令第542号を廃止する法律、法務府関係ポツダム命令の措置に関する法律、刑事特別法及び警察法一部改正について、次に労働関係では労働関係調整法、労働組合法及び公共企業体労働関係法の一部改正法、地方公営企業労働関係法、外務公務員法、保安庁法、労働基準法の一部改正法及び電気ガス臨時措置法について、また麻薬関係では麻薬取締法及び大麻取締法の一部改正法について、それぞれ主務省に協力した。

ニ 参事官室

○目的とその業務の実施状況

1 刑事に関する基本法の立案準備に関する事項

(イ) 刑事訴訟法の改正に関する事項

現行刑事訴訟は、終戦後の状勢上、比較的短時日の間に立案施行されたため、施行後、立法上の欠陥や運用上の不都合が生じ改正の必要性が多々感じられるに至り、当時の検務局調査課において昭和25年8月以来この点について研究をつづけ、昭和26年1月には法務府に法制審議会刑事法部会が設けられ、「刑事訴訟法運用の実情に鑑み早急に改正を加えるべき点」の諮問に応じ、同年9月同部会に刑事訴訟法小委員会を設け審議を重ねてきた。

審議は、昭和27年においてもひきつづき行われ、1月8日第13回刑事訴訟法小委員会において同委員会としての一応の審議を議了して刑事法部会に審議経過を報告し、以後1月12日、同17日、同22日、同25日、同31日、3月18日の六回に亘り同部会において審議を重ね、同20日総会の最終審議を経て同22日に諮問の一部について答申があつた。議決答申の内容は大別して、被疑者等に対する身体の拘束その他の強制処分に関する規定の改正、有罪の陳述があつた場合の簡易な公判手続の特例の創設に関する改正、控訴審の手続の改正及びその他規定の不備等の補正に関する改正である。

この間検務局調査課においては、従前の研究の結果に基き、法制審議会に対し或は改正法案を作成し、或は資料を提出してその審議に協力した。その審議の結果は、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」として4月3日国会に提案されたが、この第13回国会においては審議未了となり第14回国会において継続審議されたが、国会解散のため、遂に成立を見るに至らなかつた。

参事官室においては、8月以来旧調査課の上述の事務を引き継いでこの間ひきつづき刑事訴訟法運用の実情を調査し同法改正の研究を重ねている。

なお、前記改正法案については、更に昭和28年2月法制審議会の一部答申に基き、若干の改正点を附加して第15回国会に再提案したが、これも国会解散となり成立を見ず、同年6月再び法制審議会の一部答申を得て更に附加修正を加えて現に第16回国会で審議中である。

(ロ) その他の刑事関係法令の改正に関する事項

独立回復後の新事態に対処し、国内治安の維持と国際協調の観点から、

刑事関係法令について全面的に再検討を必要とするに至つているので、昭和27年8月参事官室発足以来問題の重点をさし当り刑法の改正、刑事法罰則の整備等に指向して研究を続けている。

2　検察運営又は法律問題に関する意見具申に関する事項

検察の運営又は法律問題の重要なものについて、随時刑事局長又は局内各課長の諮問を受け、必要な調査研究を行い、意見を答申している。

3　刑事判決及び法令の解釈についてなされた法制局の意見、局議決定、訓令通牒等の整理保存に関する事項

旧調査課の事務をそのまま引継ぎ、刑事関係法令の立案及び局内各課の執務の参考に資するため、刑事判決については、最高裁判所の判決を判決言渡年月日に従い整理すると共に、最高裁判所判例集及び高等裁判所判例集からその判示事項及び判決要旨をカードに摘録し、法制局意見、局議決定及び訓令通牒の要旨を同じくカードに摘録したものと併せ、これらを各法令各条文ごとに一括し、整理保存している。

四　矯　正　局

昭和27年7月31日まで

矯正保護局

法務府設置法第7条第2項
法務府組織規程第10条

昭和27年8月1日以降

矯　正　局

法務省設置法第8条
法務省組織令第4節（第21条―第27条）

A　目的及び業務内容

矯正保護局は、法務のうち、大別して行刑及び少年保護にわかつことのできる矯正保護の業務を刑政長官の下の一内局として所管するため、次の事項に関する業務を統轄的につかさどることを目的としていた。

1　犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他行刑に関する事項

2　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所その他の官公立の少年矯正保護施設に関する事項

3　矯正保護職員の教養訓練に関する事項

4　犯罪人の指紋に関する事項

5　矯正保護に関する事項で他の所掌に属しないもの

6　平和条約第11条による刑の執行及び赦免に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

このうち、第6項のそれは、昭和27年4月28日から加えられたものである。

昭和27年8月1日、法務総裁の制度が廃止されて、法務府が法務省に改められるとともに、従前の矯正保護局は、事務次官の下の矯正局に改められた。このように改められたのは、従前の法務府の外局として置かれていた中央更生保護委員会事務局が保護局として内局となつたことに伴い、これとの呼称上の混同を避ける等のためであると考えられる。総じて「保護」という文字は、この後更生保護の意味にだけ用うべきものとされ、矯正関係の名称その他の用語からはすべて「保護」が削られているが、それらの用語の意義については、従前のそれと変るところがない。したがつて、矯正局の目的は、もちろん、従前の

矯正保護局のそれに同じであつて、法務省設置法によれば、次の事務をつかさどるものとされている。

1　犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
2　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
3　矯正職員の教養訓練に関する事項
4　犯罪人の指紋に関する事項
5　矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
6　法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）の規定により監置に処せられた者に関する事項
7　平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

これらのうち、第6項のそれは、昭和27年9月25日から加えられたものである。

B　業務の実施内容

矯正保護局の事務は、さきの法務府組織規程に定められていたところにしたがつて、矯正保護局の分課として置かれていた総務課、保安課、作業課、医療科学分類課、教育課、職員課及び予算管理課の7課によつて分掌されていた。矯正局になつて従前の7課に替えて、総務課、矯正調査課、保安課、作業課、医療分類課及び教育課の6課が置かれている。従前の矯正保護局の職員課及び予算管理課が廃されて総務課に吸収され、あらたに矯正調査課ができたわけである。（なお、従前の矯正保護局総務課統計室は、官房調査課統計室に吸収された。）したがつて、総務課においては、次に掲げる矯正調査課の事務に属するものとされた事項及び従前の総務課統計室の事務とされていた矯正に関する統計に関する事項を除く従前の総務課の事務に加えて、従前の職員課及び予算管理課の事務をあわせてつかさどり、矯正調査課においては、従前の総務課の事務のうちの、矯正に関する法令案の作成、矯正施設の巡閲及び調査、矯正審議会並びに巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項をつかさどるものとされているほか、おおむね従前の課及びその事務に同じである。

これらの矯正保護局及び矯正局を通じて、各課における昭和27年中の業務の実施状況の概要は、それぞれ以下に述べるとおりであるが、なお、昭和27年中

に特にあぐべきものは、次のとおりである。

1　矯正保護施設の整備

法務府設置法の一部を改正する法律（昭和27年5月1日法律第128号）によつて、昭和27年5月1日から、小倉拘置支所が小倉拘置所に昇格をみ、小田原少年院（特別少年院、男）、宇都宮少年院（特別少年院、男）及び榛名女子学園（中等、特別少年院、女）が本院としてあらたに設置され、水府学院、宮川医療少年院及び青葉女子学院（青葉女子学園に改称）が分院から本院に昇格をみ、並びに榛名少年院、東海農芸学院及び各務農芸学院の名称が、それぞれ赤城少年院、静岡少年院及び岐阜少年院に改められた。

この一部改正は、少年矯正保護施設の整備等に関する一連の企画に基くものであつた。

2　おもな会同及びその議題の概要

a　矯正保護管区長、少年院長、及び少年保護鑑別所長会同

期日　昭和27年6月23日及び24日

諮問事項

（少年院長の部）　少年院をよりよく運営するため少年院法中改正を要する点如何

（鑑別所長の部）　鑑別結果の有効な活用を図るために考慮すべき事項如何

b　矯正保護管区長、拘置所長、刑務所長及び少年刑務所長会同

期日　昭和27年6月27日及び28日

諮問事項　受刑者改善の実を挙げるため収容分類に相応した具体的処遇方法如何

c　矯正保護管区長協議会

期日　昭和27年2月25日及び26日

協議事項　1　昭和27年度予算特に建築予算の実行について
2　職員の行政整理並に少年院職員の増員に伴う採用について
3　その他各持寄りの議題について

d　矯正管区長協議会

期日　昭和27年8月26日

協議事項　1　治安関係情報の交換並に対策について

2　幹部職員配置に関し考慮すべき点について

3　代用少年鑑別所廃止に伴う措置について

4　各管区内収容人員の調整について

5　その他持寄りの議題

e　矯正管区長協議会

期日　昭和27年11月1日

協議事項　本年度諸計画について

f　以上のほか矯正管区第1部長、第3部長、予算管理課長、医務部長協議会を各1回、矯正管区第2部長協議会を4回行つた。

3　国際刑法及び刑務財団との交渉

1951年10月1日から、従前の国際刑法及び刑務委員会の活動を継承した国際連合の国際刑法及び刑務財団については、その後、同財団から、1952年5月13日付の書かんをもつて、日本国代表評議員にあてて、「現代の矯正の実際」に関する質問書の形で、現在行つている方法及びこれによつて得た結果に関する意見を求めてきたが、これに対する回答は、9月20日官房秘書課広報連絡室を通じて発せられた、等のことがあり、また、12月8日から同月16日までスイスのジユネーブで開かれた国際刑法及び刑務会議には、わが国からも、巣山（東京矯正管区長）、岸本（最高検察庁次長検事）の両氏が代表として派遣された。同会議では、さきの、1951年7月6日の「被拘禁者の処遇に関する最低基準規則案」に関して各国から徴した意見について逐条審議が加えられたのであつた。

4　平和条約第11条による刑の執行

昭和27年4月28日、日本国との平和条約の発効とともに、その第11条の規定により、日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、かつ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が科した刑を執行すべく義務づけられたのであるが、これに先立ち、2月15日から当時連合国最高司令官管下のスガモ・プリズンに引継事務のため日本側刑務官343名が派遣され、発効と同時に927名の在所者を

引き継いだ。これらの在所者のうち、中国及びオランダ関係のものについては、それらの国との間に平和条約の効力がなお生じなかつたが（オランダは、6月17日批准書を寄託した。）、平和条約の発効した国との関係において、日本国は刑の執行の義務を負うものとされた。在所者に対する刑の執行のための立法措置としては、平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年4月28日法律第103号）が制定せられ、この法律の規定に基いて平和条約第11条による刑の執行に関する規則（昭和27年4月28日法務府令第43号）が定められ、また、これら刑を科せられた者を収容するため、あらたに法務府の附属機関として置かれた巣鴨刑務所の内部組織について、巣鴨刑務所組織規程（昭和27年4月28日法務府令第44号）が定められた。

7月30日、30名の朝鮮人及び台湾人在所者の人身保護法による釈放請求事件について、最高裁判所による棄却の判決があつたが、その理由は、平和条約発効直前まで日本国民として拘禁されていた者に対して、日本国は、平和条約第11条により刑の執行の義務を負い、平和条約発効後その者に国籍喪失又は変更があつても、この執行義務に影響はない、というのであつた。

8月5日、日華平和条約が発効したが、同条約は、戦争犯罪人に対する刑の執行について規定することがなく、したがつて、90名の中国関係在所者は、いわゆる大赦の原則によつて、同日直ちに釈放された。また、米国は、三人委員会を組織して、日本人戦争犯罪人の仮出所の審査を行うものとし、10月29日講和後最初の仮出所者2名をみ、その後11月に9名、12月に17名の仮出所者を数えているが、なお、戦犯赦免問題、在外戦犯の内地送還の問題等残された問題は多い。

5　監置制度の施行

昭和27年9月25日、法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年7月31日法律第286号）が施行せられ、監置制度が発足した。このことに関し、被監置者の処遇については、監獄法の一部改正及びそれに伴う監獄法施行規則の一部改正が行われ、それを原則として刑事被告人並として、例外として、食糧の自弁を許さず、一定の衣類臥具を着用させるが自衣の着用を許し、並びに接見及び信書について、受刑者中の拘留囚並とするものとされ、また、監置

場の附設については、昭和23年法務府告示第74号（各刑務所等の拘禁種類を定める等の告示）の一部改正が行われ、これによつて、本来の監置場が小菅刑務所、八王子医療刑務所、栃木刑務所、和歌山刑務所、笠松刑務所、城野医療刑務所及び麓刑務所並びに刑務支所及び拘置支所を除く、ほとんどすべての本所たる刑務所、少年刑務所及び拘置所に附設され、なお、このほか、拘留場を有する施設には代用監置場が置かれている。

イ　総　務　課

法務府組織規程第10条第2項
法務省組織令第22条

A　目的及び業務内容

昭和27年7月31日までの矯正保護局総務課は、次の事務をつかさどるものとされていた。

1　矯正保護に関する一般的企画に関する事項
2　矯正保護施設の巡閲及び調査に関する事項
3　矯正保護に関する統計に関する事項
4　矯正保護に関する法令の整備に関する事項
5　矯正保護審議会に関する事項
6　他の課の所掌に属しない事項

これに対し、8月1日以後の矯正局総務課は、次の事務をつかさどるものとされている。

1　矯正（法廷等の秩序維持に関する法律〔昭和27年法律第286号〕の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律〔昭和27年法律第103号〕の規定による刑の執行を含む。以下同じ。）に関する一般的企画に関する事項
2　矯正に関する人事及び予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
3　矯正職員（巣鴨刑務所の職員を含む。）の研修及び福利に関する事項
4　局内の事務の総合調整に関する事項
5　矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

B　業務の実施状況

1　まず、矯正保護局総務課の時のおもなものをあげれば、次のとおりである。

a　矯正保護に関する当局の方針を徹底させ、及び適切な企画をたてるため、矯正保護管区長、拘置所長、刑務所長及び少年刑務所長会同、矯正保護管区長、少年院長及び少年保護鑑別所長会同を実施したほか、矯正保護管区長、矯正保護管区本部の各部長、その他作業医療分類等専門部門の係官の協議会を開催した。なお、会同及び協議会における決議答申等は、これを整理して、おもな事項について所管課に連絡し、執務上の参考に資してきている。

b　矯正保護に関する統計は、各矯正施設の収容者について資料を作り、これを常に利用し得る状態に置くものである。その結果は、矯正保護に関する執務上はもとより、ひろく刑事政策その他に寄与するため、明治32年以来、毎年「行刑統計年報」及び「行刑統計要旨」として刊行されてきている。

c　昭和27年1月1日から8月1日までの間における矯正保護に関する法令の制定、改廃に関するおもなものを、日を追つて掲げれば、次のとおりである。

イ　行政機関職員定員法の一部を改正する政令（昭和27年1月18日政令第3号、同年2月15日施行）

戦犯の管理が日本国に移されることになつたので、その準備として、ポ政をもつて、2月15日からこれに必要な政府職員100人を増員するとしたもの。

ロ　終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令の一部改正（昭和27年1月18日政令第4号、同年2月15日施行）

スガモ・プリズン派遣職員について、法務府の定数を243人から343人に増員するためのもの。

ハ　監獄官吏服制の廃止（昭和27年3月22日政令第50号）

ニ　監獄官吏服制特例の廃止（昭和27年3月22日法務府令第19号）

刑務所、少年刑務所及び拘置所に勤務する職員の服制については、法

務総裁限りで定めるものとすることが相当と認められることにかんがみ、昭和27年3月22日法務府訓令第1号をもつて、あらたに刑務官服制を定めたため廃止したもの。

ホ　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正（昭和27年3月22日法務府令第18号）

刑務所、少年刑務所及び拘置所に勤務する法務事務官の階級を増加して、あらたに矯正監、矯正長及び矯正副長を看守長の上の階級として加えたもの。

ヘ　スガモ・プリズンの営繕及び調達事務の管理に関する臨時措置令（昭和27年3月31日政令第61号、同年4月1日施行）

ポ政であつて、スガモ・プリズンの営繕、物及び役務の調達に関する事項は、平和条約の最初の効力発生までの間臨時に法務総裁が管理すると定めたもの。

ト　昭和24年法務府告示第97号（少年刑務所等の特に区別した場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示）の一部改正（昭和27年4月15日法務府告示第81号）

少年院法第21条第2項の規定による代用特別少年院として、あらたに久里浜刑務所、宇都宮刑務所及び大阪刑務所の各一部を加えたもの。

チ　平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年4月28日法律第103号）

平和条約第11条による、極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷が科した刑の執行並びに刑を科せられた者に対する赦免、刑の軽減及び仮出所に関する規定を設けたもの。

リ　平和条約第11条による刑の執行に関する規則（昭和27年4月28日法務府令第43号）

巣鴨刑務所における刑の執行について、総則、執行手続及び処遇に関する規定を定めたもの。

ヌ　巣鴨刑務所組織規程（昭和27年4月28日法務府令第44号）

巣鴨刑務所の2部11課の内部組織について定めたもの。なお、「巣鴨刑務所の内部組織に関する特例の試行等について（昭和27年4月28日矯

保甲第496号依命通牒）」によつて、暫定的に、従前の次長及び4部11課制をとるものとされている。

ヌ　法務府設置法の一部改正（昭和27年5月1日法律第128号）

別表に小倉拘置所、小田原少年院、水府学院、宇都宮少年院、榛名女子学園、宮川医療少年院及び青葉女子学園を加え、榛名少年院を赤城少年院に、東海農芸学院を静岡少年院に改める等の改正をしたもの。

ル　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正（昭和27年5月1日法務府令第45号）

小倉刑務所の項を削り、熊本刑務所の項に菊池医療刑務支所を加えたもの。

ヲ　少年院及び少年保護鑑別所組織規程の一部改正（昭和27年5月1日法務府令第46号）

別表の水府学院、長野知行塾、青海寮及び青葉女子学院を削つたもの。

ワ　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正（昭和27年5月15日法務府令第53号）

福岡刑務所所轄柳川拘置支所の位置中「柳川町」を「柳川市」に改めたもの。

カ　明治35年司法省令第4号（監獄費ヨリ都道府県ニ償還スヘキ費用ノ件）の一部改正（昭和27年5月12日法務府令第52号）

留置人費の額について、特別区域中東京都の特別区の存する地域及び大阪市は78円に、その他の地域75円、特別区域以外の区域においては72円に引きあげたもの。

ヨ　法務府が法務省に改組されたことに伴い、恩赦法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和27年8月1日法務省令第7号）の規定により、少年保護鑑別所処遇規則、矯正保護管区本部組織規程、矯正保護研修所組織規程、少年院処遇規則、一般少年鑑別規則、巣鴨刑務所組織規程及び平和条約第11条による刑の執行に関する規則の一部改正が行われたが、これらは、いずれも、法務府設置法の一部改正に伴う名称及び字句の整理をしたもの。

タ　昭和23年法務府告示第74号（各刑務所等の拘禁種類を定める等の告

示）の一部改正（昭和27年８月１日法務省告示第１号）

法務府設置法の一部改正（昭和27年７月31日法律第268号）に伴い、「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改めたもの。

レ　昭和24年法務府庁告示第22号（監獄若しくは少年院の中に設けられた病院等を検査する場合立ち合わせる者を指定する告示）の一部改正（昭和27年８月１日法務省告示第２号）

「矯正保護管区長」を「矯正管区長」に改めたもの。

ソ　矯正保護職員服装規則の一部改正（昭和27年８月１日法務省訓令第2号）

名称及び字句を整理したもの。

ツ　昭和25年法務省訓令第５号（少年院及び少年保護鑑別所官吏の服制）の一部改正（昭和27年８月１日法務省訓令第３号）

字句の整理をしたもの。

ネ　法務省設置法の一部改正等に伴う矯正関係訓令の字句の整理に関する訓令（昭和27年法務省矯正甲第１号訓令）

新光学院生徒教育規程ほか23件の訓令について名称及び字句の整理をしたもの。

2　次に、本年８月以降の矯正局総務課のおもなものは矯正に関する一般的管理の整備改善であるが、そのうち人事及び予算に関する事項のあらましを示せば、次のとおりである。

a　矯正に関する人事に関するもの

(イ)　職員の研修

全国八ケ所に設置される地方矯正研修所において実施した研修は、本科、第一部、第二部を併せて206名、初等科が790名、特修は専攻科も含めて、1,400名であつた。

(ロ)　共済組合

刑務共済組合の昭和27年度末状況は、次のとおりである。

(i)　組合員数

甲種組合員数	2,050名
乙種〃　〃	19,122名

	計	21,172名

(ii)　経理状況

収入	国庫負担金	83,118,046円
	短期掛金	83,126,434円
	その他	720,403円
	計	166,964,883円
支出	諸給付金	148,277,793円
	福祉会計及び連合会繰入金	5,155,902円
	その他	225円
	前年度欠損金	11,512,363円
	計	164,946,283円

(iii)　昭和27年度末をもつて、前年度末迄に生じた、赤字の消却を完了した。

(ハ)　給与

昭和27年度の定期昇給は、１月、４月、７月、10月の各１日に行われ、本省発令775名、管区発令3,932名であつた。

昇格人員は、次に示す通りである。

給与ベースは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正（昭和27年12月25日法律第324号）をもつて、いわゆる12,820円ベースに改訂され、11月１日にさかのぼつて適用された。

(i)　昇格人員

一般	13	級	6名	一般	7	級	1名
一般	12	級	16名	〃	5	級	8名
矯	8	級	23名	総計			109名
〃	7	級	9名				
〃	6	級	17名				
〃	5	級	25名				
〃	4	級	2名				
〃	3	級	2名				

(ii) 矯正職員級別定数一覧　　括弧内は、矯正級を示す。

部局別	年度別	十四級	十三級	十二級	(8) 十一	(7) 十	(6) 九	(5) 八	(4) 七	(3) 六	(2) 五	(1) 四	三	二	一	計
矯正管区	昭和26年度	—	8	2	(10) —	(14) —	(62) —	(39) —	(41) 6	4	7	19	26	8	2	(166) 82
	27 〃	1	8	7	(11) —	(7) —	(62) —	(39) —	(41) 6	4	7	20	24	3	—	(160) 80
刑務所（少年刑務所含拘置所）	26 〃	—	13	47	(70) —	(149) —	(332) —	(733) 13	(1,360) 195	(2,694) 122	(4,306) 320	(6,359) 239	433	191	90	(16,001) 1,661
	27 〃	—	15	46	(71) —	(150) —	(334) —	(738) 13	(1,618) 177	(2,479) 105	(4,307) 271	(6,096) 201	298	178	—	(15,793) 1,304
少年院	26 〃	—	4	10	(20) —	(45) —	(69) —	(122) —	(197) —	(286) 30	(252) 76	(306) 104	137	30	24	(1,297) 415
	27 〃	—	5	12	(26) —	(58) —	(91) —	(184) —	(257) 29	(463) 38	(398) 80	(444) 112	98	31	—	(1,921) 405
少年鑑別所	26 〃	—	—	2	(11) —	(54) —	(50) —	(89) —	(116) 8	(147) 20	(154) 33	(131) 66	151	29	—	(752) 309
	27 〃	—	1	3	(13) —	(55) —	(45) —	(91) —	(122) 10	(175) 22	(145) 36	(104) 72	116	27	—	(750) 287
巣鴨刑務所	26 〃	—	1	—	(1) —	(3) —	(8) —	(5) —	(19) —	(43) 1	(76) —	(85) —	—	—	—	(240) 3
	27 〃	—	1	1	(2) —	(4) —	(8) —	(28) —	(26) —	(57) 1	(103) 1	(111) —	—	—	—	(339) 4
中央矯正研修所	26 〃	—	1	1	1	4	6	7	4	—	2	5	2	—	—	33
	27 〃	—	1	1	1	4	6	7	4	—	2	2	1	—	—	29

(ニ) 職員定員について

(i) 昭和26年法律第297号行政機関定員法改正に伴い、次の通り欠員が削減され、行政整理を実施することとなつたので、各施設の職員の配置定員を改訂し、予定の通り6月末日に整理を完了した。

定員法上の整理人員

部局＼官職	事務官	技官	事務雇員	給仕	小使等	計
矯正保護局	9	3	9	1	—	22
中央矯正研修所	—	—	1	1	2	4
矯正保護管区本部	—	—	—	8	—	8
刑務所	—	—	137	104	117	358
少年院	—	—	—	36	—	36
少年鑑別所	—	—	—	24	—	24
計	9	3	147	174	119	452

(ii) (1) 昭和27年度予算定員において刑務所関係については看守長3名、副看守長13名、看守191名の減員を受け府令第47号をもつて定員規定の改正がなされたので、これを機会に全施設の職員定員を検討し矯正甲第145号訓令をもつて定員を改訂した。

(2) 少年院においては事務官8名、技官14名、教官625名（うち207名は刑務職員を組替）雇員3名計650名が増員された。この増員により矯保甲第743号（27.6.24）訓令を以て定員を改訂した。

(ホ) 職階制

(i) 昭和27年度は職階制の格付に給与をつけて考えるようになつた。主に行つた作業は次の通り。

(イ) 官職定数の設定

(ロ) 十級職以上の指定官職の格付

(ハ) 十級職以上の非指定官職の格付

(ニ) 職階制にともなう給与準則の作成

(ii) 人事院は現在の級別定数と、組織上定められたポストの数とをにらみあわせ、更に、モデルとしての代表的施設の調査を行つて、官職の定数を算出した。この官職の定数は上級者より下級者に行くほど複雑になり、したがつて不正確であるが、人事院は先ず十級以上の指定官職について、この定数の枠内で格付を実施した。この格付は、人事院より各省に内示されたが、法務省はこの受領を拒否した。尚十級以上の非指定官職の格付については格付は行われたらしいが内示は行われていない。

(iii) 人事院は5月、職階制にともなう基本給表として、13種の俸給表を発表し、各省の意見をもとめた。当局も、これを検討して改訂意見を提出したまま現在に至つている。

結局、28年のはじめには給与準則案は、更に改訂を加えた上で出来上り、国会に勧告されることになつている。国会を通れば、これをもつて格付は、好むと好まざるとによらず全面的に実施されることになるわけである。

(iv) 矯正関係職種の俸給表案による等級の内容は次の通りである。

矯正関係職種等級別一覧表

旧等級（5月案）		改正俸級表案			矯正職種		
一般等級	公安等級	行政俸給表	公安俸給表	現給号	本省（管区）	研修所 中央	研修所 地方
Ⅰ 長官	Ⅰ	一					
Ⅱ 局長	Ⅱ	二	1	13級1号 ― 15級1号	局長（管区長）	所長	
Ⅲ 課長	Ⅲ	三	2	11級1号 ― 13級6号	課長（部長）	教頭	所長
Ⅳ 補佐	Ⅳ	四	一 3	矯正 6級3号 一般 13級5号	補佐（課長）	教官	教頭
Ⅴ 大係長	Ⅴ	五	二 4	矯正 5級1号 一般 12級5号	係長（係長）	助教	教官
Ⅵ 小係長	Ⅵ	六	三 5	矯 3級2号 矯 7級7号			助教
Ⅶ 係員	Ⅶ	七	四 6	矯 2級3号 矯 7級3号			
	Ⅷ		五 7	矯 1級5号 矯 5級10号			
Ⅷ			六				

○ 公安俸給表欄のアラビヤ数字は矯正、少年矯正、資質鑑別各職種の職級

矯正関係職種

矯正職種								少年矯正職種			
刑務所				支所		作業場		少年院			分院
階級	特大	大	小	大	小	大	小	特大	大	小	
矯正監	所長	所長						院長			
矯正長	部長		所長					次長	院長		
矯正副長	課長	部長	部長	支所長				課長	次長	院長	
看守長	補佐	課長	課長	課長	支所長	場長		補佐	課長	課長	分院長
副看守長	係長	係長	〃	〃	〃	〃	場長	係長	〃	〃	〃
看守部長	主任	主任	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
看守	係員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

等級別一覧表

鑑別所			資質鑑別職種								
			本省	管区	鑑別所			刑務所			
特大	大	小			特大	大	小	特大	大	小	
					所長						
			課長		次長	所長		分類部長			
課長			分類補佐	分類課長	課長	次長	所長	同上補佐	分類部長		
補佐	課長	〃	分類係長	分類係長	補佐	課長	〃		分類課長	分類課長	
〃	〃	〃			係長	〃	〃				
〃	〃	〃			主任	〃	〃				
〃	〃	〃			係員	〃	〃				

(ニ) 勤務評定制度

本年中に実施されることを見こして、各種の研修を通じ現場施設に対してこの制度の周知徹底をはかつたが、結局実施に至らなかつた。

法務省職員勤務評定実施規程案が出来上り、12月初旬、京都一帯の法務省関係施設に対して、同実施規程案により、試験的に勤務評定を実施せしめた。

この試行の結果をとりまとめて、規程その他に多少の変更が加えられ、更に、任用、給与での活用面が考慮されて、28年のはじめには実施のはこびとなることになつている。

(ホ) レクリエーション

昨年度と同様、矯正職員のレクリエーションは、活潑に行われた。

2月に第三回矯正職員全国討論大会が、朝日新聞社の講堂において実施され、引つづいて、8月第七回全国野球大会が府中刑務所及び府中町営球場で、同月第二回、卓球全国大会が、今年度は男子の部を加えて、豊多摩刑務所で、更に第三回庭球大会も10月、大阪刑務所のコートで実施された。

b 矯正に関する予算に関するもの

(1) 収容人員は社会治安の確保と国民経済の安定によつて昨年度と比較し著しく増加はしないが、施設収容力に対し未だ過大であつて、これに伴う所要予算確保のため、資料の収集、要求計画の立案及び財務官庁との折衝に当る。

特に本年度に於ては、予算要求の重点を刑務所の治安対策の強化、これに伴う職員の増員、少年院における年齢の制限解除に伴う人員の増加による施設の整備を含む諸経費の増加及びこれに伴う職員の増員においた。

予算の概況は、下記のとおりである。

昭和27年度矯正関係予算

区分	管区	研修所	刑務所	少年院	鑑別所	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
官署費	72,449	21,766	3,574,038	408,569	216,515	4,293,337
収容費	—	—	3,230,639	499,655	143,692	3,874,040
工事費	3,800	—	256,900	402,294	14,966	677,960
計	76,249	21,766	7,061,631	1,310,518	375,173	8,845,337

(2) 全国矯正施設において使用する被服、食糧、車両、ゴム製品等の主要物資につき、本省において計画し、管区の意見を斟酌し、これを各施設に配分する。

(3) 刑務所は収容実人員 81,651 名に対し収容定員 69,754 名、少年院は収容実人員 10,684 名に対し収容定員 7,931名、少年鑑別所は収容実人員 1,983 名に対し収容定員 2,521名（何れも28年3月31日現在）の如き状態であつて、この内、特に刑務所及び少年院の右施設に対する収容の増強は最も急を要するものである。

矯正施設の数並びに収容定員数は下記のとおりである。

昭和27年度施設関係

施設の種類	施設数	昭和27年度工事による収容定員の増	同工事完成後の収容定員	昭和27年度中の異動
刑務所	57		69,754	新設1 本所昇格1. 刑務支所に転換1
刑務支所	17			
拘置所	7			
拘置支所	90			
少年刑務所	11			
少年院	45	643	7,932	新設4 本院昇格2
〃 分院	11			
少年監別所	49	127	2,521	
〃 分所	0			
矯正管区	8			
中央矯正研修所	1			

(4) 予算管理の事項について昭和27年度中に訓令又は通牒で指示した事項中主なものは次のとおりである。

◎昭和27年度予算の年額内示及び処理方について（昭和27年4月矯保甲第410号）

◎昭和28年度の予算編成資料の提出について（昭和27年7月矯保甲第816号）

◎支出負担行為計画示達額現況調書提出について（昭和27年矯保甲第514号）

◎行刑施設に拘禁されている未決者の検証連行並びにその運用について（昭和27年5月矯保甲第516号）

◎収容者菜代指定額について（昭和27年5月矯保甲第622号）

◎収容者用衣類臥具等現在調書提出について（昭和28年1月矯正甲第81号）

C　将来の方針

(1)　中央及び地方の矯正研修所の職員及び施設の整備

(2)　刑務所に対する整備施設の増強

(3)　収容者特に少年の教化訓練に必要な人的物的及び施設の整備充実

(4)　収容者用被服の整備改善

(5)　刑務所建物の整備改築並びに拘置所の増設

(6)　少年院及び少年鑑別所施設の拡張並びに職員の増員

□　矯正調査課

法務省組織令第23条

A　目　　的

矯正調査課は、矯正局総務課において、従前の職員課及び予算管理課の事務であつた事項をもあわせてつかさどるものとされることにかんがみて、従前の矯正保護局総務課の事務については、これを2分して、事務の性質上その処理にあたり比較的日時を要すると考えられる矯正に関する法令案の作成、矯正施設の巡閲及び調査等並びに特殊の問題を含む巣鴨刑務所の一般的運営について、総務課とは別に1課を置いてこれをつかさどらせることにより、矯正局の事務処理を妥当なものとするため、昭和27年8月1日から、あらたに置かれたものであるが、この課の将来においては、行刑及び少年矯正の基本法である監獄法、少年院法等の改正及び少年鑑別所法の制定のための資料を作成することが予定されている。

B　業　務　内　容

矯正調査課は、次の事務をつかさどるものとされている。

1　矯正（監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行を含むこと、総務課

のそれについて掲げたところに同じ。）に関する法令案の作成に関する事項

2　矯正施設（巣鴨刑務所を含む。）の巡閲及び調査に関する事項

3　矯正審議会に関する事項

4　巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項

C　業務の実施状況

1　矯正に関する法令案の作成について、当課の所掌になつてから12月31日までの矯正関係法令の制定、改廃のおもなものを、日を追つてみてみると、次のとおりである。

a　監獄法施行規則の一部改正（昭和27年9月24日法務省令第28号、同月25日施行）

法廷等の秩序維持に関する法律の規定により監置に処せられた者の処遇について、監獄法の一部が改正されたが、これに伴い、この規則に別段の定があるものを除いて刑事被告人に適用すべき規定をこれに準用するものとし、この法律の第7条第8項に定められた監置の執行停止の事由があると認めるときは、直ちにその旨を裁判官に通報しなければならないものとし、監置に処せられた者に着用させる衣類臥具の色を浅葱色とし、接見及び発信の度数等をおおむね拘留囚並とし、その他監置に処せられた者が逃走し、若しくは逮捕されたとき、危篤であるとき、又は死亡したときは裁判官にも通報しなければならないことを定める等したもの。

b　昭和23年法務庁告示第74号（各刑務所等の拘禁種類を定める等の告示）の一部改正（昭和27年9月24日法務省告示第103号、同月25日施行）

監置に処せられた者は、監置場に留置されるが、監獄法第8条第1項の規定により本来の留置場を附設している刑務所等を公示したもの。

c　巣鴨刑務所職業補導実施要領（昭和27年9月30日法務省矯正甲第217号訓令）

平和条約第11条による刑の執行に関する規則の規定による巣鴨刑務所の在所者の職業補導及び自営用務の実施にあたつての大綱を定めたもの。

d　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正（昭和27年10月1日法務省令第30号）

水戸少年刑務所所轄の水戸拘置支所を増置したもの。

e　同上（昭和27年11月１日法務省令第36号）

名古屋刑務所所轄の豊橋拘置支所を刑務支所に改めたもの。

2　矯正施設の巡閲等について、矯正施設に対する巡閲及び監査計画にもとずき、本年８月以降実施された箇所は、次のとおりであるが、その結果に関する報告は、これを整理することによつて、今後の矯正の適切な運営に資するものと考えられる。

a　巡閲のもの

東京拘置所、大阪拘置所、府中刑務所、前橋刑務所、長野刑務所、京都刑務所、名古屋刑務所、金沢刑務所、広島刑務所、岡山刑務所、新光学院、佐世保刑務所、鹿児島刑務所、宮城刑務所、青森刑務所、帯広刑務所、徳島刑務所、高知刑務所

b　監査のもの

多摩少年院、赤城少年院、京都医療少年院、湖南学院、広島少年院、人吉農芸学院、東北少年院、北海少年院、四国少年院

3　矯正審議会については、本年９月16日中央で矯正科学審議部会が開かれたほか、地方刑務審議部会の活ぱつな動きがみられた。

4　巣鴨刑務所の一般的運営にかかることについては、その事務の特殊性にかんがみて、関係各部局課及び各省庁と緊密な連絡をとりつつ、日々当面する問題に処してきている。同所の職業補導並びにその奨励金及び災害手当金などについて、予算の関係で事務的にゆきなやんでいる問題があるが、その解決をみるのも近いことと考えられている。また、講和発効以来約半年間たえていた在所者の仮出所も、米国をはじめとして、そのきざしがみえ、他方、在外戦犯の内地送還についても、オーストラリヤ連邦政府から疾病の者の送還があり、これらの相続く実施に希望がもたれてきている。なお、参考までに、講和発効後の巣鴨刑務所在所者の出入等を月別に示せば、次のとおりである。

月日	裁判国引継人員	極東国際		米国		英国		仏国		濠洲		中国		和蘭		計		月末人員
	入出所	13		425(1)		139		42		0		91		217		927		927
		入所	出所	入所	出所	入所	出所	入所	出所	入所	出所	入所	出所	入所	出所	入所	出所	
27年5月		0	0	0	0	0	0	0	3	1（受籍）	0	0	0	0	0	0	3	924
6月		0	0	0	2（内1死亡）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	923
7月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	923
8月		0	1（死亡）	1（受籍）	0	0	1	0	0	0	0	0（内1移籍）	91	0	0	0	93	830
9月		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	830
10月		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	828
11月		0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	819
12月		0	0	0	17	0	0	0	1（死亡）	3	0	0	0	1	0	4	18	805
12月末人員		12		396		137		38		4		0		218		805		805

D 将来の方針

1 次期国会に提出する予定の法律案は、次のとおりである。

a 法務省設置法の一部を改正する法律案

矯正施設の整備に関する企画にもとずくもの。

b 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案

代用少年鑑別所等の経過的措置の廃止に伴う措置に関するもの。

2 研究中のもの及び研究を要するものは、次のとおりである。

a 少年鑑別所法案の作成

b 監獄法の改正に関する事項

c 少年法及び少年院法の改正に関する事項

ハ 保安課

組織規程第10条第5号
法務省組織令第24条

A 目的

1 矯正施設における収容、紀律、拘禁、移送、保安（火災、地震、暴動及び逃走等の事故に関する措置を含む）及び満期釈放その他の釈放に関する事項を掌る。

2 矯正職員の点検礼式及び非常訓練に関する事項を掌る。

3 矯正施設の保安面における科学的設備の充実、拘禁力確保のための施設の廃置分合並びに施設の充実について関係課に対する意見具申に関する事項を掌る。

B 業務の実施状況

1 監獄法及び少年法並びに少年院法の運用殊に収容、自由刑及び労役の執行、保護処分の執行、未決拘禁の執行、観護措置の執行、拘禁期間の計算及び釈放等に関する事項の内には法令で明示されない部分或いは法令の運用について疑義ある場合が多いので、かかる事案に対する質疑に応じて解明し又は運用の適否に関する監督指導をしている。

2 矯正施設における被収容者の拘禁について

a 全国各矯正施設にどんな種類の者を拘禁するかという事について、行刑施設に関しては各矯正管区受刑者収容分類規程の認可の事務、並びに他の

管区にまたがつて特殊な収容者を特殊な施設に拘禁することについては、その収容区分の指定に関する事務を行い、また少年院に関しては少年院の種別指定の事務をとつている。

b 全国的に行刑施設の拘禁率は110％であつて数年前の極端な過剰拘禁状況に比すれば次第に安定の傾向を辿りつつあるが、しかし地域的に見るとなお受刑者漸増の傾向の施設とまた他面漸減の傾向にある施設とがあるので、これが拘禁の平均化並びに刑務作業の運営等のため多人数の移送の指示又は認可を与えている。また行刑施設のみに限らず少年院においても保安上憂慮される集団的犯則或いはボス的収容者の発生することがあり、これに対して当該矯正管区内にてはその処置に困る場合があるので、かかる場合には拘禁の確保と保安の維持のため他の矯正管区に移送する指示又は認可を与えている。

因みに昭和27年中における取扱人員は3,752名である。

c 昭和28年度より少年法第21条による附設特別少年院及び代用少年鑑別所の制度がなくなるので、これ等の情勢に対応できるよう収容少年の移送方法を考究し、収容施設の強化、充実について関係課に意見を具申し、予算的又は法的措置の発動を促している。

3 矯正施設における紀律維持及び保安について

a 各施設の紀律状況並びに保安状況について常に注意を払い、現場各施設の状況に応じて臨機にこれが原因の探究、並びに処置の指示を行い、その原因が各施設に通じて陥り易い事案と認められるときはこれをもとにして各施設に対処方策を指示し、矯正施設として運営を全からしめるよう指導監督に当つている。

b 社会情勢の影響を受けて、一部施設においては衆情の動揺が感ぜられないでもなく、また外部からの矯正施設に対する圧力も加わりつつある現状に鑑みて、各施設との間に随時情報の交換を行いこれ等に対する保安の確保方法を研究しまた機に臨んでは直接警備方策に関する監督を行いまた指導を与えている。

c 保安意識の昂揚と事故防止のため昭和25年12月訓令行刑施設の保安成績表彰基準による無事故刑務所の表彰式（昭和27年1月25日）を行い、また

随時保安上の功績者に対してはその表彰方について関係課に意見を具申している。

d　矯正職員の紀律の弛緩は収容者の紀律維持並びに保安上に影響するところが多いので、常に厳正な態度並びに服装について監督を厳にし、またこのような見地から矯正職員の点検規則並びに監獄礼式の改正、矯正職員執務準則の設定について研究を進めている。

e　矯正職員の護身術の訓練は、保安に対する志気の昂揚と有事に備える唯一の方法であるので、これが訓練について各現場庁を督励し、本省においても春秋二回（昭和27年6月29日より2日間及び昭和27年11月9日）にわたつてこれが大会を挙行した。また昭和28年度においては護身術の一環として剣道を採り入れるべく準備を進めている。

f　保安上必要な訓練として、過誤釈放又は不当拘禁の防止のため名籍事務の研修及び武器使用の訓練並びに火災に対する消火訓練、その他保安実務等の研修について中央矯正研修所又は各地方矯正研修所に依頼して研修の実施につとめている。

g　なお昭和27年中において保安上の事項に関して本省主催により開催した主な行事は、管区長及び刑務所長会同（少年院に転用する関係施設のみ）（昭和27年11月8日）管区第2部長会議（昭和27年1月21日／昭和27年6月18日／昭和27年9月17日／昭和27年12月4日）である。

4　保安上の必要によつて昭和27年中に発した主な通牒は次のとおり

◎少年保護鑑別所におけるレクリエーション指導について（昭和27年通牒矯保甲第279号）

◎粗暴な収容者の取扱いについて（昭和27年通牒矯保甲第302号）

◎刑務官服制（昭和27年法務府訓令第1号）

◎刑務官服制の実施について（昭和27年依命通牒矯保甲第316号）

◎作業上死傷事故の防止について（昭和27年通牒矯保甲第463号）

◎行刑施設に拘禁されている未決拘禁者の検証連行並びにその費用の負担について（昭和27年通牒矯保甲第516号）

◎火災事故防止上注意すべき点について（昭和27年通牒矯保甲第539号）

◎黙秘権行使者に対する差入等について（昭和27年通牒矯保甲第608号）

◎収容者護送の方法について（昭和27年通牒矯保甲第633号）

◎全国矯正保護職員柔道試合規程について（昭和27年通牒矯保甲第642号）

◎構外作業場勤務者の着装する特殊の帽及び汚損予防衣の製式制定について（昭和27年依命通牒矯保甲第856号）

◎特殊収容者に関する報告について（昭和27年通牒矯保甲第857号）

◎恩赦令公布に伴う名籍事務の処理について（昭和27年通牒矯保甲第330号）

◎拳銃及び弾薬取扱上注意すべき点について（昭和27年通牒矯正甲第326号）

◎特殊収容者の報告について（昭和27年通牒矯正甲第345号）

C　統　計　資　料

1　最近における事故の趨勢

a　刑務所、少年刑務所及び拘置所

種別＼年別		昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
年事故人間員	逃走	952	738	587	374	256	171	141
	其の他	27	39	65	49	53	56	57

備考　火災事故はその件数を計上す。以下同じ。

b　少年院、少年鑑別所

施設別＼年間		昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
年事故人間員	少年院	246	282	777	2,049	2,231	1,547	873
	少年鑑別所	—	—	—	754	204	273	120

2　昭和25年中及び昭和26年中における刑務事故月別件数及び人員

a　逃走事故

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭和26年	人員	11	8	13	16	18	26	18	6	8	12	23	4	171
	件数	9	6	10	12	15	11	15	6	8	14	13	4	123
昭和27年	人員	21	5	5	5	12	15	23	15	18	9	9	4	141
	件数	7	5	4	5	7	10	15	10	15	8	6	4	96

b　逃走以外の事故

年別＼月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭和26年	6	2	2	5	5	10	2	6	2	3	8	5	56
昭和27年	6	2	9	2	2	6	9	1	4	4	4	8	57

3　昭和26年中及び昭和27年中に於ける保護少年の逃走事故月別件数及び人員

a　少　年　院

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭和26年	人員	203	222	143	141	137	83	106	117	85	107	121	82	1,547
	件数	84	73	55	65	56	45	56	64	52	51	47	54	693
昭和27年	人員	72	87	77	51	84	55	72	110	55	87	66	49	865
	件数	36	38	34	33	33	27	33	40	29	43	31	29	406

b　少年鑑別所

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭和26年	人員	5	29	35	29	57	11	26	22	9	15	10	26	273
	件数	4	14	14	14	14	6	14	10	8	10	8	16	131
昭和27年	人員	16	5	11	21	3	7	10	9	7	6	13	9	117
	件数	7	2	6	11	3	6	4	7	7	3	8	8	72

ニ　作　業　課

法務府組織規程第10条第6項
法務省組織令第25条

A　業　務　内　容

(1)　刑務作業の企画指導及び運営に関する一切の事務を取扱つている。

(2)　刑務作業の方針は官用主義への移行段階として部内自給作業の充実を図ると共に、社会復帰後の生活に関連のある職業教育を組織的に計画実施することにある。

B　業務の実施状況

1　(1)　事務連絡（全国矯正保護管区の第二部長を本府に招致して各事項につき協議すると共に当局の方針の徹底を図つた。）

期　日	協　議　事　項
第1回　1月22、23日	(1)　26年度作業調定目的達成について
	(2)　27年度作業経営方針について
第2回　6月19、20日	(1)　27年度作業実施計画の決定
	(2)　各管内における新規作業計画について
	(3)　機械器具の整備について
	(4)　技能訓練の実施について
第3回　9月18、19日	(1)　予算の執行について
	(2)　構外作業の運営について
第4回　12月5、6日	(1)　27年度最終予算調整について
	(2)　作業規程案について

2　部内自給作業の一つとして、前橋刑務所において木工作業の廃品である木屑を原料とした特殊硬質板の研究をはじめ約240万円余を投じて之を企業化せしめると共に、長野刑務所に建築用ブロック生産を行わしめるため基礎設備費として約210万円余をあて、実施に移した。

3　職業教育のために福岡刑務所に約550万円を投じてクリーニング工場を新設し、職業教育の充実を図つた。

4　作業実施にあたつては昭和26年度の作業成績を批判検討すると共に適切な作業管理を実施するため従来より強力に原価計算制度を取り入れ不利益作業を逐次縮少した。

5　構外作業については只見川電源開発工事に一日平均約1,000名その他全国土木関係作業に1日平均約6,000名が出業し直接国土開発に寄与した。

6　昨年に引続き現行作業章程の改正審議につとめ昭和28年度より実施することを目標として審議に努めた。

7　適宜作業経営の実地監察を行い、作業運営方針に沿うよう指導すると共に、便宜主義を排し事務処理の厳正を図つた。

8　昭和27年中に通牒で指示した主な事項は次のとおりである。

刑務作業の共助について（昭27. 3.17　矯保甲第296号）
作業経営会議について（昭27. 3.19　矯保甲第299号）
作業製品の部内利用について（昭27. 3.27　矯保甲第350号）
事務用紙の購入について（昭27. 4. 1　矯保甲第355号）
作業月表の改正について（昭27. 4.15　矯保甲第452号）
刑務作業の品質管理について（昭27. 5.19　矯保甲第582号）
作業費支弁の不用となつた自動車の処理について（昭27. 7.17　矯保甲第824号）

C 統 計 表

最近10年間の刑務所の経費と作業収入高に関する経過

（単位千円）

種別／年度	矯正保護費（A）	作業収入による償却率 D/A×100	収容費（B）	作業収入による償却率 D/B×100	作業費（C）	作業費に対する収回率 D/C	作業収入高（D）
18	32,121	98.3	21,053	150.0	10,853	29.1	31,588
19	33,787	127.9	22,080	186.0	7,660	53.6	43,241
20	72,255	50.2	29,662	127.0	13,596	22.6	37,788
21	218,266	36.3	114,463	67.2	23,911	32.2	77,033
22	717,091	42.7	595,705	51.2	104,386	29.4	303,484
23	2,363,701	32.3	1,848,282	41.4	290,798	26.3	765,615
24	5,243,004	24.4	2,411,535	53.1	841,267	15.2	1,281,822
25	6,261,453	26.5	2,947,446	56.3	1,216,192	13.6	1,662,193
26	7,185,049	25.5	3,223,154	57.0	1,193,265	15.4	1,838,299
27	7,664,016	25.0	2,942,477	65.2	1,152,478	16.6	1,919,099

註　収容費中23年度以前は作業費を含む。

作 業 製 品 需 要 先 調

（単位千円）

種別／年度	部内自給（A）	官公需（B）	民需（C）	計	% A	% B	% C
25	116,745	423,354	1,097,263	1,637,362	7	26	67
26	250,476	439,942	1,143,321	1,833,739	14	24	62
27	308,200	399,451	1,251,197	1,959,007	16	20	64

受 刑 者 の 就 業 状 況

(1) 就業人員　62,407人

内　訳

業種	一日平均人員	業種	一日平均人員	業種	一日平均人員
木工	3,934	製紙	306	雑工	540
印刷	2,739	紙細工	5,654	その他	650
洋裁	2,610	編物袋物	1,846	経理夫	12,690
金属	2,882	莫大小	3,404	営繕夫	4,029
農耕牧畜	2,286	窯業	525	小計	56,166
伐木製炭	668	革工	1,168		
造林	—	紡績	4,779	構外作業	6,241
漁業	68	竹工	1,809	計	6,241
鉱業	61	薬工	3,149		
化学工業	183	食品加工	186	（請願作業）	(1,172)

(2) 不就業人員　16,360人

内　訳

区別	作業上の都合による一日平均人員	病気その他の理由による一日平均人員	計
人員	1,129	14,231	16,360

ホ 医療分類課

昭和27年7月31日まで

医療科学分類課

法務府組織規程第15条第7項

昭和27年8月1日以降

医療分類課

法務省組織令第26条

A 医療衛生

1 健康管理　矯正施設における健康管理の徹底により、保健衛生の管理状況は逐年向上の傾向を示しているが、これに伴い死亡者数も激減しており、年間死亡数を施設の種類別、月別に掲げると次の通りである。

死亡者数調

施設種別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
刑務所	36	25	30	14	29	24	30	22	26	27	21	18	302
少年院	4	4	1	—	1	5	1	1	—	1	1	1	20
少年鑑別所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1

2 宮川医療少年院の本院昇格及び城野医療刑務所の改称

三重少年学院の分院として発足した宮川医療少年院は、昭和27年1月本院に昇格し、施設の整備をはかり、医療少年院として綜合病院の形態をとるに至つた外、北方医療刑務所も亦鉄筋コンクリート三階建新病舎の落成により面目を一新すると共にその名称を城野医療刑務所と改め、綜合病院の形態を整えるに至つた。

3 医務技官会議の開催

各矯正管区においては矯正医学の向上及び矯正施設の衛生管理の充実をはかるため、管区主催により医務技官の協議会を開催し多大の成果を納めたが、協議会開催の状況は次の通りである。

月日	主催	会場
11. 15	東京矯正管区	八王子医療刑務所
10. 15	大阪 〃	大阪矯正管区
10. 23	名古屋 〃	富山刑務所
9. 24	広島 〃	広島矯正管区
5. 2	福岡 〃	福岡矯正管区
4. 13	仙台 〃	宮城刑務所
8. 5	札幌 〃	函館少年刑務所

4 矯正医学研究

「受刑者及び保護少年の体質異常及び疾患の医学的研究」は前年度に引続き文部省科学試験研究費の助成をうけて続行されたが、本年度における主なる研究事項及び研究担任技官は次の通りである。

研究担当者	研究題目
八王子医療刑務所長 西田捷美博士	拘禁環境下における栄養の研究
矯正局医療分類課長 大津正雄博士	拘禁環境下における自傷詐病の研究
矯正局医療分類課 山田弘博士	受刑者及び保護少年の結核、性病の研究
京都医療少年院長 満田久敏博士	受刑者及び保護少年の精神遺伝性疾患の研究
東京拘置所医務部長 笹部三郎博士	受刑者及び保護少年の体質医学的研究

5 矯正医学会誌の創刊

矯正医学の振興、矯正施設における衛生管理の向上を目途として発足した矯正医学会は、本部を矯正局医療分類課に置き、全国矯正施設の医務技官及びその関係者を会員として、矯正医学の発展に寄与し来つたが、昭和27年10月、機関紙矯正医学会誌第1巻第1号を刊行するに至つた。

B 分類鑑別

1 収容者の科学的分類処遇

a 受刑者の級別分類処遇について

特に本年は札幌仙台両管区に対し、専門職員による分類業務の監査を実施し、分類制度の推進を図つた。

本年の分類協議会に関する規程の改正認可1件、分類規程の改正認可5件にして、分類級別に応ずる施設数は、付表1に示すように比較的単一級の男子施設の著しい増加がみられ、一施設一級別の理想に近づきつつある傾向を示した。なお、昨年度に比し施設数が著しく増加したのは、一部の管区において拘置支所の収容者についても級別指定を行い分類の徹底を図つたことによるものである。

付表 1　分類級別施設数（支部の一部を含む）

種類	比較的単一級の男子施設								女子施設
級別	A	G	A・G	B	C	D	E	D・E	J
昭和26年末現在	—	7	19	10	2	7	—	1	5
昭和27年末現在	30	6	4	18	2	5	1	1	5

特殊男子施設				混合男子施設						計
H	H・L	K・G	M	A・B	A・B・C	B・C	D・B 甲	D・G・A	D・F	
—	2	1	1	16	2	5	—	—	1	79
1	1	1	1	6	1	6	1	1	—	91

註　A級（おおむね初犯者で、比較的改善容易なもの；累犯者でも偶発性のもの；〔福岡管区では　B級，H級に属しないもの及び正常性格をもつもの）
B級（おおむね累犯者で、改善やや困難なもの；初犯者でも習慣性又は職業性の顕著なもの；　福岡管区では〕意志薄弱性（B甲）又は偏執性性格（B乙）の傾向を主とするもの）
C級，長期；D級，少年；E級，準少年（23才未満）
G級，A級のうち25才未満のもの；H級，心神耗弱者又は精神低格者；J級，女子；
K級，老年；L級，身体疾患者；M級，外国人；

付表 2　年間新入受刑者分類級別人員

犯数＼級	A	B	C	D	E	G	H	J	K	L	M	計
初犯	18,032	4,468	552	1,638	677	7,653	207	767	41	16	107	34,158
累犯	1,402	34,921	288	345	50	290	254	438	28	22	73	38,111
計	19,434	39,389	840	1,983	727	7,943	461	1,205	69	38	180	72,269

付表 3　構外作業適格者調（昭和27.12.31現在）

区分	人員	百分比
		%
適格者	7,437	12.7
やや適格の者	27,236	46.4
不適格者	23,956	40.9
計	58,629	100.0

なお、機構改革（昭和27、8、1）に伴い、従来の分類部は東京拘置所及大阪拘置所を除き、分類審議室と改められたほか、医療刑務所の分類課は医療一課に吸収された。

b　保護少年の分類処遇について

少年院法に定められている種類別に加えて、処遇の適正と教育効果の昂揚のため分類制度をとりいれている管区は、東京、大阪、名古屋、福岡及び仙台の5管区であるが、東京及び仙台の両管区では、本年に入り新たに「分類規準」を作成し、少年鑑別所少年院の技術上の連携協力を具体化することに貢献するところ大であつた。

なお、保護少年の分類処遇の方針を標準化するため東京施設の専門職員を中心とする「鑑別技術委員会」が昭和27年9月から設けられ、少年簿の改正に着手した。

c　保護少年の鑑別について

少年保護鑑別所は、昭和27年8月1日をもつて少年鑑別所と改称され、「鑑別」を主体とする性格を一層明らかにすることとなつたが、鑑別技官は年末現在において149名、定員の94%を充足することとなつた。その内訳は心理学者65名、精神医学者26名、その他の医師21名、その他37名であるが、的確な鑑別を行うためには未だ十分とは云い難い。

鑑別器材の整備も相当程度の進捗をみたのであるが、未だ所要器具の70%を充足し得たに過ぎず、特に最新の鑑別器具の整備が要望される現状である。（脳波測定装置の如きは僅かに東京少年鑑別所に1台設備されているのみである。）

付表 4　年間鑑別終了者数

区分	家庭裁判所関係			法務省関係	一般依頼	計
	鑑別所収容者	代鑑収容者	在宅その他			
男	24,301	2,288	836	68	578	28,072
女	2,703	90	115	29	201	3,165
計	27,031	2,378	951	97	780	31,237

註　表中法務省関係とあるは、法務省矯正施設からの鑑別依頼を云う。

2　職員研修

少年鑑別所鑑別技官（中央矯正研修所専攻科第15回研修）25名に対し、1月25日から2月23日まで26日間に亘り鑑別技術の研修を行い、この研修中において2月18、19の両日新型の精神電流計記録装置の操作等について関係技官の参加を求めて講習を実施した。

3　矯正科学審議部

矯正科学審議会は、昭和27年8月1日以降矯正審議会の部会として発足したが、本年開催された部会並びに小委員会の主なる審議事項は次の通りであり、その答申は何れも施策上重要な資料となつている。

1　矯正施設における分類処遇、特に医療刑務所並びに医療少年院の実情と運営方針について。

2　少年鑑別制度について

3　科学研究制度の確立について

4　Clinical Case Study の方法について

C　給養改善状況

1　収容者の給食管理は前年度に引続き改善向上を示しつつあるが、本年度においては、特に病者の食糧、衣服寝具等の改善に意を用いたが、主なる実施事項は次の通りである。

a　結核患者食糧給与要綱の制定

b　収容者の使用に供する衣類臥具等の制式の一部改正

昨年度大阪刑務所をモデルとして実施した「矯正施設における衣料問題の研究」の結果に基き衣類臥具等の制式の一部を改正し、矯正施設における衣料対策の合理的改善に寄与するところ大であつた。

c　食糧担当職員の資質向上

食糧担当職員の資質向上と、矯正施設の栄養管理の合理的改善をはかるため、各矯正管区別に研修を実施したが、本年度栄養国家試験において、現職員中より26名の合格者があつた。

d　給養改善のための調査研究

(イ)　昭和27年1月～2月、旭川刑務所をモデル施設に指定して、「寒冷地における受刑者の食糧及び被服に関する研究」を実施せしめた。

(ロ)　昭和27年8月には同じく旭川刑務所をして、冬期と同一被験者につき食糧及び被服に関する調査を行い、冬期における給養管理と夏期におけるそれとの比較検討を行わしめた。

2　矯正施設における収容者栄養摂取量（1人1日当）

(イ)　刑務所、拘置所、少年刑務所

区分＼栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン A iu	ビタミン B_1 mg	ビタミン B_2 mg	ビタミン C mg
主食	58.7	—	10.1	2,258	132	10	1,883	0,516	—
副食	36.5	15.9	11.0	439	741	9,164	0,560	1,160	145
計	95.2	15.9	21.1	2,697	873	9,174	2,443	1,676	145

(ロ)　少年院

区分＼栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン A iu	ビタミン B_1 mg	ビタミン B_2 mg	ビタミン C mg
主食	60.0	—	11.0	2,300	140	11	1,991	530	—
副食	37.4	16.0	11.4	531	665	5,925	597	1,336	145
計	97.4	16.0	22.4	2,831	805	5,936	2,588	1,866	145

(ハ)　少年鑑別所

区分＼栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン A iu	ビタミン B_1 mg	ビタミン B_2 mg	ビタミン C mg
主食	58.6	—	10.1	2,254	131	10	1,880	516	—
副食	39.9	18.5	13.3	532	991	8,571	598	1,430	143
計	98.5	18.5	23.4	2,786	1,122	8,581	2,478	1,946	143

指紋並指紋対照及前科発見

種別／年別	矯正局指紋原紙整理中前科発見	前科発見及指紋対照					
		対警察署より照会		対検察庁より裁判所又は照会		対刑務所より照会	
		対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数
昭和十八年	135	6,369	2,633	1,910	1,175	167	218
同 十九年	92	4,673	1,357	1,698	890	160	251
同 二十年	38	3,013	649	1,745	93	81	1,998
同 二十一年	153	3,674	775	1,986	55	12	2,724
同 二十二年	897	4,460	1,228	1,844	145	65	2,237
同 二十三年	1,933	3,740	1,096	1,227	799	244	1,597
同 二十四年	3,057	4,863	2,422	1,963	2,428	852	3,457
同 二十五年	2,043	4,941	1,901	2,546	10,044	2,362	4,936
同 二十六年	1,908	4,353	1,215	2,659	39,181	7,945	7,267
同 二十七年	1,211	5,413	2,677	3,317	37,044	9,801	5,834
自明治四十一年 累 至昭和二十七年 計	16,635	312,352	125,426	20,611	105,053	30,590	43,274

原紙取扱最近十ケ年比較表

受刑追加人員数	指紋原紙			前科発見総数	合計		対其の他より照会	
	年末現在原紙	廃棄原紙	新に受けたる原紙		発見数	対照数	発見数	対照数
14,028	624,328	3,337	20,068	5,792	5,657	11,703	1,682	3,206
11,676	649,068	1,739	26,479	5,259	5,167	11,374	2,760	4,752
7,091	671,589	784	23,305	2,892	2,854	5,870	379	766
10,519	696,046	2,275	26,732	2,999	2,846	6,538	73	85
22,290	746,643	3,359	53,956	4,125	3,228	6,946	91	104
28,022	793,609	7,139	54,105	4,584	2,651	6,232	84	96
39,059	830,904	3,965	41,260	8,614	5,557	11,082	320	334
39,619	859,677	5,808	34,581	9,279	7,236	20,455	427	534
42,102	885,786	3,349	29,458	15,035	13,127	52,426	1,308	1,625
37,504	909,305	2,044	25,563	17,255	16,044	48,589	249	298
707,950	909,305	210,447	1,119,752	217,833	201,198	506,180	24,571	45,501

指紋対照による前科発見百分比十年比較

昭和 27 年

種別＼年別	昭和18年	同19年	同20年	同21年	同22年	同23年	同24年	同25年	同26年	同27年	平均
対照数	11,703	11,374	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,869	18,121
発見数	5,657	5,167	2,854	2,846	3,228	2,651	5,557	7,236	13,127	16,044	6,436
対照百に対する前科発見数	48	45	48	44	46	42	50	35	25	33	35

指紋対照並前科発見其の他十年比較

昭和 27 年

種別＼年別	昭和18年	同19年	同20年	同21年	同22年	同23年	同24年	同25年	同26年	同27年	平均
対照数	11,703	11,374	5,870	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,426	48,589	18,121
前科発見総数	5,792	5,259	2,892	2,999	4,125	4,584	8,614	9,279	15,035	17,255	7,583
新に受けたる原紙	20,068	26,479	23,305	26,732	53,956	54,105	41,260	34,581	29,458	25,563	33,551
廃棄原紙	3,337	1,739	784	2,275	3,359	7,139	3,965	5,808	3,349	2,044	3,380
年末現在原紙	624,328	649,068	671,589	696,046	746,643	793,609	830,904	859,677	885,786	909,305	766,696
受刑追加人員	14,028	11,676	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	37,504	25,191

指紋法は明治41年10月16日より施行せられ大正6年迄は懲役受刑者のみなりしも其の後禁錮受刑者を又同7年共通法施行の結果台湾及朝鮮に於て受刑せる内地人を含むこととし同13年より陸海軍刑務所に於ける受刑者昭和9年より関東局及南洋庁に於て受刑せる内地人受刑者にも施行せしも昭和20年8月終戦後は本土受刑者のみに施行せらるるに至つた。

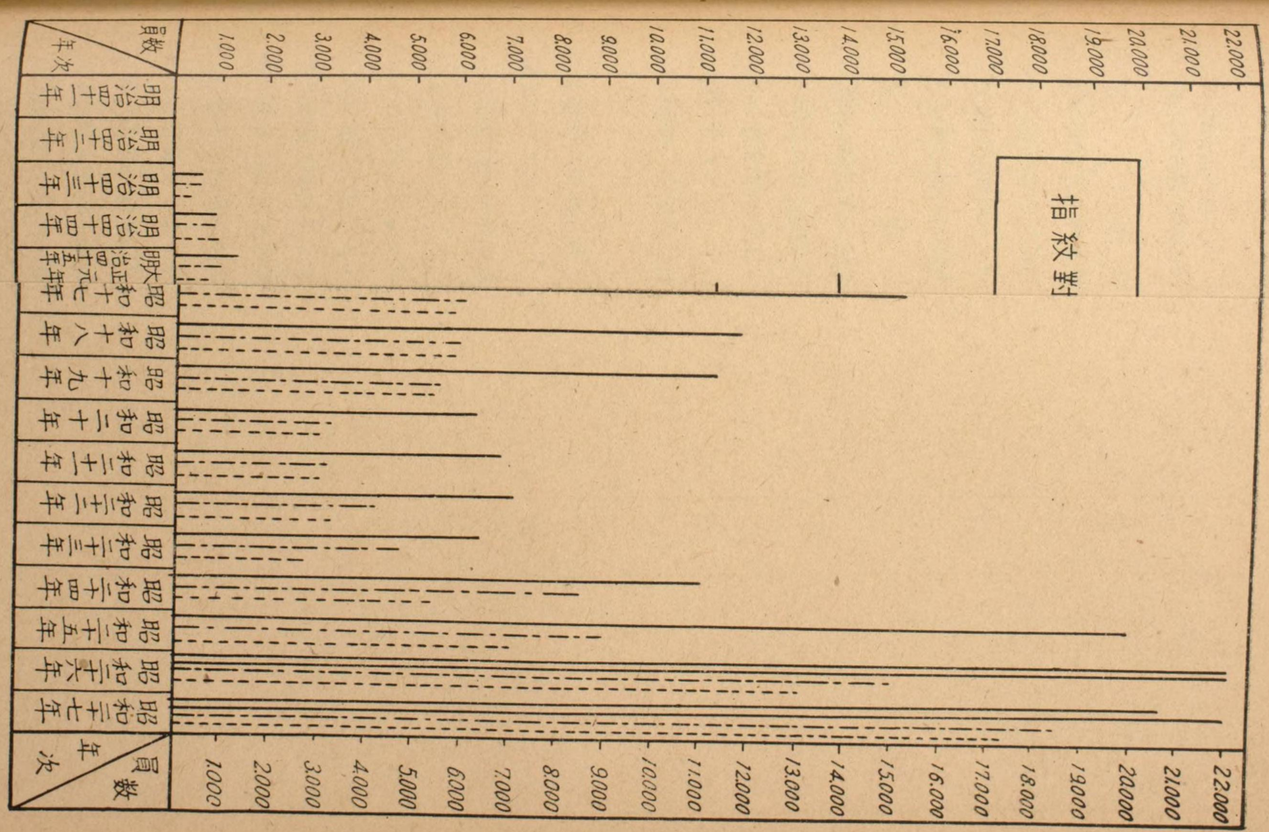

年末現在原紙	624,328	649,068	671,589	696,046	746,643	793,609	830,904	859,677	885,786	909,305	766,696
受刑追加人員	14,028	11,676	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	37,504	25,191

指紋法は明治41年10月16日より施行せられ大正6年迄は懲役受刑者のみなりしも其の後禁錮受刑者を又同7年其通法施行の結果台湾及朝鮮に於て受刑せる内地人を含むこととし同13年より陸海軍刑務所に於ける受刑者昭和9年より関東局及南洋庁に於て受刑せる内地人受刑者にも施行せしも昭和20年8月終戦後は本土受刑者のみに施行せらるるに至つた。

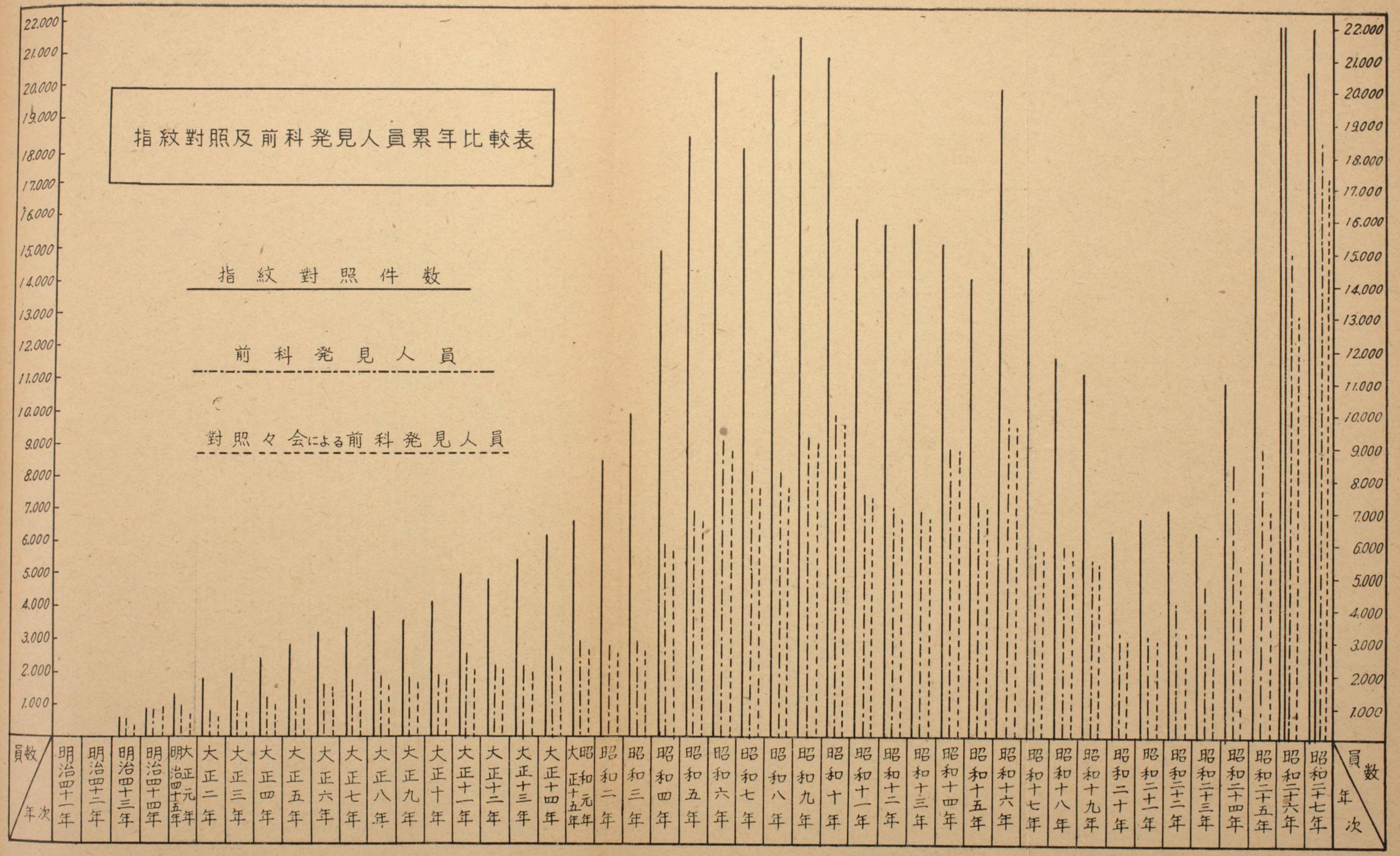

ヘ　教　育　課

法務府組織規程第10条第８項
法務省組織令第27条

A　目　　的

1　教科教育及び特殊教育（心身に障害を有する者に対する教育、特殊能力を有する者に対する特別指導、新収容者に対する教育、釈放前の教育、作業の遂行に直接関係のない職業教育）並びに訓練に関する事項と

2　厚生及び教化に関する事項を掌る。

B　内　　容

1　国民の祝祭日、記念日、青少年保護育成運動並びに「社会を明るくする運動」等における教化行事を通じて収容者の自覚を促し将来社会に更生復帰すべき決意を鞏固ならしめている。

2　教科教育については成人刑務所では主として文盲者の教育に重点を置き少年刑務所、少年院では教育基本法、並に学校教育法の主旨に則つて実施している。

3　収容者の教養を高め、社会常識を養うため外来講師を招聘して講演講話を聴取させている。

4　収容者の宗教的欲求を充足するため、随時外部より宗教家を招き、宗教講話を聴聞させている。但し、憲法の趣旨に従い、収容者の希望を尊重して行われていることは云うまでもない。

5　矯正施設に於けるレクリエーションは矯正教育の重要な要素で収容生活に伴う緊張を解消し、元気を恢復し、惹いては余暇時間の正しい利用方法を体得させる上に相当の効果を挙げている。

6　収容者の出所後の職業生活に必要な知識と技能とを修得させ且つ、勤労の精神を培養するため職業教育又は職業補導を行つている。

7　通信教育は昭和24年３月以来教育の機会均等の趣旨を以つて特別の指導を実施し着々成果を挙げつつある現状で文部関係当局と密接に連絡しその認定又は認可にかかる学校並びに社会通信教育を受講せしめている。

8　その他生活指導、訓練に関する事項を担当している。

C　業務の実施事項

1　少年院に於ける教科教育は少年の年齢、性格、経歴及び知能の程度等が千差万別でありその上に在院期間に長短があつて一定せず又入院時期が頗る区区に亘つているため、その実施には一般の学校教育とは比較にならぬ困難を伴うものである。教科教育は少年法第4条及び第5条の趣旨に従い昭和25年2月に作成された教科教育指導基準案によつて実施している。目下指定実験少年院4ケ所の成果について検討し、将来の施策を確立するよう計画中である。

2　少年院における職業補導の実績を昂揚するため昭和24年11月「少年院職業補導基準」を制定したが年々原材料費と事業用器具費の充実によつて相当の成果を得ている。

3　収容者の宗教的情操をたかめ、且つ信仰心を助長するため事情の許す限り多くの宗派に亘る宗教教誨を実施している。矯正施設内に於ける宗教講話は特志家による場合と各地方の宗教教誨委員会から推薦された講師による場合とがあるが、いずれも聴聞は収容者の自由意志によるものである。因に本年1月から12月未迄に刑務所、拘置所74ケ所で実施した宗教講話の回数は下図の通りである。

仏教			キリスト			神道其の他		
集合講話	特別講話	個人講話	集合〃	特別〃	個人〃	集合〃	特別〃	個人〃
回	回	回	回	回	回	回	回	回
1,331	1,184	7,814	713	710	4,740	342	101	1,521

4　収容者用図書は中央に於て毎四半期毎に「中央図書選定委員会」を開催し収容者用として適切なる図書目録を作成しているが各管区はこの目録によつて図書を購入の上各施設へ配布している。収容者の読書熱は概ね社会人以上であつてこれによる感化も大きいものがある。

各施設での図書の運用は昭和6年の「収容非常者の閲読図書取扱規定」によつているが最近の一般社会情勢からも図書館式の出納保管を考慮し併せて読書指導に意を注ぐべく矯正図書館基準（仮称）の作成準備中である。

5　昭和24年3月「通信教育実施基準」の施行以来漸次軌道に乗りつつある現

状で本年度の受講生は少年院998名　少年刑務所454名　成人刑務所1,281名　総計2,733名を算えるに至つた。

講座は文部省認可又は認定の大学講座を除く各講座即ち学校通信教育の部では中学校及び高等学校、社会通信教育ではラジオ技術、自動車修理技術、洋裁、孔版、電気工事、英語、簿記等の各講生である。施設内で行う職業教育（補導）と相俟つて技術の習得に重点をおく社会通信教育の振興につき特に各施設へ通牒すると共に他面「実施基準」の一部改正を行い従来学校通信教育の試験を受けるため施設外の受験場に赴くことは少年収容者のみに許されていたのであるが、これを成人受刑者にも認めることとし、通信教育発展の基礎を確立した。

6　技能検定の合格を就職の必須条件とする職種が最近増加する傾向があるのに鑑み教育課所管の職業教育の徹底を期するため目下研究中である。

7　中央青少年問題協議会主催の春秋2回実施される「青少年保護育成運動」及び毎年7月実施の法務省主唱による「社会を明るくする運動」に際しては各種の行事を行い、犯罪予防と矯正保護事業に対する一般国民の理解と協力をうるとともに、地方収容者自身の反省と自覚を促す上に大いに役立つている。

8　教育上の事項について昭和27年度中訓令又は通牒で指示した主な事項は次の通りである。

収容少年の読後感想文の選定について（昭和27年1月矯保甲第11号）
恩赦対象者の釈放措置について（昭和27年3月矯保甲第368号）
講和条約の発効と仮退院又は退院について（昭和27年4月矯保甲第373号）
講話記念行事の実施について（昭和27年4月矯保甲第413号）
通信教育実施基準の改正について（昭和27年4月矯保甲第450号の二）
社会を明るくする運動の実施について（昭和27年5月矯保甲第596号）
読書週間の行事実施について（昭和27年10月矯保甲第226号）
年末年始における収容者の生活指導及び教化行事について（昭和27年11月矯保甲第471号）

D　将来の方針

1　受刑者に対する教科教育、職業教育、生活基準に関する規程の制定

2　受刑者に対する職業教育の拡充
3　収容者に対する篤志家の面接指導基準の制定
4　矯正図書館基準の制定
5　教科実験少年院の検討と教科指導基準の制定
6　精神薄弱児教育の拡充
7　少年院に於ける生活指導の検討と強化
8　少年院職業補導賞与金の増額と事務規程の制定
9　宗教教育の推進

〔職　員　課〕

法務府組織規程第10条第9項

矯正保護局職員課は、昭和27年8月1日をもつて廃止され、その事務は、矯正局総務課のそれに吸収された。従前の業務の実施状況は、資料作成の都合で、総務課のそれに含めて掲げた。

〔予算管理課〕

法務府組織規程第10条第10項

矯正保護局予算管理課は、昭和27年8月1日をもつて廃止され、その事務が矯正局総務課のそれに吸収されたので、従前の業務の実施状況を、資料作成の都合で、総務課のそれに含めて掲げたこと、職員課に同じである。

五　保　護　局

法務省設置法第3条第1項及び第9条

一　目　的

保護局は、昭和27年8月1日をもつて行われた行政機構の改革により、法務府の外局であつた中央更生保護委員会の廃止に伴い、従来同委員会事務局において処理していた所掌事務を遂行するため、新たに省の内局の一局として設置されたものである。

保護局において管掌している業務の内容を大別すると

(1) 恩赦に関する事項
(2) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
(3) 仮出獄、仮出場に関する事項
(4) 保護観察に関する事項
(5) 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
(6) 保護司及び更生保護事業に関する事項
(7) 民間に於ける犯罪予防活動の助長に関する事項
(8) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
(9) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

に区別され、これらの事務は、法務省組織令の定めるところにより、保護局の分課として置かれている総務課、調査連絡課、観察課、恩赦課、特別調査課の五課によつてそれぞれ分掌されている。

二　業務の実施状況

昭和27年度の主たる業務目標は、前年別に引続き、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）、更生緊急保護法（昭和25年法律第203号）、及び保護司法（昭和25年法律第204号）の一層の効率的運用を図るため、所管各庁（地方更生保護委員会及び保護観察所）の執務態勢を整備強化し、保護観察及び補導援護の強化拡充を図つたのであるが、業務上特に掲記すべき事項としては、次の諸項である。なお具体的なこれらの実施状況については、所掌各課において

記述するところによる。

(1) (講和恩赦の実施) 昭和27年4月28日平和条約の発効と共に所謂講和恩赦の政令(恩赦、特赦、復権の三政令)が、公布施行されたが、右の内大赦、減刑により講和恩赦の施行当日には、一時に多数の釈放者のあることが予想され混乱を来たす虞れがあつたので、予じめこれら多数の釈放者の受入態勢並びに出所後の更生保護措置につき、所管の地方更生保護委員会、保護観察所をして万遺漏なきを期し、なお講和恩赦の日を待たず右該当者を仮出獄の手続によつて事前に釈放し、その都度必要とする適切な措置を講じた。これらの対象者の釈放に当つては、保護司法による全国五万余の民間の保護司及び収容保護施設である更生保護会が、献身的に奉仕し、その機能を充分に発揮し、出獄者の出迎同行、保護収容、就職斡旋等に万全を期した。なお恩赦については昭和27年立太子の礼に当り実施の立太子恩赦(個別恩赦)が、ある。

(2) 昭和27年4月28日平和条約の発効と共に、これまで連合国の管理下にあつた巣鴨刑務所に服役中の戦争犯罪受刑者は、我が国に移管され、同日公布施行された平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)により、その赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告の決定並びに一時出所に関する決定は、法務府の外局である中央更生保護委員会が行い、その事務は同委員会事務局に於て掌理してきたが、昭和28年8月1日実施の法務省設置法の一部を改正する法律により同委員会は廃止され、同委員会の行つてきた審理決定的作用は、新たに法務大臣の附属機関として設置された中央更生保護審査会がこれを承継し、平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する調査及び連絡に関する事務、仮出所中の者の保護監督、及び中央更生保護審査会の為した赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事務は、新たに省の内局の一局として設置された保護局に於て掌り、以来国内的に重大関心の焦点となつた本問題の速やかな解決と適正な事務運営を図るため総ゆる努力を傾注してきた。

(3) (成人に対する刑の執行猶予に伴う保護観察制度) 現行の犯罪者予防更生法における保護観察の対象者は ① 少年法第24条第1項第1号の保護処分を

受けた者 ② 少年院からの仮退院を許されている者 ③ 仮出獄を許されている者 ④ 18才に満たないとき懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け猶予中のもの となつているが、現下の犯罪情勢に対処し、刑政の目的を達成するためには、犯罪をした者の罪質並びに性格環境等に照らしてできる限り刑の執行を避けてこれを保護観察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮することが望しく、これがため保護局に於ては昨昭和26年5月9日法制審議会より法務総裁宛に答申された「成人に対する刑の執行猶予に伴う保護観察制度要綱」に基き、本制度の速やかな実施を図るため、前年に引続き法案の起草を進め、現行の刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法に所要の改正を加えた「刑法等の一部を改正する法律案」として次期国会に提出すべく関係庁と共に鋭意努力中であるが、なお本制度の実施の際の新たなる情勢に対処するため現在の保護観察制度並びに保護司制度の一層の整備充実に重点を置き実施してきた。

(4) (法務府設置法等の一部を改正する法律による犯罪者予防更生法及び更生緊急保護法、保護司法の一部改正) 昭和27年8月1日機構改革のため施行された「法務府設置法等の一部を改正する法律」により、同法第2条として犯罪者予防更生法の大部分の条文が修正され、なお、この法律の第3条により更生緊急保護法の一部が、又第4条により保護司法の一部がそれぞれ改正された。この改正によつて犯罪者予防更生法第2条に定義された少年・成人の別は、全然別個の規定に改められ、各地の地方少年及び成人保護委員会は統合されて地方更生保護委員会として、少年及び成人の保護観察所は統合されて保護観察所として一本化される等機構上大きな変革をみた。特に新機構による保護観察所は、同時に改正された少年法第24条の一部改正により、家庭裁判所において従来一号処分として地方保護委員会の保護観察に付していたのを、保護観察所の保護観察に付することとなり、又犯罪者予防更生法第37条の改正により保護観察はすべて本人の住居地を管轄する保護観察所の保護観察に付することとなり、又犯罪者予防更生法第37条の改正により、保護観察はすべて本人の住居地を管轄する保護観察所がつかさどることとなる等、保護観察所の権限と責任は著るしく拡充強化された。この機構の一元化に伴い、少年・成人地方保護委員会及び少年・成人保護観察所の統合による事務

調整に努めるとともに、新制度実施後の地方更生保護委員会及び保護観察所の機能を充分に発揮させるため、必要とする訓令、通牒、通達を行うと共に11月20日地方更生保護委員会委員長、保護観察所長会同を開催し、機構改革後の実情にかんがみ保護観察の成績を更に向上せしめる具体的方策について協議し、又随時に亘る事務監査等により、行政事務の一層の効率的運用を図ることに、総ゆる努力を傾注してきた。

イ　総　務　課

一　目　　的

総務課においては、左に掲げる事務を所掌している。

1　地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
2　更生保護に関する一般的企画に関する事項
3　更生保護に関する法令案の作成に関する事項
4　保護司、更生保護会及び更正保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
5　中央更生保護審査会、更生保護審議会及び保護司選考会に関する事項
6　保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

二　業務の実施状況

1　地方更生保護委員会及び保護観察所の適正有効な事務運営を図るためには、一般犯罪情勢の推移並びにこれら各庁における事務処理状況の実情に基き、事務処理機構の整備充実、各庁人員の適正能率的な配置、必要予算の適正配付等が必要であり、これがため総務課においては、組織並びに事務運営に関する必要な訓令、通牒、通達を立案すると共に11月29日には全国地方更生保護委員会委員長、保護観察所長会同を開催、特に機構改革後の実情にかんがみ、保護観察の成績を更に向上せしめる具体的方策について協議し、機構改革後の事務運営についての一般方針を指示し、委員会、観察所の能率的な運用を期した。なお各庁の運営に重要関係のある人事並びに予算経理の面については、諸種の調査研究、立案及び執行等に於て、それぞれ、主管部課たる官房人事課及び同経理部に協力している。

2　更生保護に関する法令案の立案については、組織、機構等に関するものについては当総務課に於て、その他についてはそれぞれ各課の所掌事務の内容

によつて行われているが、法令等の国会関係の手続についてはすべて総務課に於て掌理している。昭和27年中に於て保護局にて立案し又は立案に参画した法令は次の通りである。

(イ) 法　　律

○　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭和27年6月23日法律第208号）
○　犯罪者予防更生法の一部を改正する法律（昭和27年7月21日法律第268号）
○　法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年7月31日法律第193号）
○　平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年4月28日法律第103号）

(ロ) 政　　令

中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する旅費、日当及び宿泊料の額を定める政令（昭和27年3月31日政令第62号、改正　昭和27年7月31日政令第305号）
○　平和条約第11条に定める赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定に関する連絡の手続に関する政令（昭和27年4月28日政令第121号）
○　大赦令（昭和27年4月28日政令第117号）
○　復権令（昭和27年4月28日政令第118号）
○　減刑令（昭和27年4月28日政令第119号）
○　法務府設置法等の一部改正に伴う関係政令の整理等に関する政令（昭和27年7月31日政令第305号）

(ハ) 省　　令

○　地方更生保護委員会事務局組織規程（昭和27年8月1日法務省令第3号）
○　保護観察所組織規程（昭和27年8月1日法務省令第4号）
○　法務省組織規程（昭和27年8月1日法務省令第1号）
○　恩赦法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和27年8月1日法務省令第7号）

(ニ) 訓令、規則

○　平和条約第11条による赦免、仮出所等に関する規則（昭和27年4月28日中央更生保護委員会規則第2号、改正　昭和27年8月1日法務省令第7号）

○ 地方更生保護委員会の決定等に関する規則（昭和27年6月23日中央更生保護委員会規則第4号、改正　昭和27年8月1日法務省令第7号）

○ 地方更生保護委員会事務処理規程（昭和27年8月1日法務省保第123号）

○ 保護観察所事務処理規程（昭和27年8月1日法務省保第124号）

○ 保護観察官及び保護司証票規程（昭和27年10月3日法務省訓令第4号）

3　保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰については、本来更生保護事業の内容が、犯罪者の改善更生という他の事業に比し極めて労苦伴う仕事であつて、斯業に従事するこれらの人々の業績を務めて広く顕彰するの必要があるため、この事業に多年に亘り従事しその功績が特に顕著な人々に付き地方更生保護委員会委員長、保護観察所長の推せんに基き慎重に選考のうえ、主管する官房人事課にそれぞれ表彰方の手続を執つた。その結果、本年中に於て褒章条例による藍授褒章授与者9名、法務大臣の表彰状授与者8名を見、なおこの外この事業における永年功労者（10年以上従事せるもの）に対しては法務大臣より感謝状が授与されている。

4　中央更生保護審査会に関する庶務的事務及び更生保護事業審議会の開催、議事録の整理、作成、同委員任免についての手続等の事務をつかさどり、なお法務大臣又は地方更生保護委員会委員長の諮問に応じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を聞くために法務省の附属機関として設置されている保護司選考会に関する事務を掌理し、同選考会委員の委嘱及び解嘱に関する手続き及びその執行部面等に於て官房人事課に協力している。

5　右の外総務課においては、保護司法による全国52,500名の保護司の委嘱、解嘱その他の関係手続事務を行つているほか、局内における文書の受理、発送及び逓付、国会に於ける請願、陳情その他関係事項を処理している。

ロ　調査連絡課

昭和27年における当課の所掌事務及び実施した業務内容

一　所掌事務

当課は旧中央更生保護委員会事務局の総務部犯罪学課、少年部調査連絡課及び成人部調査連絡課の所掌事務を8月1日から承継して、法務省保護局調査連絡課として発足したものである。以下7月31日以前（旧中央委員会）と8月1日以降（法務省保護局）とに分けて述べる。

(ｲ)　1月1日から7月31日まで（旧中央委員会）

(a)　基礎となる法令

旧犯罪者予防更生法第3条、第16条、第20条

法務府設置法第1条、第13条の7

保護司法

更生緊急保護法

中央更生保護委員会事務局内部組織規程第1条、第2条第4項、第3条第2項、第4条第2項

(b)　総務事務の内容

(ｲ)　総務部犯罪学課関係

1　犯罪の予防に関する調査研究事項

2　犯罪者の改善・更生に関する調査研究事項

3　仮出獄、仮出場及び仮退院制度の調査に関する事項

4　保護観察制度の調査に関する事項

5　犯罪に関する資料の蒐集及び調査に関する事項

6　犯罪者の人格調査に関する事項

7　関係法令の整備に関する事項

(ﾛ)　少年部調査連絡課関係

1　青少年の不良化防止及び青少年犯罪の予防対策についての綜合企画並びに実施に関する事項

2　青少年に対する防犯活動に関する関係各庁、各種団体との連絡事項

3　地方少年保護委員会の業績に関する年報編纂事項

4　情報宣伝に関する事項

(ﾊ)　成人部調査連絡課関係

1　事務の内容は、成人に対する前記(ﾛ)に関する事項を掌る。

2　中央委員会事務局組織規程には定められていないが、更生緊急保護法施行後「更生保護会その他更生保護事業に関する事項」を掌つていた。

(ﾛ)　8月1日から12月31日まで（法務省保護局）

(a) 基礎となる法令

法務省設置法第2条、第3条、第9条

法務省組織令第28条、第30条

(b) 事務の内容

1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項

2 更生保護に関する資料の整備に関する事項

3 保護司の設置区域及び組織に関する事項

4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項

5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項

6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項。

二 実施した業務内容

昭和27年度においては、当課では更生保護制度の拡充強化を目標として次の業務を実施した。なお8月1日に実施された行政機構の改革による少年・成人一本化は事務の簡素化、能率化に役立ち当課の業務運営にも寄与するところ大であつた。

(一) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項

(1) 昭和27年度個別調査の実施

昭和25年以降続けてきた個別調査を昭和27年も継続して行つた。

27年は現に保護観察実施中の事例（窃盗、強盗、賭博、詐欺、横領、又は賍物に関す事犯）を各庁ごとに八例を選び（全国392例）これらの事例について、心身の状況、環境等を科学的に調査し、詳細且つ正確な記録を作成し、これらを分析検討して保護観察の技術を確立する基礎資料とする目的をもつて実施した。

調査期間は原則として6ケ月とし、調査報告は昭和28年4月30日までに法務省保護局に為されることになつている。

(2) 更生保護研究委託

更生保護制度の科学的運営に資するため仮釈放、保護観察、恩赦等に関する主要事項を選びだして公私の学術研究機関、専門家にその研究を委託して調査研究を実施している。

昭和27年度に委託した更生保護研究は次の通りである。

(イ) 犯罪者の職業適合に関する調査

委託先 立教大学教授 藤本喜八

(ロ) 犯罪少年の人物評定法に関する研究

委託先 お茶の水女子大学教授 牛島義友

(ハ) 保護観察の技術の確立に資するための基礎資料（昭和26年個別調査）の研究

委託先 刑務協会文化部長 小川太郎

(二) 更生保護に関する資料の整備に関する事項

(1) 保護月報及び保護資料の作成

保護月報は犯罪者予防更生法の運営、事務処理の便宜に資するため、主として保護局、地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の執務の参考となる保護局並びに関係官庁の訓令、通牒、指示、調査、解説、資料、情報等を定期的に集録発行し、法務省保護局管下の各庁及び関係の官公署、施設団体に配布している。

昭和27年においては第9号乃至第14号を編集発行し各庁に配布した。

保護資料は更生保護関係庁の職員が執務上必要な専門的知識と科学的技術を習得させる目的で内外の文献、調査研究の成果、関係法令等を不定期に集録発行して保護局管下の各庁その他に配布している。

昭和27年においては「更生保護関係法令集」を発行した。

(2) 業績年報の作成

旧犯罪者予防更生法第16条第3項の定めるところにより、中央委員会はその委員会、地方少年委員会、地方成人委員会の業績について、法務総裁を経て内閣に年報を提出しなければならないこととなつている。

昭和27年においては、昭和25年、昭和26年の年報を当課において編さんし、法務総裁を経て、内閣に提出した。

なお年報はいずれも印刷して地方委員会及び保護観察所に執務上の参考のため送付し、又関係機関にも更生保護制度に対する認識と理解を深めさせるためそれぞれ送付した。

「更生保護誌」の作成

保護司その他更生保護関係者の指導と教養訓練を目的として論文、随

筆、座談会、投稿、情報連絡事項等を収録した雑誌「更生保護」を当課において昭和25年11月以降毎月編集作成し、昭和27年においては、第3巻第1号乃至第12号を発行して全国の保護司（52,500人）その他関係者に送付した。

(三) 更生保護会その他更生保護事業に関する事項

(1) 更生保護会は更生緊急保護法に基き懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者、同じく刑の執行の免除を得た者、18才以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者に対し、国の委託を受けて第2条に定める更生保護事業を営み、又犯罪者予防更生法第40条に定める応急救護を行う民間の組織である。

当課は更生保護会の設立認可事務その他更生保護会に対する監督事務を掌つている。

昭和27年においては、更生保護会の一般的整備充実に重点を置いて事務を行い、施設の改善、対象者に対する処遇の向上、幹部職員の資質の向上を図るため教養訓練の強化に努めるとともに更生保護会にたいする国からの補助金交付の事務を行つた。

更生保護会現在数	直接更生保護会	162
	連絡助成更生保護会	43
	計	205

(2) 全国更生保護大会実施に関する事項

天皇、皇后両陛下親臨の下に保護観察制度、更生保護事業の適正な運営を図り更生保護三法の使命の達成に寄与する目的で保護司及び更生保護事業者の代表者（2,500人）の大会を昭和27年11月27・28日、法務省主催により東京に開催し、更生保護思想の普及ならびに更生保護制度の推進に多大の成果を挙げた。

当課は右大会の準備及び実施の事務を主管した。

(四) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項

犯罪予防対策の樹立及び民間における犯罪予防活動の発達を促進し、援助する仕事を遂行するため昭和27年度、当課においては、常に関係資料の蒐集、

調査の実施を行うとともに、関係各庁、民間団体、有識者と緊密な連繋を保つて、各種の有効適切な施策を実施し、又地域社会の更生保護思想の啓蒙普及を図るため中央、地方を通じ種々の行事を行い、相当の成果を挙げることができた。

特に犯罪予防活動の一環として、7月1日から31日までの一ケ月間「社会を明るくする運動」を社会を明るくする運動実施委員会主催、法務府主唱の下に全国的に実施した。

運動期間中、中央においては、新聞、ラジオ、ポスター、リーフレット、色紙展示即売会、講演会、映画会、愛の図書寄贈、懸賞論文募集等の各種の催しを通じ更生保護思想の啓蒙普及に多大の実效を収めることができた。

地方においては社会を明るくする運動地方実施委員会を設け、地方委員会、保護観察所が中心となつて各地の実情に応じ、中央に準じた特色ある催しを挙行して成果を挙げることができた。

(五) 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

昭和27年度においても当課では更生保護に関する関係各庁（最高裁判所家庭局、厚生省児童局、省内矯正局、刑事局等）等と常に密接な連絡を保持し、更生保護に関する各種施策の樹立、実施に当つて、綜合的な立場から円滑な運営が行われるよう期している。特に昭和27年以来、内閣に設置された中央青少年問題協議会の構成員としての事務を当課において所掌し、青少年問題に関する綜合的施策の一環として、青少年の更生保護について各省庁の理解を深めさせ、当省との連絡の緊密を図つている。

地方においても地方青少年問題協議会が都道府県に設置され、保護観察所はその構成員となり連絡活動を行つている。

中央・地方青少年問題協議会では情報宣伝活動の一環として、昭和27年において春秋二回に亘り第6、第7回青少年保護育成運動を実施した。ちなみに昭和27年における中央青少年問題協議会の委員を次に列記する。

内閣官房長官、内閣官房副長官、法務事務次官、文部事務次官、厚生事務次官、労働事務次官、国家地方警察本部次長、最高検察庁次長検事、最高裁判所事務次長、学識経験者

(六) 保護司の設置区域及び組織に関する事項

(1) 保護司の設置区域

保護司は保護司法第2条の定めるところにより都道府県の区域に従つて区分された全国756の保護区に設置された。

保護司の定数は全国で52,500人、これらの保護司が統一的活動を行うため自主的な組織として各保護区毎に保護司会が結成され、その連合組織体が各都道府県（保護観察所管轄区域ごと）及び各地方（地方委員轄区域ごと）に置かれ全国組織体としては全国保護司連盟が東京都に置かれている。

保護司の組織体は保護観察事務及び犯罪予防活動の統一的、綜合的運営に寄与するところが大である。殊に単位保護司会においては毎月1、2回の定期的会合を開いて、事例研究、関係法令、手続等について討議研究を行い、これには保護観察所長、係官が出席して、指導するとともに、事務打合せ等にも活用している。唯昭和27年においては、行政機構改革によつて従来の地方少年・成人保護委員会、少年・成人保護観察所が地方委員会、保護観察所に一本化されたのに照応させるため保護司会、保護司連盟の少年・成人一本化を極力勧奨したところ大むね前記の保護司単位・連合組織の一本化を実現させることができた。

(2) 保護司の研修

保護司の水準の全国的向上を図るため、昭和27年において、保護司の職務上必要な知識と技能を習得させる目的で地方ごとの保護司研修を実施した。

研修員　各保護区ごとにケース・ワーカーとして最も優秀な保護司2名宛（全国総員1,512人）

期　間　2日間

研修科目　(1) 保護司の使命と任務
(2) 更生保護三法の解説
(3) 保護観察の手続と方法
(4) ケース・ワークの解説
(5) 職業安定法の解説
(6) 生活保護法の解説
(7) 社会福祉事業法の解説
(8) 保護区の運営方法
(9) ケース研究

ハ　観　察　課

A 業 務 内 容

(イ) 所掌事項（法務省組織令第31条）

1　保護観察に関する事項
2　仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
3　不定期刑の終了及び退院に関する事項
4　地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
5　刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(ロ) 機構改革にもとずく改廃の概要

8月1日以後の機構改革により従来の中央更生保護委員会事務局少年部、成人部の区別は解消し、主として両部の観察課の業務を合体して当課がこれを承継した。

B 業務の実施状況

(イ) 機構改革以前

8月1日の機構改革前までは少年部観察課、成人部観察課はともに前年度に引続き主として保護観察事務の監督運営を推進し、犯罪者予防更生法その他関係法令に関する質疑に応じてこれを解明し回答を与える等、十数通の通牒案の作成を主管した。

保護観察事務の運営の状況については別掲統計表に示す通りである。

又中央委員会の規則として制定すべく、「審理及び保護観察規則案」の審議を屢々開催して、一応その草案の作成を完了した。

6月23日「犯罪者予防更生法の一部を改正する法律」が公布施行されたが、その立案に関与した。この改正は(1)仮釈放許可の審理に際し重病等の外、場合により委員の面接を省略し得ることとなし、(2)引致は従来のように仮出獄中の者にのみ限らず、仮退院中の者や家庭裁判所で保護観察処分を受けた者に対してもなし得るように拡張し、(3)従来「仮出獄の停止」と呼ばれていた措置の意味を明確にするため「保護観察の停止」という言葉に改め、(4)留置が従来仮出獄中の者にのみ限られていたのを、仮退院中の者にもなし得るよう拡張し、(5)決定の告知につき新たに規定し、特に所在不明の者に対する

場合の方法をも定めたものである。

(ロ) 機構改革以後

8月1日の機構改革後は、前記一般業務内容に従つて事務を推進し、殊に保護観察並びに仮釈放許可、応急救護、更生保護、刑務所釈放者保護等に関する統計表の作成を当課に於いて掌ることとなし、保護観察の事務につき、実状に即し明確な方針の下に監督運営を進めた。その状況については別掲統計表の通りである。

又、法令上の質疑回答その他につき多数の通牒が発布されたが、就中特記すべき事項としては、従来懸案となつていた規則案を実施に移すべく推進し、一応草案に基きつつも、実状にかんがみ想を新たにして審議を重ね、同時にこれに照応する各種の様式をも定める等、その立案を主管した。その結果主要な部分として (イ)「仮釈放の準備手続について」(ロ)「仮釈放並びに在監又は在院中の者に対する不定期刑執行終了又は退院の審理決定等に関する手続について」の二通牒が12月末に発布施行された。

なお、8月1日法務省令第4号により保護観察所組織規程が制定公布されたが、これにつき特記すべき点は、主要な保護観察所10ケ所において、新たに保護課を置くこととなし、特に家庭裁判所及び矯正施設との連絡の緊密化を企図したことである。これに関して、保護課と観察課との所掌事務の調整要領を示した通牒が発布された。

会同については、(イ) 8月28日に開催された「地方更生保護委員会委員長並びに事務局長の全国会同」において、当課の所管事項に関し、(1) 面接の省略、(2) 引致の対象と要件、(3) 保護観察の停止、等について局長の指示があり、(ロ) 11月29日に開催された「地方更生保護委員長並びに保護観察所長の全国会同」において、当課の所管事項に関し、(1) 保護観察事務の重点的処理、(2) 引致及び留置、(3) 思想的背後関係をもつ事案の取扱、(4) 保護観察の解除、(5) 統計事務の重視、(6) 環境調査調整報告の迅速化、(7) 家庭裁判所、矯正施設等関係機関との連絡の緊密化等について局長から注意事項が示された。

C 統 計 表

以下主要なものを掲げる

昭和27年度　地方更生保護委員会事務処理状況 その1 (1月～7月少年)

決定事項の処理状況

事件種別 ＼ 受理処理状況		(イ) 受理			(ロ) 処理				(ハ) 未済
		(い) 旧受	(ろ) 新受	(は) 計	(に) 審理して処理せず	(ほ) 不許可	(へ) 許可	(と) 計	
1 仮出獄	(1) 職権 (法第29条2)	140	870	1,010	925	—	12	937	73
	(2) 申請 (法第29条)	813	5,690	6,503	69	271	5,072	5,412	1,091
2 仮退院	(1) 職権 (法第29条2)	—	547	547	547	—	—	547	—
	(2) 申請 (法第29条)	873	6,096	6,969	11	94	5,506	5,611	1,358
3 仮出場 (法第29条)		—	17	17	1	—	16	17	—
4 保護観察の解除 (法第33条第4項)		16	2,794	2,810	17	1	2,778	2,796	14
5 保護観察の継続 (法第37条第2項)		—	180	180	—	—	180	180	—
6 家庭裁判所へ通告 (法第42条第1項)		—	21	21	2	—	19	21	—
7 戻し収容の申請 (法第43条第1項)		1	82	83	3	—	78	81	2
8 仮出獄の取消 (法第44条、第45条第5項)		35	397	432	20	97	303	420	12
9 仮出獄の停止 (法第45条第1項)		1	53	54	1	1	52	54	—
10 検察官へ通告		—	1	1	—	—	1	1	—
11 保護観察の停止 (法第42条の2第1項)		—	—	—	—	—	—	—	—
12 保護観察停止の解除 (同上)		—	—	—	—	—	—	—	—
13 保護観察停止の取消 (法第42条の2第6項)		—	—	—	—	—	—	—	—
14 審理の開始	少年院へ戻し収容につき (法第45条第1項)	—	—	—	—	—	—	—	—
	仮出獄の取消につき (同上)	—	—	—	—	—	—	—	—
15 退院	(1) 在院中申請 (法第47条)	5	52	57	11	2	42	55	2
	(2) 仮退院中申請 (法第48条)	1	230	231	—	—	225	225	6
16 不定期刑の終了	(1) 在監中申請 (法第48条)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 仮出獄中申請 (法第48条)	1	4	5	—	—	5	5	—
総計		1,886	17,034	18,920	1,607	466	14,289	16,362	2,558

昭和27年　地方更生保護委員会事務処理状況その2（1月～7月成人）

決定事項の処理状況

事件種別＼受理処理状況		(イ)受理 (い)旧受	(ろ)新受	(は)計	(ニ)処理 (に)審理して処理せず	(ほ)不許可	(へ)許可	(と)計	(ヰ)未済
1 仮出獄	(1) 職権（法第29条2）	440	4,302	4,742	4,479	30	144	4,653	89
	(2) 申請（法第29条）	2,275	24,165	26,440	604	1,269	21,195	23,068	3,372
2 仮出場（法第29条）		8	167	175	3	3	163	169	6
3 保護観察の停止		—	7	7	—	—	7	7	—
4 仮出獄の取消（法第44条）		101	804	905	18	167	690	875	30
5 仮出獄の停止（法第45条第1項）		4	218	222	4	1	217	222	—
総計		2,828	29,663	32,491	5,108	1,470	22,416	28,994	3,497

昭和27年　地方更生保護委員会事務処理状況（その3）

（8月～12月少年成人）

決定事項の処理状況

事件種別＼受理処理状況		(イ)受理 (い)旧受	(ろ)新受	(は)計	(ニ)処理 (に)審理して処理せず	(ほ)不許可	(へ)許可	(と)計	(ヰ)未済
1 仮出獄	(1) 職権（法第29条2）	162	2,565	2,727	2,402	—	—	2,402	325
	(2) 申請（法第29条）	4,463	19,978	24,441	(却下) 207	814	19,349	20,370	4,071
2 仮退院	(1) 職権（法第29条2）	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 申請（法第29条）	1,358	3,922	5,280	(却下) 108	45	4,196	4,349	931
3 仮出場（法第29条）		6	—	6	—	—	—	—	6
4 保護観察の停止（法第42条の2第1項）		—	73	73	2	(停止せず) 1	(停止) 68	71	2
5 保護観察停止の解除（法第42条の2第2項）		—	5	5	—	／	(解除) 4	4	1
6 保護観察停止の取消（法第42条の2第6項）		—	—	—	—	／	(取消)	—	—
7 審理の開始（法第45条第1項）	(1) 少年院への戻し収容につき	(引致)	(引致) 7	(引致) 7	決定前釈放（留置） 7	／	／	(釈放)(留置) 6	(引致)
	(2) 仮出獄の取消につき	(引致)	(引致) 6	(引致) 6	決定前釈放（留置） 6	／	／	(釈放)(留置) 6	(引致)
8 戻し収容の申請（法第43条第1項）		2	54	56	1	(申請せず) 4	(申請) 48	53	3
9 仮出獄の取消（法第44条）		42	274	316	(却下) 12	(取消さず) 16	(取消) 239	267	49
10 退院	(1) 在院中申請（法第47条）	2	22	24	(却下) 2	2	17	21	3
	(2) 仮退院中申請（法第47条）	6	112	118	(却下) 2	—	104	106	12
11 不定期刑の終了	(1) 在監中申請（法第48条）	—	5	5	(却下)	2	2	4	1
	(2) 仮出獄中申請（法第48条）	—	4	4	(却下)	—	4	4	—
12 総計		6,041	27,027	33,068	2,749	884	24,031	27,664	5,404

昭和27年 1～6 月　保護観察事件取扱状況（少年、成人）

受理別	事項別		受理人員 前期繰越	受理人員 本期受理	受理人員 計	本期終結人員 保護観察終了	本期終結人員 他庁移送	6月末現在人員 保護観察中 実施中	保護観察中 所在不明	保護観察中 法第42条の2による保護観察の停止	観察停止 法第33条第4項による停止	観察停止 その他の事由による停止	計
少年	家庭裁判所決定	男	37,356	12,122	49,478	5,185	903	42,022	792	—	436	140	43,390
		女	3,274	986	4,260	492	92	3,435	209	—	19	13	3,676
		計	40,630	13,108	53,738	5,677	995	45,457	1,001	—	455	153	47,066
	仮出獄	男	6,339	4,257	10,596	6,605	643	3,244	75	3	—	26	3,348
		女	143	86	229	152	11	66	—	—	—	—	66
		計	6,482	4,343	10,825	6,757	654	3,310	75	3	—	26	3,414
	仮退院	男	7,633	4,447	12,080	1,957	253	9,174	374	—	—	322	9,870
		女	789	473	1,262	145	49	959	92	—	—	17	1,068
		計	8,422	4,920	13,342	2,102	302	10,133	466	—	—	339	10,938
	刑執行猶予	男	860	172	1,032	583	23	371	44	—	—	11	426
		女	29	11	40	18	3	15	3	—	—	1	19
		計	889	183	1,072	601	26	386	47	—	—	12	445
	合計	男	52,188	20,998	73,186	14,330	1,822	54,811	1,285	3	436	499	57,034
		女	4,235	1,556	5,791	807	155	4,475	304	—	19	31	4,829
		計	56,423	22,554	78,977	15,137	1,977	59,286	1,589	3	455	530	61,863
成人	仮出獄	男	20,505	18,048	38,553	27,378	691	10,047	402	14	—	21	10,484
		女	259	305	564	380	8	171	4	—	—	1	176
		計	20,764	18,353	39,117	27,758	699	10,218	406	14	—	22	10,660
	合計	男	20,505	18,048	38,553	27,378	691	10,047	402	14	—	21	10,484
		女	259	305	564	380	8	171	4	—	—	1	176
		計	20,764	18,353	39,117	27,758	699	10,218	406	14	—	22	10,660

昭和27年7～12月分　保護観察事件取扱状況（少年、成人）

受理別	事項別		受理人員 前期繰越	受理人員 本期受理	受理人員 計	本期終結人員 保護観察終了	本期終結人員 他庁移送	年末現在人員 保護観察中 実施中	保護観察中 所在不明	保護観察中 法第42条の2による保護観察の停止	観察停止 法第33条第4項による停止	観察停止 その他の事由による停止	計
	家庭裁判所決定	男	43,390	10,409	53,799	5,782	648	45,676	1,055	—	76	562	47,369
		女	3,676	857	4,533	527	74	3,654	239	—	1	38	3,932
		計	47,066	11,266	58,332	6,309	722	49,330	1,294	—	77	600	51,301
	仮出獄	男	13,832	24,230	38,062	19,589	510	17,609	256	60	—	39	17,963
		女	242	415	657	365	13	270	7	2	—	—	279
		計	14,074	24,645	38,719	19,954	523	17,878	263	62	—	39	18,242
	仮退院	男	9,870	4,927	14,797	3,010	256	10,625	503	—	—	403	11,531
		女	1,068	453	1,521	278	38	1,058	115	—	—	32	1,205
		計	10,938	5,380	16,318	3,288	294	11,683	618	—	—	435	12,736
	刑執行猶予	男	426	27	453	179	10	230	22	—	—	12	264
		女	19	—	19	9	1	8	—	—	—	1	9
		計	445	27	472	188	11	238	22	—	—	13	273
	合計	男	67,518	39,593	107,111	28,560	1,424	74,139	1,836	60	76	1,016	77,127
		女	5,005	1,725	6,730	1,179	126	4,990	361	2	1	71	5,425
		計	72,523	41,318	113,841	29,739	1,550	79,129	2,197	62	77	1,087	82,552

備考　保護観察事件取扱状況については、便宜上半期毎の数を示した。

昭和27年　保護観察終了の期間調

事件種別			保護観察期間別										平均観察期間
			1未満	1月満	3未満	3月満	6未満	6月満	1年未満	2年未満	5年未満	5年以上	計	
1月～12月	少年	家庭裁判所決定							783	1,746	2,232	546	5,677	2年5月
		仮出院							1,392	1,000	292	34	6,757	10月
		仮刑執行猶予							303	668	252	22	2,102	1年3月
		計							40	71	183	234	601	3年3月
	成人	仮出獄							2,518	3,485	2,959	836	15,137	1年7月
		合計							4,732	2,631	2,090	264	27,758	8月
									7,250	6,116	4,049	1,100	42,895	1年
7月～12月	家庭裁判所決定								689	1,990	2,405	824	6,309	2年6月
	仮出院								2,449	1,163	441	161	19,954	6月
	仮刑執行猶予								682	781	353	75	3,288	1年3月
	合計								26	36	69	44	188	2年11月
									3,846	3,970	3,268	1,104	29,739	1年
1月～12月	家庭裁判所決定								1,472	3,736	4,637	1,370	11,986	2年6月
	仮出院								8,573	1,494	1,823	459	54,469	8月
	仮刑執行猶予								985	1,449	605	97	5,390	1年3月
	合計								66	107	252	278	789	3年2月
									1,096	10,086	7,317	2,204	72,634	2年2月

昭和27年　保護観察終了の事由調(保護観察の成績)

事件種別	終了事由別		1月～6月		
			男	女	計
少年	家庭裁判所決定	成績良好による解除	1,986	200	2,186
		期間満了及び満齢	2,163	234	2,397
		取消	970	55	1,025
		死亡その他	66	3	69
		計	5,185	492	5,677
	仮出獄	期間満了 良好	549	9	558
		不良 稍良	1,102	28	1,130
		不良 普通	4,151	102	4,253
		不良 不良	526	12	538
		取消	246	0	246
		死亡その他	31	1	32
		計	6,605	152	6,757
	仮退院	成績良好による退院	208	26	234
		期間満了及び満齢	1,420	97	1,517
		取消	264	16	280
		再収容	34	4	38
		死亡その他	31	2	33
		計	1,957	145	2,102
	刑執行猶予	期間満了 良好	54	1	55
		不良 稍良	100	3	103
		不良 普通	299	10	309
		不良 不良	45	1	46
		取消	72	1	73
		死亡その他	13	2	15
		計	583	18	601
	合計		14,330	807	15,137
成人	仮出獄	期間満了 良好	4,242	75	4,317
		不良 稍良	4,845	71	4,916
		不良 普通	16,067	217	16,284
		不良 不良	1,587	10	1,597
		取消	532	5	537
		死亡その他	105	2	107
		計	27,378	380	27,758
総計			41,708	1,187	42,895

昭和27年　保護観察終了の事由調(保護観察の成績)

事件種別	終了事由別		7月～12月		
			男	女	計
家庭裁判所決定	成績良好による解除及び期間満了		2,380	230	2,610
			2,475	252	2,727
	取消		857	42	899
	死亡	その他	69	4	73
	計		5,781	528	6,309
仮出獄	期間満了	良好	2,135	35	2,170
		稍良	2,959	71	3,030
		普通	13,127	238	13,365
		不良	1,103	15	1,118
	取消		207	1	208
	死亡	その他	58	5	63
	計		19,589	365	19,954
仮退院	退院成績良好による退院及び期間満了		138	26	164
			2,450	227	2,677
	再収容	取消	328	20	348
		その他	41	4	45
	死亡		54	0	54
	計		3,011	277	3,288
刑執行猶予	期間満了	良好	21	0	21
		稍良	45	2	47
		普通	89	4	93
		不良	18	3	21
	取消		6	0	6
	死亡	その他	0	0	0
	計		179	9	188
総計			28,560	1,179	29,739

二　恩　赦　課

一　目　的

恩赦課においては次の所掌事務を取扱つている。

1　恩赦制度の調査研究に関する事項

2　特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項

3　政令による恩赦の立案及び実施に関する事項

4　前科のまつ消に関する事項

二　業務の実施状況

第一　一般恩赦

1　大赦

(1)　取扱官庁別該当人員

(2)　罪名別該当人員

(3)　身分別該当人員

2　減刑

(1)　取扱官庁別該当人員

(2)　死刑、無期刑、有期刑別該当人員

(3)　身分別該当人員

3　復権

4　在監者に対する大赦、減刑

(1)　仮釈放の措置

(2)　更生保護措置

(3)　再犯調査

第二　個別恩赦

1　調査人員

2　上申人員

3　申出人員

4　決定人員

平和条約が効力を発生した昭和27年4月28日を期して行われたいわゆる講和恩赦は、先例のない大幅なものであつて、その内容を大別すれば一般恩赦と個

別恩赦とに分かれ、両者を合せて恩赦に浴し今日迄に手続を終了した人員は、961,171人である。

第一　一般恩赦

一般恩赦は、政令に罪又は刑の種類若しくは要件を定めて行われる恩赦である。今回は、4月28日附を以て、政令第117号大赦令、同第118号減刑令及び同第119号復権令の三政令が公布施行せられたのであつてその該当人員は959,019人である。

1　大　　赦

大赦令に該当し赦免された者は444,205人である。

(1)　取扱官庁別該当人員表

取扱官庁	人　員
検察庁関係	443,744人
監獄関係	381
保護観察所関係	80
計	444,205

(2)　罪名別該当人員表

本表は大赦令に該当し赦免された者を罪名別に分類したものである。物価統制令違反が最も多く、臨時物資需給調整法違反、食糧管理法違反がこれに次いでいる。その他の罪とは都会地転入抑制法、地代家賃統制令等の取締法規の違反罪である。

罪　名	人　員
刑法、戦時刑法、陸海軍刑法関係の罪	4,175人
選挙法関係の罪	30,923
各種税法の罪	380
占領目的阻害行為処罰令違反の罪	748
公職追放令関係の罪	259
食糧管理法違反の罪	63,012

罪　名	人　員
物価統制令違反の罪	201,560人
臨時物資需給調整法違反の罪	66,480
労働法関係の罪	1,540
道路交通取締令及び勾留又は科料のみに当る罪	27,149
その他の罪	47,979
計	444,205

(3)　身分別該当人員表

本表は大赦令に該当し赦免された者が犯罪と刑罪の如何なる段階にあつたかを明かにしたものであり刑の執行を終つた者が大部分を占めている。刑の執行猶予の言渡を受けたもののうち、成人は検察庁の取扱であるが、少年は保護観察に付されており その取扱官庁が保護観察所の関係となるので各別に計上したのである。

身　分	人　員
検察官捜査中の者	5,769人
裁判所審理中の者	13,861
刑執行未着手の者	7,011
刑執行猶予中（少年）の者	10
刑執行猶予中（成人）の者	9,661
刑執行停止中の者	3,593
在監中の者	381
仮出獄中の者	70
刑執行終了の者	403,849
計	444,205

2　減　　刑

減刑令に該当し禁錮以上の刑の減軽された者は、277,814人である。

なお、刑の執行を猶予されている者は、猶予の期間をも短縮されている。

(1) 取扱官庁別該当人員表

取扱官庁	人員
検察庁関係	183,665人
監獄関係	68,913
保護観察所関係	25,236
計	277,814

(2) 死刑、無期刑、有期刑別該当人員表

死刑から無期懲役に減軽された者11人はすべて殺人罪であるが、従来の例を変更し、今回新に尊属殺人罪が減刑されることとなつたので、うち1人は尊属殺人である。

死刑、無期、有期刑	人員
死刑	11人
無期刑の者	147
有期刑の者	277,656
計	277,814

(3) 身分別該当人員表

本表は減刑令に該当し、減刑された者が刑の執行と如何なる関係にあつたかを調査したものであり、成人の刑の執行猶予中の者が大半を占めている。大赦の場合と同様に、刑の執行猶予中の者は成人と少年で取扱官庁を別にするが、その他欄の971人は少年の刑の執行猶予中の者であり、従つて、刑の執行猶予中（少年）の者の欄640人に加えて計上さるべき人員であるが保護観察に付されていないため、その減刑は検察庁において行われたので別欄に計上したのである。

身分	人員
刑執行着手前の者	5,316人
刑執行中の者	68,902

身分	人員
仮出獄中の者	24,596人
刑執行停止中の者	1,126
刑執行猶予中（少年）の者	640
刑執行猶予中（成人）の者	176,263
その他	971
計	277,814

3 復権

復権令に該当し資格を回復する者は460,000人と推定されているが、現在までに判決原本に復権の付記をした人員は237,000人である。

4 在監者に対する大赦減刑

在監者が大赦、減刑により釈放される場合は、刑の執行猶予中又は仮出獄による保護観察中の者等に対する大赦減刑と趣を異にし、新に社会に一歩をふみ出すこととなるので、その更生のため格別の措置が講じられた。以下これらの措置とその後の再犯の関係を見ることとする。

(1) 仮釈放の措置

今回の恩赦は、先例のない広範囲のものであり、その減刑令に於ても、従前の刑期二分の一以上の執行を終つた者に対し残刑の二分の一を減ずる方式を変更し、一率に言渡刑の四分の一（少年については その三分の一）を減ずることとされた。従つて恩赦施行日には多数の受刑者が釈放されることが予想されたので、昭和27年4月1日中委第427号をもつて在監者中恩赦施行日前後に刑期の四分の三（少年については三分の二）以上を経過し恩赦施行日に即日釈放が当然予想されるもののうち特に本人の更生のため家族親族等に引取らせることが適当であるものについては、恩赦施行日前に簡易な手続により、仮釈放を許可して一応保護観察に付し或は同伴の帰住一或は医療救護を為す等の如く観察期間中の保護に万全を期し、観察期間経過後の更生に便ならしめると共に恩赦施行当日多数の同時釈放より生ずる混雑をさける方針をとり、其の旨を下部機関に通牒した。その結果恩赦施行日前に釈放された受刑者は6,949人である。

なお、これらの者に対しても後述の衣料保護、就職あつ旋等必要な措置を講じたことは勿論である。

(2) 更生保護の措置

右の恩赦施行日前の仮釈放をなし得なかつた者は施行日当日釈放されたのであるが、これらの受刑者は犯数を重ね保護関係が不良で行先がない等のため最も再犯の虞のある者なのである。従つてその更生改善のためにはその任にあたる者の最も苦心したところである。

(イ) 同伴保護

保護者はあつても出迎のないため家族親族その他の引受人宅まで同伴し帰住せしめた者は左表の通りである。

同伴者	人員
監獄の職員による同伴	1,423人
保護観察所職員による同伴	478
保護司の同伴	562
計	2,463

(ロ) 旅費の支給

保護者はあるが出迎がなく、しかも、同伴するまでもないと考えられた者で、旅費を持たない者に対しては左表の通り旅費を支給して帰住を容易ならしめた。

支弁官庁	人員
監獄の支弁	1,606人
保護観察所の支弁	887
計	2,493

(ハ) 衣料支給

支弁官庁	人員
監獄の支弁	945人
保護観察所支弁	1,080
計	2,025

(2) 職業安定の措置

就職先のない者に対しては、左表の通りあつ旋した。

あつ旋者	人員
職業安定所のあつ旋	1,497人
更生保護会のあつ旋	910
保護司のあつ旋	1,269
その他	1,080
小計	4,756
未就職	779
合計	5,535

(ホ) 収容保護の措置

行先のない者に対しは左表の通り施設その他に委託して保護した。

委託先	人員
更生保護会に委託	2,479人
社会福祉施設収容	223
病院収容	75
寺院教会委託	10
保護司宅委託	96
計	2,883

(3) 前述の中委第427号通牒による仮釈放者と恩赦施行日の大赦、減刑による釈放数は左表の通りである。

釈放別	人員
427号通牒による釈放者	6,949人
恩赦施行日の大赦による釈放者	95
恩赦施行日の減刑による釈放者	4,500
計	11,544

これらの釈放者は前述の如く犯数を重ねた等のため刑期の四分の三の執行を終つても仮釈放の出来なかつた者殊に恩赦施行日の釈放者の多くは行先のない保護関係の極めて不良な者であるためその再犯率は一般の場合よりもはるかに上廻つても止むを得ないと考えられた。しかしながら、従来の犯罪統計上再犯率の最も高い期間であるとされている釈放後一年を経過する昭和28年5月迄の統計は表の通り22%となつている。

期間	人員
昭和27年5月	10人
6月	84
7月	189
8月	307
9月	178
10月	290
11月	225
12月	266
昭和28年1月	225
2月	203
3月	193
4月	171
5月	162
計	2,502

第二　個別恩赦

個別恩赦は常時行われているものである。しかしながら、広く一般恩赦が公布施行された際には、一般恩赦から洩れた者に対しても、できるだけ、恩赦に浴さしめようという配慮から、常時行われる場合よりも寛大な基準によつて個別恩赦の行われるのが例であり、今回も特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権の四種類の個別恩赦が行われ、これを処理するための内部的基準が定められた。

1　調査人員

個別恩赦は一般恩赦と異なり罪質、犯情、行状、犯罪後の状況及び刑の執行の状況等を個別的に審査し情状ある者は恩赦に浴さしめようとするものである。従つてその調査は個人別にあらゆる角度から詳細に亘り検討せられたのであるがその人員は左表の通り45,876人の多数に上つている。

調査官庁	調査人員
検察庁	38,183人
監獄	6,008
保護観察所	1,685
計	45,876

2　上申人員

右の個人別調査人員のうち、上申庁に於て調査の結果基準に適合するものとして中央更生保護審査会に上申された人員は左表の通り2,422人であり調査人員の5.3%に過ぎない。

上申庁	上申人員
検察庁の長	1,850人
監獄の長	398
保護観察所の長	174
計	2,422

3　申出人員

更に右の上申人員のうち、中央更生保護審査会に於て審査の結果、恩赦相当のものとして恩赦の申出をされた人員は左表の通り2,152人であり上申人員の89%調査人員からみると僅に4.7%に過ぎないものとなつている。

上申庁名	申出人員	不詮議人員	計
検察庁	1,770人	80人	1,850人
監獄	221	177	398
保護観察所	161	13	174
計	2,152	270	2,422

4　恩赦決定人員

右の申出人員はすべて内閣に於て恩赦相当として決定され、天皇の認証を経て、夫々に恩赦状が交付された。この法定人員は上申庁別にみるときは上申人員と同一であるし、恩赦の種類別にみるときは、左表の通りであり特赦事件の多くは食糧管理法、物価統制令等の経済統制法規の違反事件である。

恩赦の種類	恩赦された人員
特赦	1,634人
特別減刑	363
刑の執行の免除	126
復権	29
計	2,152

ホ　特別調査課

法務省組織令第33条

A　業務内容

1　平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項

2　中央更生保護審査会が行う赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項

3　仮出所中の者の保護監督に関する事項

4　赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

関係法令

1　平和条約第11条「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府が決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑の宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。」

2　平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年4月28日法律第103号、改正昭和27年7月31日法律第268号）

3　平和条約第11条に定める赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定に関する連絡の手続に関する政令（昭和28年4月28日政令第121号、改正昭和27年7月31日政令第305号）

4　平和条約第11条による赦免、仮出所等に関する規則（昭和27年4月28日中央更生保護委員会規則第2号、改正昭和27年8月1日法務省令第7号）

B　業務の実施状況

1　平和条約発効前

巣鴨刑務所に服役中の戦争犯罪人は、連合国最高司令官総司令部1954年3月7日同章第5号「戦争犯罪人に対する恩典附与」に基き、総司令部に設置された宣誓仮出所委員会が審査の上、最高司令官の決定によつて、仮出所を許可されていたものであるが、仮出所者に対しては、1950年3月18日附連合国最高司令官総司令部法務局長の法務総裁に対する書簡により、我国の保護観察制度の下に、保護監督を行つてきたのである。

2　平和条約発効後

連合国の管理下にあつた巣鴨刑務所に服役中の戦争犯罪人927名は、昭和27年4月28日平和条約発効と同時に、我国に移管され、平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年法律第103号）によつて、その刑の執行に関する事項は法務大臣が管理し、赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する事項は法務大臣の所轄の下に置かれた中央更生保護委員会が管理することになつたのである。

（中央更生保護委員会は8月1日の機構改革によつて廃止され、保護局と中央更生保護審査会とが設けられて、その事務を行うことになり、戦犯事務に関しては、戦犯者の赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告、決定並に一時出所に関する決定は、中央更生保護審査会が行うことになり、その他の事務は保護局特別調査課が行うことになつた）

(1)　仮出所に関する事項

連合国管理当時、総司令部仮出所審査委員会によつて仮出所を許された者は892名に達し、極めて活潑に行われておつたので、移管後直ちに仮出所の

調査を開始し、中央更生保護委員会の決定に要する資料の蒐集、勧告に必要な書類の作成、飜訳等につとめ昭和27年6月12日第一回の勧告を為したのである。而して同年9月末には、仮出所の適格性を有する者全部の勧告を了し、逐次適格性を得た者に対する勧告をしているが、この勧告に対し、10月末米国政府から2名の仮出所許可決定の通報があり、爾来同年末までに28名仮出所した（昭和27年度に於ける仮出所申請処理状況は別表(1)の通りである）

(2) 赦免に関する事項

赦免の勧告は、全面赦免と個別赦免との二つの勧告方法を行つた。

a 全面赦免の勧告

6月30日仏蘭西国際記念日に当り、仏蘭西に対し仏蘭西関係B、C級全員、8月8日終戦記念日に当り、各関係各国に対し、B、C級全員、10月20日立儲の礼に当り、各関係国に対し、A級を含む全戦犯の赦免勧告を行つた。（全面赦免の勧告状況は別表(2)の通りである。）

b 個別赦免の勧告

この全面赦免の勧告に対し、米国は全面赦免という政治的解決を為すことなく、司法的個別的に審査して決定するという意向を明らかにし、その他関係国の意向も米国と同一であることが認められ、結局各関係国政府は、全面的な釈放要求を容れるような措置が国民世論の反撃にあうことを虞れて、慎重に決しなければならない状況にあるためと思われるところから、仮出所の適格性を有しない者に対しては、個別的に調査して、赦免若しくは刑の軽減勧告を為す必要があり、調査を進めたのであるが、調査に当つては、

(イ) 戦争犯罪に問われた事実及びこれに対する情状並びに科せられた刑の当、不当

(ロ) 家族の状況及びその生活状況に重点をおき、本人の経歴、職務関係、本人の身体の状況、服役状況及びその成績、釈放者の生活設計についても調査し、本人に有利な資料の蒐集に努め、これらを勧告の理由及び資料となしたのである。（昭和27年度に於ける個別赦免申請処理状況は、別表の通りである。）

(3) 一時出所に関する事項

在所者の父母、配偶者、子又は未成年の子を本人に代つて扶養監護している者の死亡、危篤及び天災地変等のため在所者の住居や家財が破壊滅失し、在所者本人が出向かなければその後始末ができない窮状にある場合、期間を定めて一時出所を許しているのである。

一時出所を許すときは、出所期間中遵守すべき事項を定めて誓約させ、保護観察官又は法務事務官が出所期間中同伴監督に当ることになつている。

一時出所中の者が、遵守事項に違反した場合、一時出所を取消すことができるのであるが、取消された者は一人もない。

平和条約発効を期して、戦犯者に対し釈放或は減刑の恩典があるものとの国民の期待は実現せず、日本移管に伴い、戦犯の実相が明らかにされるに従い、戦犯者に同情する国民感情は高まり、戦犯釈放を要望する積極的な国民運動にまで発展し、提出される釈放嘆願書の署名総数は一千万を突破する状況にあつた。かかる世論に応じて、12月24日国会に於ては、日本政府が戦犯者に与え得る唯一の恩恵的制度である一時出所の条件緩和と、期間延長を内容とする議員提出の改正法律案を上程可決したのであるが、この改正法律に対して、米国政府から疑義の申入れがあり、改正法律の実施については、幾多の困難な問題が残されている。

(4) 保護監督に関する事項

仮出所者に対しては、平和条約発効前に引続き保護監督を行つている。

仮出所を許可するときは、帰住地及び仮出所の期間中遵守すべき事項を定め本人に告知し、保護観察所長の指定する保護司が、刑期終了若しくは、赦免されるまで保護観督に当つている。

保護観督に当つては、遵守事項を遵守せしめて、円滑な帰住と健全な社会生活を行わせるため、必要且つ、適切な指導監督及び補導援護につとめている。

仮出所中の者が、遵守事項に違反した場合、仮出所処分を取消すことができるのであるが、現在まで取消された者は一人もない。（昭和27年度に於ける保護監督実施状況は別表(4)の通りである。）

(5) 関係国に対する通報

法律の規定によつて、仮出所中の者及び在所者について